

平成 2 2 年号外第 3 号 平成 2 2 年 3 月 2 5 日



発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

監 査 公 表

包括外部監査 （監査公表第 4 号）

特別会計（公営企業会計を除く）における経営事務の管理及び財務の
執行について

外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

北 九 州 市 監 査 委 員

北九州市監査公表第4号

平成22年3月17日

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	長野敏彦
同	加来茂幸

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 2 1 年度

包括外部監査結果報告書

平成 22 年 3 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 隆明

本報告書における金額の表示に関しては、原則、切捨て表示している。
したがって、上記端数処理の関係上、合計数値等とその内訳が一致しない
場合がある。

平成 22 年 3 月 17 日

北九州市包括外部監査人

廣瀬 隆明

平成 21 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について
別紙のとおり報告いたします。

目 次

．特別会計（公営企業会計を除く）における経営事務の管理及び 財務の執行について

第 1 ． 外部監査の概要	1
1 ． 外部監査の種類	1
2 ． 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 ． 特定の事件を選定した背景及びその理由	1
4 ． 外部監査の方法	2
5 ． 外部監査の実施期間	4
6 ． 外部監査従事者	4
7 ． 利害関係	4
第 2 ． 外部監査対象事業の概要	5
北九州市の特別会計（公営企業会計を除く）について	
第 3 ． 監査結果	7
1 ． 国民健康保険特別会計	7
2 ． 食肉センター特別会計	17
3 ． 中央卸売市場特別会計	32
4 ． 渡船特別会計	43
5 ． 競輪、競艇特別会計	50
6 ． 土地区画整理特別会計、学研究都市土地区画整理特別会計	59
7 ． 港湾整備特別会計	65
8 ． 駐車場特別会計	73
9 ． 母子寡婦福祉資金特別会計	78
10 ． 産業用地整備特別会計	89
11 ． 廃棄物発電特別会計	92
12 ． 介護保険特別会計	103
13 ． 空港関連用地整備特別会計	121
14 ． 臨海部産業用地貸付特別会計	127

．外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

第 1 ． 外部監査の概要	131
1 ． 外部監査の種類	131
2 ． 選定した特定の事件（テーマ）	131
3 ． 特定の事件を選定した背景及びその理由	131
4 ． 外部監査の方法	131
5 ． 外部監査の実施期間	134
6 ． 外部監査従事者	134
7 ． 利害関係	134
第 2 ． 外部監査対象事業の概要	135
北九州市の外郭団体に対する指導、調整（モニタリング）について	
第 3 ． 監査結果総論	138
第 4 ． 監査結果各論	145
1 ． 財団法人 国際東アジア研究センター	145
2 ． 財団法人 北九州国際交流協会	151
3 ． 北九州市土地開発公社	158
4 ． 社会福祉法人 北九州市福祉事業団	164
5 ． 財団法人 北九州勤労青少年福祉公社	172
6 ． 財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム	178
7 ． 財団法人 北九州国際技術協力協会	185
8 ． 財団法人 北九州市環境整備協会	191
9 ． 財団法人 北九州産業学術推進機構	198
10 ． 北九州市道路公社	205
11 ． 北九州貨物鉄道施設保有株式会社	211
12 ． 財団法人 北九州市学校給食協会	218

- ・特別会計（公営企業会計を除く）における経営事務の管理及び財務の執行について

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2．選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

特別会計（公営企業会計を除く）における経営事務の管理及び財務の執行について

(2) 外部監査の対象期間

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日

ただし、必要と認めた範囲において、上記、平成 20 年度以外の各年度分についても一部監査の対象とした。

3．特定の事件を選定した背景及びその理由

地方公共団体の会計には、一般会計と一般会計における単一予算主義の原則の例外としての特別会計がある。地方公共団体は、原則としてすべての歳入、歳出などを単一の会計で処理すべきであるが、例えば特定の歳入で特定の歳出を賄うような事業にあっては、個々の事業の収支損益や資金管理を明確にするため、別会計にするほうが望ましい場合があり、その場合には事業ごとの会計を設置することができる。

特別会計は当該事業収入で経費を賄うという独立採算性が重視されるが、国の繰出基準や事業の公共性などの見地から一般会計で負担すべきものもあるため、一般会計から完全に独立しているわけではない。したがって、特別会計のあり方は地方公共団体の財政や提供するサービスに大きな影響を与えるものといえる。

また、国における特別会計改革や財政健全化法の制定などを通じて特別会計が議論される機会が増している。

北九州市の平成 20 年度決算によれば、一般会計歳入決算額 4,966 億円に対し特別会計（24 会計）の歳入決算額は 5,435 億円、一般会計から特別会計への繰入額は 987 億円であり特別会計の規模が大きい。また、特別会計の経営改善を市の行財政改革の大きな柱と位置づけさまざまな取り組みを行っていることから、特別会計に対する市民の関心も高いのではないかと考えられる。

そこで、特別会計における事業が合理的・能率的に行われているかどうかを監査すること、また、収支バランスやストックの状況などを監査することにより特別会計の透明性を高めることが有意義であると考え特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 対象とした特別会計

北九州市では平成 21 年 4 月 1 日現在 24 の特別会計があるが、簡易水道特別会計（以下、特別会計名は省略する。）国民宿舎、土地区画整理事業清算及び漁業集落排水については歳入規模が 1 億円未満であること、老人保健医療については廃止予定であること、公債償還、土地取得についてはもっぱら他の会計の補助事務を取り扱っていること、住宅新築資金等貸付については平成 20 年度の包括外部監査で実施したこと、また、後期高齢者医療については平成 20 年度に設置しまだ日が浅いことから除外し、結果として 15 の特別会計を監査の対象とした。

対象とした特別会計は次のとおりである。

国民健康保険 食肉センター 中央卸売市場 渡船 競輪、競艇
土地区画整理 港湾整備 駐車場 母子寡婦福祉資金 産業用地整備
廃棄物発電 介護保険 空港関連用地整備 学術研究都市土地区画整理
臨海部産業用地貸付

(2) 外部監査の視点

複数の特別会計を対象にすることにより、横断的に同様の視点で監査を実施することができ、その結果として、特別会計に係る全体的な視点を持つことが可能になる。また、相互に比較し、参考にすることができる利点を活かした。

特別会計の事業の性格による重点項目の選択に留意しながら、資産・負債といったストックの管理状況や事業計画の検討等、以下のような視点をもって監査を実施した。

各特別会計の概要把握

財務の執行は、法令規則に準拠して適正になされているか

一般会計との間の繰入、繰出は適切になされているか

短期及び中長期の事業計画は適切に作成され、その後検証されているか

事業は効率性、経済性及び有効性の観点から適切になされているか

滞留債権の発生原因の分析や回収手続は適切になされているか

不納欠損処理は適切になされているか

固定資産の維持管理は適切になされているか

未利用地の発生原因の分析や処分についての検討が適切になされているか

業務委託に関する手続や契約は適切になされているか

物品の購入手続や管理は適切になされているか

その他改善事項の検討

各特別会計と外部監査の視点との関係は、次のとおりである。

NO	特別会計 視点	事業計画	事業の経済性	繰入、繰出	外部委託	審査事務	現預金等の管理	固定資産管理	債権管理	準拠性全般
1	国民健康保険			○	○				○	○
2	食肉センター	○	○		○	○				○
3	中央卸売市場	○	○	○	○			○	○	○
4	渡船	○	○		○		○	○		○
5	競輪、競艇	○			○		○	○		○
6	土地区画整理 学術研究都市土地区画整理	○			○	○				○
7	港湾整備	○			○			○	○	○
8	駐車場	○	○		○		○	○	○	○
9	母子寡婦福祉資金	○	○			○			○	○
10	産業用地整備	○					○	○		○
11	廃棄物発電	○	○		○			○		○
12	介護保険				○				○	○
13	空港関連用地整備	○						○		○
14	臨海部産業用地貸付	○	○					○	○	○

(注) ○は各特別会計の外部監査において留意した視点(重点項目)を表している。

(3) 実施した手続

各特別会計の概要を把握するため、所管局に対し質問書を送付し回答を入手するとともにヒアリングを実施した。

その後主として次の監査手続を実施したが、詳細は各特別会計で記載している。

個別ヒアリング

現場視察

関連法規、条例との整合性の検証

関連書類の閲覧、照合、分析

関連証憑や現物との照合

その他必要と認めた手続

5. 外部監査の実施期間

平成 21 年 6 月 4 日から平成 22 年 2 月 2 日まで

6. 外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 隆明

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 丹田 啓一

公認会計士 林 宗義

公認会計士 山口 徹也

税 理 士 工藤 泰則

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2．外部監査対象事業の概要

北九州市の特別会計（公営企業会計を除く）について

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分される。特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる（地方自治法第209条）。

北九州市では、この規定により「北九州市特別会計条例」において事業又は事務の適正な経理と円滑な運営を図るために特別会計を設置しているが、平成21年4月1日現在でその数は24会計である。

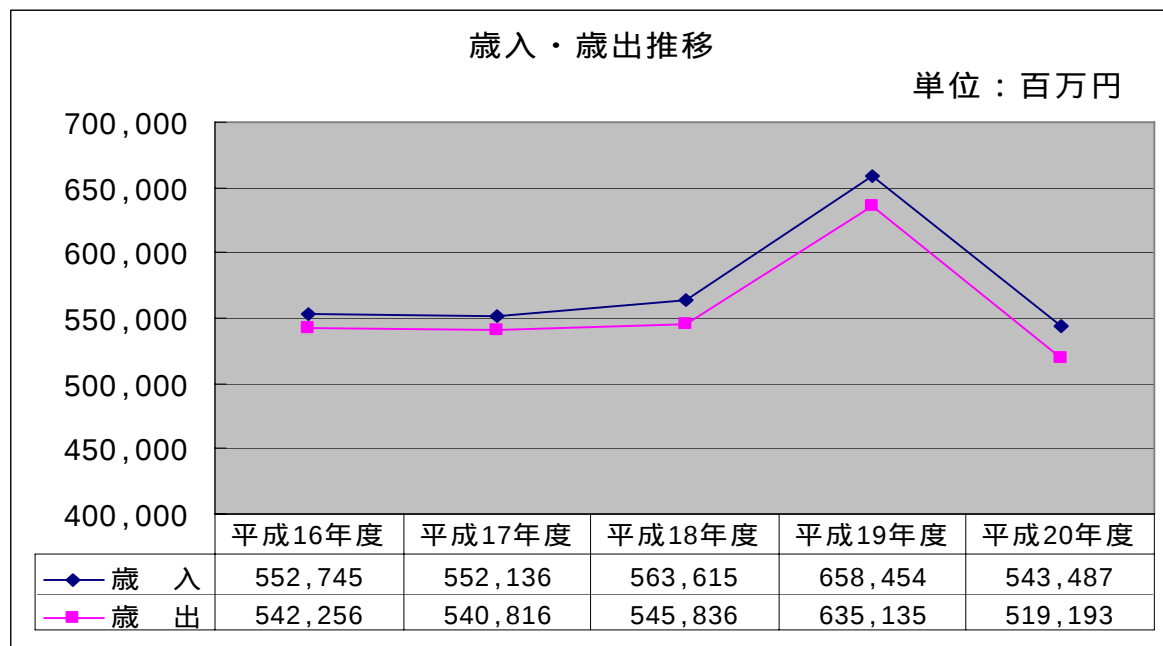
各特別会計の過去5年間の歳入・歳出規模は次ページの表のとおりである。

歳入合計額の規模としては、平成19年度は公債償還特別会計や港湾特別会計等の増額のため6千5百億円を超えているが、その他の年度は概ね5千5百億円前後で推移している。

歳出合計額は歳入合計額とほぼ同額で、結果として毎年度100億円ないし200億円の歳入超過の状況である。

なお、事業の目的、設置年月、設置に関する根拠法令等については各特別会計における記載を参照されたい。

< グラフ 特0-1 >



<特別会計歳入・歳出一覧表>

(単位：千円)

NO	会 計 名	平成20年度			平成19年度			平成18年度			平成17年度			平成16年度		
		歳 入	歳 出	差 引	歳 入	歳 出	差 引	歳 入	歳 出	差 引	歳 入	歳 出	差 引	歳 入	歳 出	差 引
1	国民健康保険	118,631,627	111,821,858	6,809,769	125,399,347	121,863,785	3,535,562	114,822,805	112,021,727	2,801,078	105,558,875	103,626,024	1,932,850	101,325,580	99,007,720	2,317,859
2	食肉センター	478,555	395,824	82,731	638,361	551,130	87,231	690,026	621,077	68,948	704,731	632,426	72,304	947,238	883,087	64,150
3	簡易水道	28,442	29	28,412	28,451	9	28,442	28,462	11	28,451	28,474	11	28,462	28,479	9	28,470
4	中央卸売市場	966,059	832,614	133,444	1,026,725	929,408	97,317	1,080,119	1,027,364	52,755	1,124,408	1,074,099	50,309	1,531,656	1,392,561	139,094
5	渡船	404,269	345,863	58,406	399,391	355,198	44,193	434,522	349,437	85,085	498,603	360,253	138,349	560,313	419,053	141,259
6	国民宿舎	47,247	9,538	37,708	48,171	9,524	38,647	68,554	30,499	38,054	242,712	193,888	48,823	254,064	187,830	66,234
7	競輪・競艇	110,297,912	108,005,617	2,292,294	95,105,265	91,691,506	3,413,758	89,362,212	87,061,145	2,301,067	92,699,506	91,490,115	1,209,390	81,636,675	81,683,682	▲47,007
8	土地区画整理	1,800,287	934,646	865,640	1,984,589	998,326	986,263	2,489,451	790,765	1,698,685	2,633,955	1,269,137	1,364,817	1,620,348	1,250,139	370,208
9	土地区画整理事業清算	48,589	43,099	5,490	50,893	6,497	44,395	88,355	43,240	45,115	26,532	14,069	12,462	46,992	29,641	17,350
10	港湾整備	13,440,238	11,238,101	2,202,136	26,530,820	21,509,488	5,021,332	13,390,342	9,985,628	3,404,714	13,724,591	11,913,123	1,811,468	14,209,071	11,274,014	2,935,056
11	公債償還	190,285,273	190,285,273	-	206,130,237	206,130,237	-	151,255,705	151,255,705	-	140,646,237	140,646,237	-	163,248,057	163,248,057	-
12	住宅新築資金等貸付	465,953	140,910	325,043	507,761	184,704	323,056	577,672	217,276	360,395	659,332	276,777	382,555	747,964	294,004	453,960
13	土地取得	26,932	26,932	-	30,922	30,922	-	833,229	833,229	-	803,052	803,052	-	869,466	869,466	-
14	老人保健医療	12,358,104	10,799,641	1,558,463	115,474,752	115,251,671	223,081	115,120,764	114,721,874	398,890	117,830,877	117,830,443	434	116,812,222	116,424,892	387,330
15	駐車場	806,378	701,383	104,994	870,641	753,041	117,600	822,968	702,864	120,104	761,905	709,504	52,401	767,570	708,137	59,432
16	母子寡婦福祉資金	1,067,985	377,247	690,738	950,117	381,418	568,699	871,467	430,235	441,232	848,308	473,908	374,400	790,258	546,919	243,338
17	産業用地整備	7,728,717	2,787,541	4,941,176	9,894,711	4,389,058	5,505,653	3,297,209	1,262,165	2,035,043	2,055,847	366,856	1,688,990	1,998,224	1,018,969	979,255
18	廃棄物発電	1,628,995	936,020	692,974	2,189,802	1,478,241	711,560	2,523,517	1,686,268	837,248	3,131,834	2,117,285	1,014,549	2,419,210	1,372,515	1,046,695
19	漁業集落排水	33,807	27,841	5,965	42,441	26,759	15,681	60,005	26,983	33,022	76,559	27,274	49,284	78,872	23,846	55,025
20	介護保険	69,428,750	68,159,497	1,269,252	66,885,047	64,704,923	2,180,124	63,262,592	60,813,106	2,449,485	61,448,521	60,969,776	478,744	60,373,286	59,271,971	1,101,314
21	空港関連用地整備	189,473	95,848	93,624	513,732	336,908	176,823	454,204	3,444	450,760	583,004	142,738	440,266	57,430	55,444	1,985
22	学研究都市土地区画整理	1,983,135	1,000,314	982,821	1,903,511	1,704,352	199,158	1,953,397	1,824,822	128,574	2,726,980	2,558,130	168,850	2,422,759	2,294,671	128,088
23	臨海部産業用地貸付	184,186	184,186	-	1,848,688	1,848,688	-	127,977	127,977	-	3,321,480	3,321,480	-	-	-	-
24	後期高齢者医療	11,157,037	10,043,461	1,113,576	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		543,487,960	519,193,294	24,294,665	658,454,387	635,135,804	23,318,583	563,615,566	545,836,851	17,778,714	552,136,335	540,816,616	11,319,718	552,745,744	542,256,640	10,489,103

(注) 網掛けは除外した特別会計である。

第3．監査結果

1．国民健康保険特別会計

(1) 特別会計の概要

ア．事業の目的

市の国民健康保険事業は、国民健康保険法及び北九州市国民健康保険条例に基づき、被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡などに対して必要な保険給付を行い、被保険者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として運営されている。

また、国民健康保険特別会計は、国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、昭和 38 年に設置された。

イ．歳入・歳出決算額（5 期比較）

< 表 特1-1 >

（単位：百万円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	国民健康保険料	24,897	25,891	25,597	26,760	18,946
	使用料及び手数料	2	2	2	1	1
	手数料	2	2	2	1	1
	国庫支出金	37,834	35,444	33,168	33,254	27,856
	国庫負担金	26,400	24,317	22,425	22,654	18,615
	国庫補助金	11,433	11,126	10,743	10,600	9,241
	療養給付費交付金	20,762	20,423	26,409	29,571	7,914
	前期高齢者交付金	-	-	-	-	30,410
	県支出金	462	3,727	4,827	4,827	4,485
	県負担金	457	487	408	451	559
	県補助金	5	3,240	4,418	4,376	3,925
	共同事業交付金	1,771	1,976	7,348	13,295	13,335
	繰入金	15,051	15,544	15,300	14,650	11,909
	繰越金	359	2,317	1,932	2,801	3,535
	諸収入	183	230	237	236	235
	延滞金加算金及び過料	0	0	0	0	1
	雑入	183	230	237	236	234
	歳入合計	101,325	105,558	114,822	125,399	118,631
歳出	総務費	1,864	1,958	1,857	2,036	1,921
	総務管理費	1,864	1,958	1,857	2,036	1,921
	保険給付費	65,195	71,656	74,537	79,681	77,541
	後期高齢者支援金	-	-	-	-	10,716
	前期高齢者納付金	-	-	-	-	14
	老人保健拠出金	24,953	22,419	21,687	21,628	3,476
	介護納付金	4,749	5,249	5,218	4,740	4,037
	共同事業拠出金	1,798	1,932	6,995	12,689	13,483
	保健事業費	388	369	373	365	593
	諸支出金	59	41	1,351	720	36
	償還金及び還付加算金	59	41	1,351	720	36
	歳出合計	99,007	103,626	112,021	121,863	111,821
	歳入・歳出差額	2,317	1,932	2,801	3,535	6,809

ウ．主な歳入・歳出の内訳

歳入は主に、加入者の負担する保険料、国庫支出金・県支出金（それぞれ負担金、補助金からなる）、療養給付費交付金、共同事業交付金及び一般会計からの繰入金からなる。

(ア) 国民健康保険の本来的財源としての歳入

国民健康保険法の本来定めるスキームでいえば、保険者（市）が支払う医療費は、2分の1を国庫支出金及び県支出金で、2分の1を加入者の納める保険料で賄うこととなっている。

(イ) その他の歳入

国・県からは、種々の名目の補助金の受け入れもある。

また、以下の項目は、それぞれ、被用者保険との調整ないし他の国民健康保険との調整に係る資金の受け入れである。

・療養給付費交付金

退職被保険者に係る医療費について、従前に加入していた被用者保険から受け入れる資金。

・共同事業交付金

国民健康保険団体連合会が、県内の市町村国保間の保険料の平準化等を図るために共同事業を実施し、各保険者からの拠出（特別会計歳出における共同事業拠出金）を受け入れて要件を充たす保険者に交付する資金。

一方、歳出は、その中心が加入者への保険給付費であり、その他では後期高齢者支援金（平成20年度から）、上述の共同事業拠出金などからなる。平成20年度の老人保健拠出金は、平成20年3月分及び平成19年度で廃止された老人保健（カ．参照）の精算が平成20年度に生じたものである。

エ．不納欠損額

< 表 特1-2 >

（単位：百万円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不納欠損額	1,068	1,091	1,292	1,112	1,033
国民健康保険料	1,068	1,091	1,292	1,112	1,033
雑入	-	-	-	0	-

国民健康保険料の未納による債権は、国民健康保険法の定めにより2年で消滅時効となる。時効が成立した債権については、不納欠損処理を行う。後述のク．(ア)を参照。

オ．収入未済額

<表 特1-3>

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	4,175	4,635	4,473	4,569	4,682
国民健康保険料	4,175	4,635	4,471	4,565	4,679
雑入	0	0	2	4	2

翌年度に繰り越される滞納保険料の金額である。

カ．国民健康保険の枠組み

北九州市に住所を有する者で、被用者保険等（協会健保、組合健保、共済組合など）の加入者及び生活保護者を除いた者が、北九州市国民健康保険の被保険者となる。

被保険者は、平成19年度まで3つの制度に分けられてきた。

- ・一般被保険者……農林漁業や自営業者等（無職者も含む）で75歳未満の者
- ・退職被保険者……75歳未満の者のうち、厚生年金や共済年金等の老齢年金受給者とその家族
- ・老人保健被保険者…75歳以上の者、もしくは65歳以上で一定の障害のある者

平成20年度から退職被保険者の範囲について「75歳未満」が「65歳未満」に変更され、また、老人保健被保険者については廃止されている。これらの変更・廃止は、後期高齢者医療制度創設に伴う変更である。後期高齢者医療制度関連については、政権の交代により、制度の再度の変更が想定されており、不確定な要素が多い。

キ．国民健康保険の財源

国民健康保険制度では、保険者が支払う医療費の2分の1を国及び県の支出金で、残りの2分の1を保険料で賄うのが原則となっている。これに準じる限りでは、保険者（市町村）は法定の保険料軽減分の補填等を除き、一般会計からの繰入を行う必要はない。

しかし、実際には、イ．で見たように、市の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入が多額に生じている。

<前掲 表 特1-1より抜粋>

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
繰入金	15,051	15,544	15,300	14,650	11,909

全国的傾向として、加入者に占める高齢者や無職世帯の割合が著しく増加している。表は 20 年前との比較であるが、最近の数年で見て、どちらも年々数ポイントの増加傾向を示している。

< 表 特1-4 >

	昭和62年度	平成19年度
被保険者（本人、家族）に占める60歳以上の割合	28.3%	52.2%
世帯主に占める無職者の割合	27.3%	55.4%

「厚生労働省・平成19年度国民健康保険実態調査報告」より

北九州市もこの傾向は免れず、それどころか加入世帯の平均所得が 77 万円と政令指定都市中最も低い（平成 20 年度）ため、低所得による保険料軽減世帯が加入世帯の過半（平成 20 年度で 52.6%）を占めている。この保険料軽減分について市は一般会計から繰り入れて負担することになるが、その額は、34 億円（平成 20 年度）である。

また、加入者の平均所得が低いために、原則どおり医療費の 2 分の 1 を保険料で賄おうとすると、保険料の負担額が所得に対して過大となることが懸念される。（保険料賦課額には上限が定められているが、むしろ低所得層でこの事態が生じる。）

そこで市では、保険料の引き上げを抑制し、これにより不足する国民健康保険特別会計の歳入を補うために、一部は国や県からの負担金等によるが、毎年一般会計から多額の繰入を行っている。

ク．国民健康保険料の収納状況と債権管理

(ア) 保険料の収納状況

国民健康保険の加入者は、前年の所得に応じて算出される当年度の保険料の納付を義務付けられている。保険料は、年度を 6 月から 3 月の 10 期に分けて課され、月々到来する納期限までにこれを納めなければならない。

徴収される保険料については、賦課（調定）の年度ないし本来の納期と徴収の期との異同により、次の 3 つに分けられる。

現年度分：各年度に月々賦課する保険料を、その年度に徴収

過年度分：加入の遅延等のため年度を遡及して賦課し、その年度に徴収

滞納繰越分：賦課した年度に徴収できず、翌年度以降に繰り越して徴収

このうち を合わせて現年度賦課分という。この現年度賦課分に係る収納率、すなわち と の徴収額の合計を現年度調定額で除して得られる割合が、保険料の徴収状況の指標としてしばしば取り上げられる。（単に「収納率」と呼称され

ることも多い。)

< 表 特1-5 > 保険料の収納状況 (単位：百万円)

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
現年度賦課分	現年度	収納額	24,434	25,414	25,050	26,277	18,453
		調定額	26,142	27,258	26,568	27,883	20,003
		収納率	93.47%	93.23%	94.29%	94.24%	92.25%
	過年度	収納額	96,466	87,477	93,111	78,811	66,325
		調定額	158,620	158,746	172,236	146,791	132,281
		収納率	60.82%	55.11%	54.06%	53.69%	50.14%
	小計	収納額	24,531	25,501	25,143	26,355	18,519
		調定額	26,301	27,417	26,741	28,030	20,136
		収納率	93.27%	93.01%	94.03%	94.03%	91.97%
		翌年度繰越	1,770	1,915	1,597	1,674	1,616
滞納分		収納額	347	370	436	389	412
		調定額	3,737	4,086	4,529	4,324	4,448
		収納率	9.29%	9.06%	9.64%	9.00%	9.27%
合計分		収納額	24,878	25,871	25,580	26,744	18,932
		調定額	30,038	31,503	31,270	32,354	24,584
		収納率	82.82%	82.12%	81.80%	82.66%	77.01%

(うち、一般被保険者の現年度賦課分の収納率)

収納率	91.60%	91.10%	92.23%	92.04%	91.47%
-----	--------	--------	--------	--------	--------

平成20年度に収納率が大幅に低下している原因は、次項(イ)を参照。現年度賦課分の収納率91.97%(一般被保険者91.47%)は、17政令指定都市中で2番目に高い数値であり、政令指定都市の単純平均87.69%(一般87.07%)を大きく上回っている。なお、トップは名古屋市の92.16%(一般91.75%)である。

現年度収納率の水準は高いが、上の表に見られるように、現年度賦課額のうち年17億円(5期単純平均)が、収納されずに翌年度に繰り越される。滞納債権の顛末、とりわけ最終的に収納されない債権の金額レベルについては以下のとおりである。

< 表 特1-6 > 繰越滞納保険料の動き (単位：百万円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
滞納分	調定額	3,737	4,086	4,529	4,324	4,448
	収納額	347	370	436	389	412
	不納欠損額	1,068	1,091	1,292	1,112	1,033
	翌年度繰越*	2,321	2,624	2,800	2,822	3,002
現年度賦課分の繰越*		1,770	1,915	1,597	1,674	1,616

* この2欄の合計が翌年度における滞納分調定額に相当する。他保険への異動による調定の取り消しなどが原因で合計金額は翌年度の滞納分調定額に若干合わない。

滞納分の収納額はやや右肩上がりであるが4億円（5期平均）であり、当初賦課1年分の繰越17億円は数年度に延べてこの額だけ収納できていると考えられ、差引13億円が収納されずに残ることになる。不納欠損は11億円（5期平均）とこれより少ない。滞納加入者から滞納債権について分納誓約を取れた場合は債権全体が時効を免れるので、本来の2年を上回って債権が消滅せず、不納欠損されずに累積していくためである。滞納分における翌年度繰越額は、平成16年度から20年度までで年平均1.7億円増加してきている。

結論として、1年度分の保険料のうち最終的に13億円が収納できていない。

(イ) 保険料の納付方法

保険料の納付方法には、4つの区分がある。自主納付、口座振替、嘱託員徴収、納付組合である。このうち、納付組合による徴収は、世帯数も数十世帯程度で調定額としても10百万円未満である。

96千世帯・調定額13,386百万円と最も大きな割合を占めるのは、口座振替である。口座振替による徴収の特徴は、収納率が98%台と格段に良いことである。このため市としても口座振替の勧奨を積極的に行ってきており、平成19年度まで世帯構成比で67%台で推移していたが、平成20年度は59.3%に落ちている。これは、後期高齢者医療制度が開始し国民健康保険から移行した75歳以上の加入者が、口座振替の利用が多かったためである。収納率の高い口座振替世帯が大きく減ったため、平成20年度の収納率が大幅に低下する原因となった。

自主納付は、市から送付される納付書による納付である。

嘱託員徴収は、嘱託員による集金である。集金用領収書が出力され、これが嘱託員への集金指示となる。北九州市は78人の徴収嘱託員が各区に担当分けされ、加入者の戸別訪問を実施して納期限を過ぎた保険料の徴収を行うほか、順次納期が到来する保険料の徴収や、口座振替の勧奨等の業務を行っている。

平成20年度では、嘱託員の受持調定金額は現年度賦課分で3,383百万円、うち収納金額は2,631百万円で、収納率は77.78%である（*）。滞納繰越分については受持調定金額2,013百万円のうち8.52%に相当する171百万円を徴収している。

* 上記の数値は嘱託員徴収区分についてのみであるが、実際の嘱託員の業務には、自主納付区分、口座振替区分のうち納期内に納付されなかった分の収納も含まれる。したがって、徴収嘱託員による徴収の成果をこの数値だけで評価することはできない。ここでは、4つの区分の1つとしての嘱託員徴収区分の収納状況を把握するための指標として挙げている。

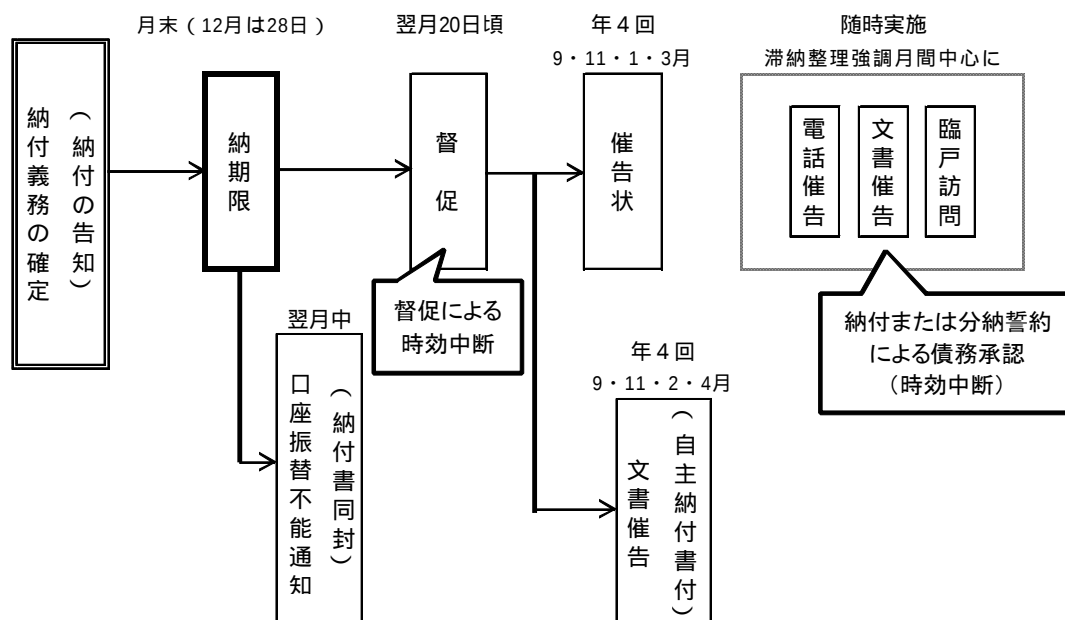
(ウ) 保険料債権の性格

国民健康保険料債権は、国民健康保険法の定めにより、次の点で一般債権と異なる。

まず、消滅時効は2年と定められている。また、時効成立は債務者の援用を要件とせず、時の経過により当然に成立する。更に、税と同様に自力執行権が認められる。自力執行権とは、裁判所を経ずに自ら差押え等を実施し徴収を実現する権利をいう。

(I) 未納保険料の徴収事務フロー

<図 特 1-1>



このあと、自力執行・差押に至る滞納処分の流れがあるが、保健福祉局には十分なノウハウはなく実行が困難な部分であった。

(オ) 新しい徴収の取り組み

財政局による市税の徴収に税外債権の徴収も統合することを目的の一つとして、平成21年1月に東部市税事務所及び西部市税事務所が設置された。

財政局には税務部が置かれており、両事務所は組織図上は財政局の真下に税務部と並んで下がっているものの、実質的には税務部との緊密な連携の下にあると理解される。

両事務所は、市税と同様に自力執行権が認められた、国民健康保険料、介護保険料、及び保育所の保護者負担金について、滞納債権の一部の徴収にあたってい

る。税務部には、市税滞納者に対する滞納処分（差押などの自力執行措置）の専門的ノウハウが蓄積されている。そこで、このように税外債権の一部も徴収にあたる市税事務所を新設し、滞納債権の効率的整理を期待したものである。

国民健康保険料に関しては、平成 21 年 1 月に、一定の条件を充たす滞納者について各区役所から市税事務所に移管を行い、現在その処理が進んでいる。

非常に残念なことに、市税事務所の達成している成果を数値で把握することができなかった。

現在、市税事務所で国民健康保険料債権の徴収事務に使用されているシステムでは、移管を受けた滞納債務者についての徴収状況が統計的には把握できないという説明を受けた。個々の債務者について、徴収した金額や滞納処分の進行状況などは見ることができるが、徴収額の総計や、処分の顛末ごとの債権額の集計などができないという。保健福祉局側でも、市税事務所で滞納分を回収し管理を局に戻した加入者のデータなどは、市税事務所で徴収した額と区役所で徴収した額との色分けができないとのことであった。この点については、来年度中に完成予定の市の統合システムの仕様の中で対応される予定とのことである。市税事務所の実績評価に資する点はもちろん、保険料滞納に関する要因分析に資する点で、新システムの運用開始に期待したい。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、繰入

所管局の担当者より特別会計の事業概要をヒアリングし、収支表等を閲覧した。

特に一般会計からの繰入について、予算・決算資料を入手、関連する質問を行い繰入計算の妥当性を確かめた。

イ．委託

特別会計の主な委託契約の書類一式を閲覧し、条例等の規定準拠性を検証し妥当な事務がなされているかを確かめた。

ウ．債権管理

保険料の滞納状況を確認し、徴収、督促等の事務が適切に行われているか確かめた。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

北九州市における保険料の収納率は、(1)ク.(ア)に示したとおり、政令指定都市の中でも高水準を示している。

また、滞納整理事務については、(1)ク.(オ)に示したとおり、保健福祉局のノウハウだけで実施が困難な部分について、新設された市税事務所が市税と併せて徴収を図る新たな取り組みが展開されており、詳細な実績の測定は難しいものの、成果は上がりつつある。

以上のように、保険料徴収に係る市の努力とその成果については評価を惜しまないが、一方で、現年度賦課分だけでも17億円(5期平均)が収納されない事実は、市の財政を考えると、なお改善を望むところである。

< 監査意見 特 1-1 > 滞納要因分析と対策の検討について

現年度賦課分の国民健康保険料のうち、年平均17億円が滞納され翌年度以降に繰り越されている。滞納保険料について詳細な要因分析を行い、収納額を増やすための有効な対策を策定することが望ましい。

滞納保険料について、ヒアリング結果から判断する限り、詳細な要因分析ができていない。

基本的には、財産ないし所得の不足、納付意識の不足ないし欠如、納付書の紛失等トラブル、といったカテゴリ分類になると思われるが、適切かつ具体的なカテゴリ設定に基づき各要因ごとに世帯数・金額を把握し、であれば財産保有額、であれば納付意識の数段階評定等の形でデータを集積し分析することで、収納額を増やすための具体策の策定に資するものと思われる。

現行システムでは対応できないが、来年度完成予定の市の新統合システムでは対応可能となる徴収対策として、次のものが検討されている。

- ・前期高齢者(65歳以上75歳未満)の保険料に係る年金天引き
- ・コンビニ収納

年金天引きについては、後期高齢者医療制度導入の際に物議を醸したが、市にとっては経済的合理性があり、加入者の利便にも資する方法である。反対論者の情理両面に対して適切に訴えかけ、スムーズな導入を図ることが望まれる。

コンビニ収納については、利便性の向上という点で自主納付区分の収納率上昇への寄与が期待できる。ただし、まず、個人情報扱いに関して市の基準並みの安全性が確保できることが重要な要件となる。また、情報分析により、口座振替でなく自主納付、という選択と加入者の納付意識の問題との間の相関度が小さいと結論されれば、利便性の供与が収納率及び額に与える影響は相当程度期待でき

ることになるが、逆に相関度が大きいのであれば、利便性の供与による誘導には一定の限界があることになり、納付意識を喚起するための方策をより強化すべきことになる。

この他、分納誓約について、次の点も情報収集と検討が望まれる。分納誓約は時効を中断し徴収を確保する点では有効性を持つ手法であるが、加入者資格が継続している債務者の場合、納付月額実績が月次の賦課額を下回れば、消滅時効こそ到来しないものの市の保険料債権は漸増し続ける。このような債務者が増えることで債権管理の実務が年々膨れ上がることになり、徴収のコストパフォーマンスが劣化することになる。分納誓約後の収納状況の分析を適宜区分して統計し、徴収の実効を上げるための選択と集中の観点からの対応を策定することも検討されたい。

2. 食肉センター特別会計

(1) 食肉センター特別会計の概要

ア. 事業の目的等

(ア) と畜場の設置目的

北九州市の食肉センターは、と畜場法（従前のと場法を廃して昭和 28 年に制定）に基づくと畜場、すなわち、食用に供する目的で牛や豚、馬などの家畜をと殺・解体するために設置された施設である。現在の施設はそれ以前の小倉と八幡の食肉センターを統合し、昭和 63 年に小倉北区末広町に開設したものである。

食肉センター特別会計は、同年 7 月のセンター開場時に設置されている。

と畜場法の主な目的は、と畜場以外でのと畜・解体を禁じて、家畜感染症の蔓延防止、食肉の衛生保持を図ることにある。このため、と畜場の重要な機能として、と畜検査員による検査が定められている。と畜検査員は地方自治体の職員でなければならない、また獣医師の免許を持たねばならないなどの要件が求められている。

市の食肉センターにおいては、検査部門に検査第一係、第二係、計 11 名（所長の兼任を含む）を配置し、検査業務にあたっている。

一方、と畜場における中心的業務であると畜・解体その他の作業には、市の職員でない多数の労働者が従事している。以後、これらの労働者を解体業者等という。解体業者等は、家畜を搬入する荷主（畜産業者等）から解体料として収入を得るのであり、市との間に雇用その他の契約関係はない。（ただし、自治体がと畜場を閉鎖した事例について、解体業者等に対して補償を行う義務があるとした判例があり、と畜場を廃止する自治体は総額でかなり巨額の補償を行っている。）

つまり、と畜場には、と畜・解体等業務、検査業務及びセンター運営の管理業務が存し、後二者に市の職員が従事している。

食肉センターにおいては、このように検査部門と管理部門の 2 部門が存在するが、検査部門に関する歳入・歳出は一般会計の対象とされており、食肉センター特別会計は管理部門に関する部分のみを対象としている。

(イ) 食肉センターとその公益性

昭和 30 年代半ばから、農林省(当時)は、旧来の閉鎖的な流通独占構造を解消し消費の増大・生産構造の変化へ対応するために、と畜場の再編整備を図り、食肉センターの設置を推し進めている。食肉センターは、と畜場に生産者団体の出荷施設としての性格を持たせたものであり、部分肉加工や冷蔵保管の機能を有する大型施設であることが多い。

市の食肉センターも、設置時期や名称に見られるように、比較的大型で機能の

進んだ施設としてスタートしている。

このようなと畜場の変化の中で、地方自治体がと畜場を經營することの公益性についても、あり方が変わってきた。

旧と場法の時期、もしくはと畜場法初期には、産地と消費地は一致するか近傍に位置し、そこにと畜場が設置されたため、と畜場の經營による家畜感染症の蔓延防止・食肉の衛生保持は地域住民の食環境の保全という形で自治体における公益に大きく貢献した。

食肉センターの設置が進んでからは、冷凍・冷蔵輸送技術の発達により、産地に比較的近いセンターでの処理を経た肉は、消費地を限定しないと言ってよい。

（業者から詳細情報は取れないとの理由で、処理後の枝肉等の出荷先に占める市内の割合や、市内で小売される食肉に占めるセンター処理分の割合のデータはセンターから入手できなかった。しかし、センターでもこれらの割合はさほど大きくないとの見方である。）

この構造の下では、食肉センターの公益性を考えるに際して、地域住民の食環境の保全という観点は従前より比重が小さくなる。あらためて公益性に係わりうる機能を細かく挙げてみると、次のようになる。

と畜・解体作業等を原因として家畜感染症等による健康被害が地域に発生することを防止する

処理後の肉の流通により自治体内や他地域に家畜感染症等による健康被害が発生することを防止する（自治体内については地域住民の食環境の保全の観点に該当）

地域畜産業者へ、利便性のある安価なサービスを提供する

かつては が専ら自治体やその近隣地域に限定されていたが、流通の発展により に占める自治体内の割合がより小さくなっていると考えられる。

（ウ） 食肉センターの置かれている状況

平成 8 年、国内で腸管出血性大腸菌 0157 の学童集団感染が発生した。0157 については、牛の体表に付着した糞便等がと畜・解体の過程で食肉を汚染する可能性が注目された。また、BSE の問題については、平成に入った頃から話題に取り上げられてはいたが、国内では平成 13 年に初の症例が発見され、その後も年に数件であるが症例は報告されている。米国との関係では、平成 15 年の米国初の症例発見を受けて、牛肉輸入差し止め、その限定的解除、特定危険部位である脊柱の混入発覚、といった展開は報道でも大きく取り上げられ社会の注目を集めた。牛に直接関係した 0157、BSE 以外でも鳥インフルエンザ、サージなども社会問題となった。

このように、食肉用禽獣に係わる感染症対策を含めた食の安全確保に社会的に大きく注目が集まっている昨今、と畜場の食環境保全に係る機能には従来以上に重い期待が寄せられている。他方で、と畜場は直接・間接の大きなリスクを抱えていると考えられる。

社会的規模で影響の大きいこのような感染症等の問題がいったん生じると、食肉センターに生じる影響は大きい。

単純な経済的影響としては、次の点が挙げられる。

設備の改善補修または新設で多大な支出が発生する

- ・平成 8、9 年のと畜場法施行規則改正対応では累計 3 億円近い設備投資
通常業務以外に業務が多数発生し、人件費その他のコストが増大する
- ・自主または国・県の実請による調査、点検、報告等の臨時業務
- ・業者へのモニタリング強化など、通常業務の拡大

中期的には収入のマイナス要因となる

- ・消費者の牛肉忌避傾向増大→畜産業者の生産削減→使用料収入の減少

これら以外に、万一、出荷した枝肉に由来して健康被害が発生してしまうと、消費地は市内に限らず広域であり、移動過程における汚染等も考慮すると、実態の検証及び対応に関する作業量やコストは膨大なものとなる。

いったんこれらの事態が生じた場合、マニュアルや作業実務、設備のメンテナンスまたは更新投資自体の適否が問われることも考えられ、その調査・報告の作業も生じる。その中で実際に問題点が検出されればその改善についても実施と報告が要求される。報道対応といった点まで射程に入れると、影響は測定不能なまでに大きい。

イ．歳入・歳出決算額（5 期比較）

< 表 特2-1 >

（単位：千円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料	80,885	103,870	103,111	96,949	98,052
	国庫補助金	-	-	1,601	-	-
	繰入金	454,791	444,619	421,775	362,442	195,259
	繰越金	51,457	64,150	72,304	68,948	87,231
	諸収入	87,104	92,090	91,234	110,022	98,013
	貸付金収入	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	雑入	17,104	22,090	21,234	40,022	28,013
	市債	273,000	-	-	-	-
	歳入合計	947,238	704,731	690,026	638,361	478,555
歳出	食肉センター費	883,087	632,426	621,077	551,130	395,824
	食肉センター費	641,896	386,495	375,019	341,915	349,014
	繰出金	241,190	245,931	246,058	209,215	46,809
	歳出合計	883,087	632,426	621,077	551,130	395,824
歳入・歳出差額		64,150	72,304	68,948	87,231	82,731

ウ．主な歳入・歳出の内訳

歳入は主に、使用料、繰入金などから構成される。使用料は、家畜の荷主が支払うセンター使用料、冷蔵庫使用料のほか、土地建物使用料を含む。各使用料ごとの推移は、下表を参照されたい。使用料収入は歳出をカバーするには到底足りず、一般会計からの填補である繰入金が大きい。貸付金収入については、カ.に別記する。また、平成 16 年度には、部分肉加工所（カット工場）を新設するために起債により得た 273 百万円が挙げられている。この部分肉加工所の運営は民間会社が行い、センターは年間 18 百万円の賃借料（土地建物使用料に含まれる）を得ている。

< 表 特2-2 > 使用料内訳の推移 (単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
使用料	103,870	103,111	96,949	98,052
食肉センター使用料	60,557	59,363	53,167	53,782
冷蔵庫使用料	22,318	22,591	20,343	21,106
土地建物使用料	20,994	21,156	23,438	23,163

使用料の減収は、主にセンター使用料の減収によるものである。次表に見られるように、平成 19 年に牛の搬入頭数が落ち込み、平成 20 年度に若干回復しているものの、まだそれ以前の水準に復していない（＊）。

＊ BSE 等の社会問題の影響も懸念されるが、センターは、景気や飼料等の価格の変動に対して、生産側の数量調整を通して需給が調整されるプロセス（いわゆるビーフサイクル）の通常の変動の範疇にあると捉える。景気がなかなか好転を期待できないため、出荷頭数の増加も短期間には期待しがたい。

< 表 特2-3 > 処理頭数の推移 (単位：頭)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
牛	15,160	14,960	12,812	13,138
豚	15,279	14,775	14,726	14,437
その他	30	21	25	31

牛の搬入業者は、搬入実績の零細な者も含めて 28 社。上位 3 社で 8 割以上を占める。豚は 1 社のみである。

なお、センター使用料は、平成 17 年 3 月の企業会計・特別会計改善委員会の提言を受けて、利害関係のある諸業者との交渉を進めた結果、平成 21 年度から 20% 程度の引き上げを行っている。処理頭数に変動がなければ、これにより 10 百万円の増収が見込まれる。

他方、歳出は主に、食肉センター運営に係る食肉センター費である。その中で

通常のセンターの稼働に係るもの以外では、貸付金支出（カ.参照）や、平成 16 年度の部分肉加工所の建設費が挙げられる。

繰出金は、市債の償還に係るものである。（オ.市債残高を参照。）

エ．収入未済額

< 表 特2-4 > (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	-	-	-	-	300
雑入	-	-	-	-	300

センター使用料等については、解体業者等の構成する企業組合に徴収が委託され、解体業者の取り分である解体料とともに、家畜搬入時に現金収受されている。このため、収入未済は生じない。平成 20 年度に生じた収入未済は、業者に賦課する水道料の未納で、平成 21 年度に全額収納されている。

オ．市債残高

< 表 特2-5 > (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
期首残高	1,014,380	1,083,229	869,961	647,147	451,629
起債額	273,000	-	-	-	-
償還元本	204,151	213,267	222,814	195,518	39,679
期末残高	1,083,229	869,961	647,147	451,629	411,949

現センターの設置の前々年である昭和 61 年度に 433 百万円、また昭和 62 年度に 1,874 百万円を起債しており、それ以降、平成 12、13、15 年度に 0157 問題に対応した設備更新資金としてそれぞれ 97、75、106 百万円、また、平成 16 年度にはウ.に記した部分肉加工所の建設費 273 百万円を起債している。最大額である昭和 62 年起債の償還が、20 年を経て平成 19 年度までで終了したため、歳出に計上される繰出金の額も大幅に減少しているほか、繰入金の額もほぼ同レベルの減少となっている。

なお、現時点の発行残高の償還終了は、平成 36 年度が予定されている。

カ．貸付金

「北九州市立食肉センター出荷団体貸付金制度実施要綱」(平成 13 年 4 月 1 日施行；以下、「貸付実施要綱」という。)に基づき、同年度から家畜出荷団体 A(以下、「A 団体」という。)に対して毎年 70 百万円の貸付を行っている。

貸付実施要綱は、貸付対象を下記の要件を充たす農業団体としているが、事実上はこの A 団体以外に貸付を行っていない。

貸付実施要綱及び平成 20 年度の契約書の概要は次のとおりである。

< 貸付実施要綱の概要 >

- ・趣旨・・・・・・・・ 家畜の飼育に必要な衛生資材の購入資金の貸付
- ・貸付対象者の要件 下記の要件を充たすもの
 - ・センターへの出荷実績 5 年以上
 - ・年間 3 千頭程度の搬入見込み
 - ・返済能力 ・税の滞納無し
- ・限度額・・・・・・・・ 牛 1 頭当たり 2 万円
- ・貸付利率・・・・・・・・ 無利息
- ・貸付期間・・・・・・・・ 貸付けた年度の 3 月 31 日まで
- ・返済方法・・・・・・・・ 元金一括返済
- ・審査等・・・・・・・・ 貸付申請→実績・返済能力の審査→決裁

< 平成 20 年度に A 団体と交わした契約書の概要 >

- ・契約・・・金銭消費貸借契約
- ・期間・・・平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
- ・金額・・・70 百万円
- ・使途・・・組合員への貸付（貸付実施要綱の趣旨を充たすもの）
 - * その他条件面も実施要綱に準拠
 - * 他の年度も同様、但し次項
 - * 21 年度契約より連帯保証人の条項を設け、記名押印を得ている

イ.の決算額においては、歳入のうちの「貸付金収入」、歳出のうちの「食肉センター費」に、毎年度 70 百万円ずつ含まれている。なお、貸付はあくまで単年度であり、毎年度末に実際の資金移動があることを確認している。

出荷団体はこの貸付金を家畜の飼育に必要な衛生資材の購入資金を生産者である組合員に対して貸付ける目的以外に使用してはならない旨が、前述の実施要項及び単年度ごとの契約書に明記されている。

キ．事業計画・事業の経済性

(ア) 事業計画・設備投資計画

一般に言うところの中長期の事業計画、すなわち、今後のリスクを想定しつつ収支の改善を目指すという目的で通常策定される中長期の事業計画は、作られていない。また、設備投資や修繕の中長期の計画も策定されていない。ただ、所管局においては、こうした計画に代わるものとして、10 年間の収支シミュレーシ

ョン資料(以下、「シミュレーション」という。)を作成しており、これに基づく中長期の収支見込を元に予算要求等を行っている。

(イ) 事業の経済性

過去5年間の決算数値から実績赤字額を把握するために、イ.に示した決算数値のうち、一般会計からの繰入金から市債償還のための繰出金を控除し、更に繰越金の期首期末差額を加減して得た金額の推移を取って下表を作成した。

<表 特2-6>

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
繰入金 - 市債償還繰出 ± 繰越金増減	200	190	179	134	152

この金額が、食肉センターの経営により年々市民の負担となってきた金額と言える。但し、この数値は、将来の更新投資に備える内部留保を考慮していない(企業会計で言う減価償却を考慮していない)。需用費、委託費の圧縮により年々減少傾向にあるが、それでも152百万円(平成20年度)という多額の負担となっている。

(ア)のシミュレーションにおいても、(1)ウ.に示した増収見込みを反映させた上で、平成23年度以降の赤字額(シミュレーション中にいう「単年度実質不足額」)を145百万円と算定している。処理頭数が更に減少するリスクや、老朽化により修繕コストが増加するリスクはシミュレーションに織り込まれていないため、これを上回る赤字の発生が想定されるところである。

(ウ) 使用料設定の問題点

(イ)に述べたような収支構造となっている主な要因として、センター稼働量が本来の稼働能力に対して大きく不足していること、使用料の設定がコスト積み上げ計算に拠っていないこと、が考えられる。

稼働量の不足

センターは、その設備規模から次のような稼働能力を設定されている。

<表 特2-7>

	と畜	冷蔵
牛、馬等大動物	100頭/日	300頭/日
豚、羊等小動物	600頭/日	900頭/日

250 日/年の稼働を想定して、(1)ウ.に示したここ数年の実績処理頭数を稼働率に換算すると、大動物（牛）で 50～60%、小動物（豚）は概ね 10%である。かつては豚は 5 万頭を超えていたとの説明も受けたが、6 万頭でも 40%に過ぎない。と畜の設備については、本来の設計からみてかなり低い稼働状況であると言える。

で述べる使用料の設定いかんにもよるが、この低い稼働率の下では、過大な設備の維持コスト（営利企業であれば減価償却費も含む）が赤字要因となるのが一般的である。

なお、冷蔵庫については、使用料計上額をもとに同様の仮定で試算すると、概ね 80%台の稼働率であり、稼働率としてはさほど問題はない。

処理頭数の少なさ及び冷蔵庫使用料の単価の安さ（大動物 153 円/日、小動物 61 円/日）と考え併せると、荷主にとっては、本来想定する冷蔵庫利用可能期間（稼働能力から考えて大動物で 3 日、小動物で 1.5 日）を大きく超えて長期に安く使わせてくれるかなり便利な施設だということになる。と畜の稼働の悪さが、設備使用の想定バランスを变形してしまっているのである。

使用料の設定

使用料単価の設定について、この種の収益事業ではコスト面からの積み上げが行われるのが通常であるが、食肉センター事業の場合、積み上げ計算による設定価格ではないと考える。

通常行われるコストの積み上げとは、概ね次のようなものである。

まず、固定コストについては、設備の稼働能力をもとに通常想定される操業度（食肉センターで言えば処理頭数であろう）を設定し、固定コスト総額をこれで除したものを単価とする。

但し、実際の稼働率が低い状態においては、この操業度を实际稼働レベルに概ね合わせて再設定しないと、コストの回収が難しくなってしまう。

また、変動コスト（ここでは処理件数に連動して発生するもの）については、1 件あたりの平均値を相当件数について取ったものを単価とする。

この両者を加算したもの（営利企業ならばこれに利益を加味して）を、使用料単価とする。

営利企業ではなく自治体の事業として行われる場合、コストの種類によっては、利用者に全額負担させることが合目的とは言えず、自治体が負担すべきコスト（例えば土地建物等の大型設備投資の償却費など）や、自治体と利用者との適当な割合で按分負担すべきコスト（管理コストなど）も考えられる。逆に、処理に対して直接に費消される水光熱費や消耗資材などのコストは、100%を利用者が

負担すべきである。

平成 20 年度にセンター使用料の引き上げのため行われた、家畜の搬入業者や解体業者等の利害関係者との話し合いの記録を見る限り、改訂された使用料もあくまで交渉の産物であり、ベースとしてこのような試算が行われた事跡は見られなかった。

もっとも、稼働の落ちているこの時点で上述のようなコスト積み上げ方式で使用料を設定したとしても、固定コストの賦課により使用料が荷主の負担に堪えない水準になる、もしくは、固定コストの回収がままならないといった事態が懸念される。

(ア)で触れたシミュレーションで、平成 23 年度以降想定しているセンター管理費（歳出）は、282 百万円である。このうちの修繕コスト 21 百万円については 100%市の負担、また、需用費 115 百万円のうち、半分の 57 百万円については、全額利用者負担、それ以外のセンター管理費は 30%が市の負担、という大雑把な仮定を用いて試算すると、200 百万円を利用者負担とすべき計算結果になる。この計算では、コストをと畜、冷蔵庫等の業務に分解しないで考えているため、歳入でいう使用料の総額としてこれを賦課・回収すべきことになるが、これは現状の使用料収入水準である約 1 億円に対して 2 倍に相当する。

20%程度の使用料引き上げでは、市は引き続き過大なコストを負担し続けることになるのである。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、事業の経済性

所管局の担当者より特別会計の事業概要をヒアリングし、収支表や予算策定時の基礎資料を閲覧し、経営計画の状況を把握した。また、監査報告書等で指摘を受けた事項について、その改善状況をヒアリングした。

イ．委託

特別会計に係る委託契約の書類一式を閲覧し、規定準拠性を検証した。

ウ．審査

貸付金申請の審査に係る書類一式を閲覧し、規定準拠性を検証した。

(3) 監査結果

<指摘事項 特2-1> 食肉センター出荷団体貸付金について

家畜出荷団体 A (以下、「A 団体」という。) に対して 70 百万円の貸付金があるが、貸付に際する審査が「北九州市立食肉センター出荷団体貸付金制度実施要綱」に基づき適正に行われていないため、改善する必要がある。

食肉センターが平成 20 年度に A 団体に貸付を行った際に、北九州市立食肉センター出荷団体貸付金制度実施要綱に照らして十分な審査が行われていない。また、A 団体から資金使途の報告を受けていない。

同団体に資金使途の報告を求めるとともに、21 年度も行った同様の契約の解除と貸付金の返還請求の要否について検討する必要がある。更に、実施要綱の見直し（廃止も含む）や貸付申請の審査事務の適正化を行い、今後の貸付を適正に実施できるよう、また搬入頭数の確保に実効ある貸付契約を交わせるよう、整備する必要がある。

ア．申請内容に対する審査の不備

A 団体が食肉センターに提出した貸付金申請書は、出荷数の見込みは年間 3,500 頭とし、貸付実施要綱の規定する貸付上限額（牛 1 頭当たり 2 万円）を乗じた 70 百万円の貸付を申請する内容であった。

ところがこの年間 3,500 頭は、ここ数年の A 団体によるセンターへの出荷実績に比して、過大と言える数量である。

<表 特2-8> 牛の処理頭数に占めるA団体出荷数の推移（単位：頭）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
牛	15,160	14,960	12,812	13,138
うちA団体	2,288	2,150	1,466	1,414
占有率	15.1%	14.4%	11.4%	10.8%

過年度も同額の貸付が行われており、同様の申請を繰り返し行いながら結果として全く達成されていないことになる。

この点について、食肉センターの審査は、次の 2 つの観点の検討を欠いていた。

まず、そもそも貸付対象として要件を充たすかどうかの検討が必要である。貸付実施要綱の規定する貸付対象者の要件に、年間搬入見込頭数が牛 3 千頭程度と定められているため、この規模の搬入の実現性について検討を要する。

更に、貸付金限度額は見込み搬入頭数によって決まるため、申請上の見込み搬入頭数はその実現性の面から批判的検討を要するのである。

しかるに、ここ数期の搬入実績から判断すると、その実現性には疑問があるにも拘らず貸付対象に据置き、また申請値を受け入れ貸付額を決定している。

したがって、貸付実施要綱第 5 条が要求している貸付金の申請の審査は十分に実施されたとは言えない。

なお、平成 20 年度の貸付については契約どおり同年度末に回収されているが、平成 21 年度の貸付についても同様の問題がある。搬入頭数が申請より大幅に減少する見込みとなることは契約解除の要件であるため、契約解除と返還請求を行うかどうかの検討を行う必要がある。

イ．貸付スキームの批判的分析

食肉センター出荷団体貸付金制度においては、A 団体を貸付先に想定し、同団体からの搬入頭数を確保することを目的として創設された側面がある。県下には北九州市以外の経営によると畜場も存在し、同団体に補助金の助成を行い搬入頭数の確保を図っているケースがある。市の食肉センターも、最低限の搬入頭数の確保のために同団体になんらかの誘因を与える必要も意識して、このような貸付スキームを創案したものである。

しかし、実際には搬入実績の推移からみると搬入頭数は右下がりであり、十分な実効があったとは思えない。

もともと非営利で安価にサービスを提供している公的施設が、競争関係で比較優位を得るために付加サービスを提供するのには違和感が感じられる。そのようなことが必要となる経済的難局はそもそも施設存続の可否を検討すべき状態であり、違和感は存続を固定的前提とする考え方に起因している。

ウ．貸付金使途の報告

貸付実施要綱第 4 条は、出荷者（この場合、A 団体）は組合員に一定の使途を条件として貸付ける以外の目的で貸付金を使用してはならないと定めている。一定の使途とは、家畜の飼育に係る衛生資材等の購入資金を貸付けることである。

この使途が遵守されないと、市の資金を無利息で貸付けることの正当性は損なわれる。また、貸付実施要綱第 8 条は市長に使途調査権、資料の要求や指示を行う権利があるとしているのであるから、センターは A 団体にこのような報告資料を徴求する義務と権限を有する。進行中の平成 21 年度の報告は当然として、ここ数年について、A 団体から、農家への融資の実効件数・金額や、融資を受けた農家の出荷計画と実績数などの報告を得る必要がある。

エ．実施要綱の改訂

実施要綱を改訂し、同趣旨の貸付を継続して実施する場合、次の点を考慮する必要がある。

貸付対象の要件の引き下げは、趣旨である搬入頭数確保の実効性を減じる結果になるので、安易に引き下げない。

審査を別な課で担当するなど、審査の有効性を担保する仕組みが必要である。

契約上、貸付先出荷団体に定期的な使途の報告を義務付け、貸付趣旨の遵守を担保する必要がある。

搬入頭数確保の実効性担保のためには、申請上の搬入数とのかい離の度合いに応じて利息を課す条件とするなどの経済的誘導も有用である。

(4) 監査意見

<監査意見 特 2-1> 事業の存廃、形態変更等に係る検討について

北九州市食肉センターの、今後の大きな設備更新には慎重な検討が望ましい。

また、食肉センター事業の公益性を測定した上で、存続、廃止ないし折衷的各案の経済性と衡量し、意思決定を行うことが望ましい。

以下、ア～エに各案の経済性を評価し比較衡量する際の留意点を挙げ、オでは公益性の評価について検討を試みた。

ア．事業の経済性について

(1)キ．で見たように、現状では、更新投資のための留保を考慮しない段階で損益、資金収支ともに、およそ 1.5 億円の赤字である。また、これを改善することが織り込まれた中長期の経営計画も策定されていない。センター使用料の値上げの効果等で使用料収入の若干の増加は期待されるが、既に 21 年を経過している設備のさらなる老朽化が進むと修繕費の増加を想定せねばならず、さほどの赤字削減につながるものではない。

以上の点から、事業を継続する場合、10 年間は年間 1.5 億円程度の市の負担が続くものと言える。なお、この金額には市債の償還が含まれていないが、どのような意思決定を行うとしても起債済の市債については償還することになりはしないので、市にとっての経済性から各案を比較衡量する際には、無視しても差し支えない。

更に、10 年後には現有冷蔵庫設備が使用している代替フロン冷媒を廃するため、数億円規模の補修ないし更新投資が必要となることが分かっている。

したがって、遅くともこの時期までに、十分な検討に基づいた意思決定を行う

必要がある。

イ．事業廃止の経済性について

センター事業を廃止する場合、設備の最低限の維持コスト（転用や売却に至るまでの土地建物の管理コストなど）以外の支出は発生しなくなる。

但し、現センター廃止後に、センターでと畜・解体等に従事している解体業者等が再雇用されることが見込めない場合、補償というかなり大きな支出を想定する必要がある。

したがって、廃止も含めた選択肢の中で検討する場合、経済性の比較衡量を適切に行うためにはこの補償額の見積もりを行っておかなければならない。近隣他都市の施設や同規模の施設の廃止事例における補償額を参考にして試算をしておくことが望ましい。

また、市の直接経営をやめ民間に委託する案や、県内の同種施設との統合を行う案においては、解体業者等の全部ないし一部が再雇用されることを想定でき、補償総額が軽減できるというメリットもある。この点も各案の経済性の評価に加味する必要がある。

ウ．民間への運営委託について

平成 17 年 3 月の企業会計・特別会計改善委員会は指定管理者制度の導入の検討を提言している。これを受け、センターは搬入業者、解体業者、食肉業者等の関連業者と話し合いの場を設け、指定管理者導入の必要性を説き応募の可能性を打診しているが、業者からの手は挙がらず、また個別に事務処理能力等を検討すると、いずれも指定管理者として受託し管理を行う力に不安は払拭できない、というのが結論であった。

ここで関連業者内での検討に限定したのは、まず、赤字の事実からして、センターの存続を希望する関連業者以外では受託のインセンティブを持たない点、これに加えて、外部の業者が受託した場合に、現在センター施設内で各種作業に従事する業者の一部が仕事を失うおそれがある点を懸念したものと思われる。

しかし、廃止案も視野に入れた検討の中では、一部でも就労を継続できることはプラス評価の要因であるため、検討の枠を広げることが望ましい。

民間の経営に任せる方法論としては、委託ではないが、施設を民間企業に賃貸ないし売却するという選択肢もありうる。

大手ハム会社等を誘致して、解体業者等の一部の雇用を条件に比較的安価な賃借料でセンター設備を貸す案など、市税の増収も含めて経済性の検討の余地はあるのではないかと。

エ．他の施設との合併について

(1)ア.(ウ)に示した社会的環境及びリスク状況を勘案すると、市町村レベルの予算規模、情報収集力、集荷能力等では、食肉センターを社会の期待に十全に応えるレベルで経済的、効率的かつ有効に運営維持していくのはもはや難しい時代に入っている。市町村で小規模施設を各個に運営するのをリスクの拡散と捉え、より広域の、都道府県のレベルで資金・設備・情報を集約し対応する方向性の検討が必要ではないかと思われる。

そこで、県下の同種施設が合併し、より大規模・高機能で安全な設備、強い集荷力と最低限の収益性、及び広域行政の視点を備えた食肉センター事業として継続するという案を提案したい。

合併案では、新施設を県の管轄とし、新施設の稼働コストの一定割合を市も負担し、一方で新施設に就労できなかった解体業者等への補償や再就職の斡旋を行う、といったことが想定される。この場合の市にとっての経済性は、一概には測定できるものではないが、継続案と廃止案の折衷的なものになると考えるのが合理的であろう。

この案を考える場合、10年後に迫る冷蔵設備の代替フロンガス使用全廃（ア.を参照）は、一つの好機である。他の施設においても同様の課題、同じ締め切りで対応すべき課題であろう。この問題に関する対応について情報を共有する場をまず設け、協力的関係を構築することで、道が開けることを期待したい。

オ．市の事業としての公益性について

(1)ア.(イ)に示したとおり、自治体が食肉センターを經營することの公益性のあり方について3つの観点があると考ええる。

（再掲）

と畜・解体作業等を原因として家畜感染症等による健康被害が地域に発生することを防止する

処理後の肉の流通により自治体内や他地域に家畜感染症等による健康被害が発生することを防止する（自治体内については地域住民の食環境の保全の観点に該当）

地域畜産業者へ、利便性のある安価なサービスを提供する

ただし、は、センターが継続しそこでと畜・解体作業がなされることを前提にしているため、事業継続の可否に関する意思決定においては、考慮にあたらな

い。

は、自治体内の健康被害防止については地域住民の食環境の保全の観点に該

当するものの、(1)ア.(イ)に示したように、そのウェイトはと畜場法初期と比べて格段に小さいと考えられる。(自治体外への健康被害拡散防止については、広義には公益性はもちろん認められるであろうが、(1)ア.(ウ)からむしろ自治体にとってリスク要因と考えられる面もある。) については、現在の家畜搬入業者が少数である((1)ウ.を参照)ことから、公益の問題として捉えることについては、疑問が大きいところである。

以上の要素を総合的に勘案し食肉センター事業の公益性を測定した上で、既に述べた存続、廃止ないし折衷的各案の経済性と衡量し、意思決定を行うことが望ましい。

3. 中央卸売市場特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

中央卸売市場は、生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として、生産及び流通の円滑化を図るため、農林水産大臣の認可を受けて設置される施設である。北九州市は昭和 50 年にこの中央卸売市場を小倉北区西港町に開設した。中央卸売市場は、卸売市場法に基づいて設置されるものであり、市の人口を要件等として農林水産大臣の認可を受けている。

市は施設の維持管理と業務の許認可等及び取引が公正に行われるように指導監督を行い、市民の食の生活の安定を図るとともに、生産者にとって継続的で安定した出荷先を確保するために設けられた中央卸売市場の管理運営を行う。

市場には青果部門と水産部門があり、生産者等が持ち込んだ、野菜、果実、生鮮水産物及びこれらの加工品を卸売業者が市場において、仲卸業者、売買参加者（いわゆる八百屋、魚屋）に卸売（せり売・相対取引）する。

<写真 3-1> 青果市場の外観（監査人撮影）



イ. 歳入・歳出決算額（5期比較）

中央卸売市場特別会計の歳入・歳出については、次頁の<表 特 3-1>に5期比較表として示したとおりである。

< 表 特3 - 1 >

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料	480,069	464,544	462,339	462,533	457,351
	繰入金	726,601	261,800	273,205	272,669	192,107
	繰越金	169,523	139,094	50,309	52,755	97,317
	諸収入	155,461	153,970	159,265	156,767	156,283
	雑入	155,461	153,970	159,265	156,767	156,283
	市債	-	105,000	135,000	82,000	63,000
	歳入合計	1,531,656	1,124,408	1,080,119	1,026,725	966,059
歳出	中央卸売市場費	1,392,561	1,074,099	1,027,364	929,408	832,614
	中央卸売市場費	580,218	727,305	700,033	637,731	620,017
	繰出金	812,342	346,793	327,330	291,676	212,597
	歳出合計	1,392,561	1,074,099	1,027,364	929,408	832,614
	歳入・歳出差額	139,094	50,309	52,755	97,317	133,444

ウ．主な歳入・歳出の内訳

使用料は条例によって規定され、施設使用料は卸売業者等の市場施設の使用に伴い支払われるものである。売上高使用料は毎月の卸売金額や販売金額に基づいて算出されるため、取扱金額が減少すれば使用料も減少することになる。使用料の内訳は以下のとおりである。

< 表 特3-2 > 平成20年度使用料の内訳 (単位：千円)

区 分	金 額	備 考
青果卸売上高使用料	100,704	卸売売上金額の0.3%
水産卸売上高使用料	62,892	同 上
仲卸売上高使用料	591	購入品の販売金額の0.3%
(売上高使用料小計)	(164,188)	
施設使用料	293,162	
使用料合計	457,351	

繰入金は一般会計からの財政的填補である。

平成 17 年度以降の中央卸売市場費は施設の大規模改良のため工事費が平成 16 年度よりも大きくなっている。平成 17 年度は水産棟天井コンクリート浮改修工事や電気設備改良工事が行われた。

繰出金とは、公債の元金・利子等の償還に充てられる支出のことである。

収支の結果、執行残が生じるが、戻し入れは行わずに繰越金として翌年度に繰り越される。収入が激減した場合等に経営の安定化策のために計上しているということであるが、戻し入れを行う等の基準は特に設定されていない。

エ．不納欠損額

< 表 特3-3 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不納欠損額	-	-	-	6,350	6,516
使用料	-	-	-	2,609	5,229
雑入	-	-	-	3,741	1,286

オ．収入未済額

< 表 特3-4 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	30,315	36,520	39,763	34,087	31,723
使用料	18,537	23,603	26,044	22,789	18,513
雑入	11,777	12,916	13,718	11,297	13,210

収入未済額は、関連事業者に対する施設使用料及びそれに伴う電気使用料や水道使用料等の実費負担相当分（歳入会計上、雑入で処理）の滞納債権である。

< 表 特 3-5 > 平成 20 年度末時点における関連事業者の発生年度別滞納残高

発生年度	金額（千円）	備考
昭和 63 年度	59	3
平成 元 年度	242	9
平成 4 年度	223	10
平成 8 年度	105	3
平成 13 年度	2,658	49
平成 14 年度	1,158	55
平成 15 年度	2,320	109
平成 16 年度	4,005	129
平成 17 年度	3,950	129
平成 18 年度	3,532	135
平成 19 年度	3,691	168
平成 20 年度	9,773	231
合計	31,723	

注 1 施設使用料及び雑入の金額である。

注 2 備考欄の数字は発生件数（月数）である。

カ．卸売市場の機能

中央卸売市場には以下のような機能が期待されている。

- ・ 多種多様な品目の豊富な品揃え

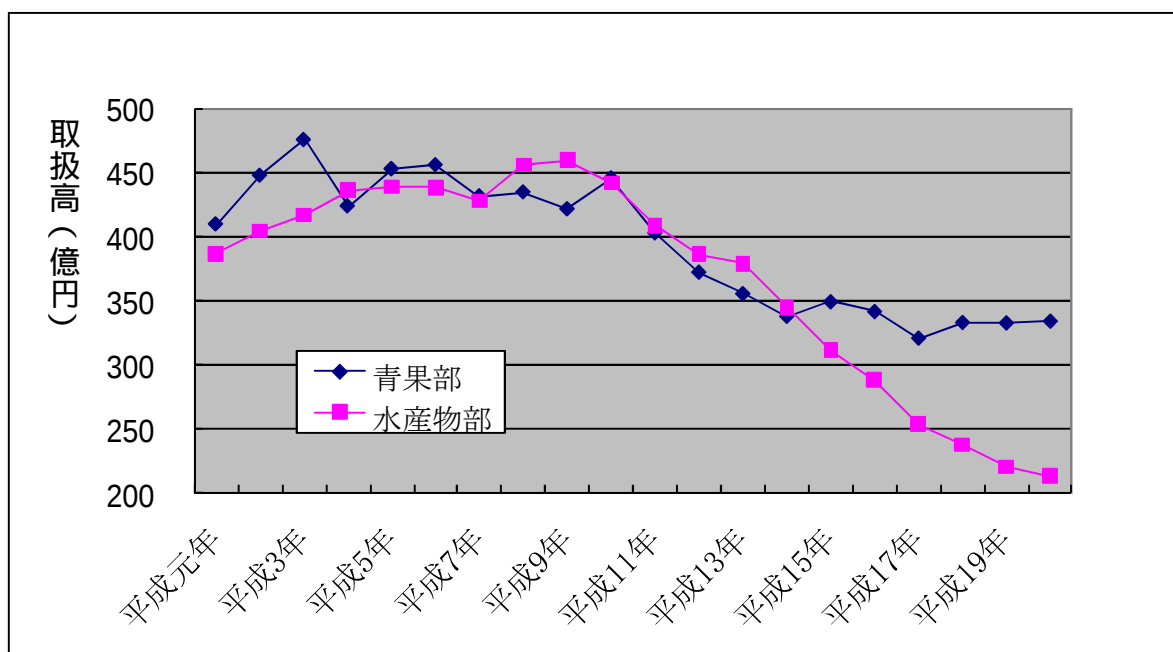
- ・ 大量単品目から少量多品目への迅速・確実な分荷
- ・ 需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成
- ・ 販売代金の迅速・確実な決済

キ．卸売市場の現状

中央卸売市場特別会計において、施設使用料等の収入を元に保有する市場施設を管理維持する経費に充てている。近年、市場外流通の増大等により、取扱高の減少に伴って特別会計の厳しい運営が続いている。

特に、水産物部の取扱高は産地直送や現地販売等の要因により著しく減少している。全国の卸売市場も同様の傾向が見られ全国的に共通した状況と言える。平成9年には水産物部取扱高が約460億円となりピークに達した後は下降し、平成20年には213億円とほぼ半減している。

<グラフ 特3-1> 中央卸売市場取扱金額の推移（暦年）



(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、事業の経済性

経営管理の観点から監査を行うため、中央卸売市場のセリや施設の状況を視察し、必要に応じて担当職員に質問を行い理解に努めた。

所管局の担当者より特別会計の事業概要をヒアリングし、収支表や長期収支見込資料を閲覧し、経営計画の状況を把握した。

イ．委託

特別会計の清掃や警備についての委託契約の書類一式を閲覧し、条例等の規定準拠性を検証し妥当な事務がなされているかを確かめた。

また、監査委員監査での指摘事項の改善状況等を確かめた。

ウ．収納事務及び債権管理

使用料の滞納状況を確認し、徴収、督促等の事務が適切に行われているか確かめた。

エ．固定資産管理

公有財産台帳の一部を閲覧し、財産管理の状況を確認した。監査委員監査での指摘事項の改善状況等を確かめた。

オ．繰入

決算資料を入手、関連する質問を行い繰入計算の妥当性を確かめた。

カ．その他準拠性

使用料の収納事務において一部サンプルが規定に準拠しているか、収納の方法は妥当か等について検証した。

(3) 監査結果

監査の結果、収納事務及び債権管理の視点から、2つの指摘事項がある。

これ以外の視点については、指摘すべき事項は特になかった。

なお、清掃委託や警備委託の委託事務に関して、所管局は、日報等により委託業務の執行状況を適切に確かめている。他の部局でも同事務において同様の確認方法が取られていることを期待したい。

< 指摘事項 特 3-1 > 関連事業者の便益施設の使用許可について

関連事業者に対する施設使用料及びそれに伴う電気使用料や水道使用料等の実費負担相当額に滞納が生じている。施設使用許可に当たっては、継続的な使用料の徴収を念頭においてルール作りをする必要がある。

関連事業者に対する施設使用料及びそれに伴う電気使用料や水道使用料等の実費負担相当分（歳入会計上、雑入で処理）の滞納債権の残高が平成 20 年度末で 31,723 千円に上る。年度の施設使用料と雑入の収入合計が 449,446 千円であるか

ら一般的にみて回収が滞っている割合が大きい。

この債権の回収については分割納付を交渉する等、担当による努力も認められるが、＜表 特 3-5＞に示したとおり、滞納が昭和 63 年度に発生し、その後最近年度においても毎年度滞納が累積している業者もあり、そもそもの回収可能性がないあるいは将来の使用料も支払うことができないと判断される債権もある。

このような中、滞納業者に継続して施設を使用させることには問題がある。そこで、関連事業者への施設使用許可にあたっては、継続的な使用料の徴収を念頭においてルールを検討し、そのもとで行うことが必要である。

＜指摘事項 特 3-2＞ 施設使用料を滞納している関連事業者に対する延滞金賦課について

施設使用料を滞納している関連事業者に対して延滞金を徴収していない。また、徴収しないことについて決裁等適切な手続もなされていないので、改善する必要がある。

施設使用料については「北九州市中央卸売市場業務条例」で定められているが、延滞金については「北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例」が適用される。これによると、例えば、平成 20 年度末の延滞金を試算すると、平成 20 年度の滞納債権は年度末時点で半年間の滞納が生じている場合、単利計算であったとしても累計 15 百万円の徴収が必要となる。

所管局によると、滞納者は経営が厳しく支払い能力の乏しい業者ばかりであり、延滞金を徴収することにより、納付意欲が低下し、滞納分も回収できなくなる可能性が高いために、延滞金を徴収していないということである。

延滞金は期限内納付の実効性を上げるための効果を持ち、延滞金を徴収しないことは、期限どおりに適切に支払っている使用者との公平性を欠く。したがって、規定に基づいて延滞金を賦課する必要がある。また、延滞金を徴収しない特段の理由があるのであれば、減免や使用料の改定等の適切な決裁が必要である。

○北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例（抜粋）

昭和 40 年 3 月 31 日 条例第 6 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 231 条の 3 第 1 項に規定する市の歳入(以下「税外歳入」という。)の督促及び延滞金の徴収については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（昭 50 条例 54・一部改正）

（次頁に続く）

(督促)

第 2 条 税外歳入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発して督促する。

(昭 50 条例 54・全改)

(延滞金)

第 3 条 税外歳入の督促をした場合においては、当該税外歳入の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税外歳入の金額に年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外歳入の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税外歳入の金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第 1 項の延滞金の金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(昭 43 条例 8・全改、昭 45 条例 43・昭 50 条例 54・平 20 条例 56・一部改正)

(減免)

第 4 条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(4) 監査意見

経営管理の視点から 3 点、収納事務及び債権管理の視点から 2 点、改善が望ましい事項につき、以下に記載する。

< 監査意見 特 3-1 > 中央卸売市場の中長期経営計画の策定について

市場のあり方を検討するために中長期経営計画の策定を行うことが望まれる。

市場外流通の増大等により、卸売市場の取扱高は近年、全国的に減少傾向にあり、当該市場も例外ではない状況にある。また、市場開設以降 30 年以上経過し市場施設の老朽化も著しい。

一方で、消費者の食に対する安全・安心に対する要望等のニーズは高まっている。そのため、地域の食の拠点として、卸売市場に対する期待が高まっている可能性もある。

このような中、平成 17 年度の企業会計・特別会計経営改善委員会では具体的な増収策、経費削減策の検討を行う必要があると指摘され、市場のあり方について中長期経営計画を策定する必要があるとの報告がなされている。

この報告を受けて、市では平成 18 年度に北九州市中央卸市場のあり方研究会を設置し、翌年度に課題や検討内容をまとめた報告書をまとめている。

しかしながら、現状、市ではこの報告書に記載された課題等について、具体的に解決するアクションに至っていない。課題が明確ではあるが解決する方策が取れないため先送りとなっているようである。

時間の経過とともに運営環境の変化は当然あるが、課題を解決するために期限を設定し、具体的な行動指針を明確にすることが望ましい。そのためには中長期経営計画を策定することとなる。

特に、このような計画では以下に記すような監査意見に留意することが望ましいと考える。

< 監査意見 特 3-2 > 公益性の検討について

市場の存在意義について公益性の観点から検討することが望ましい。

市の財政負担が厳しい運営環境が続くところで、当該特別会計の中長期的な存在意義を継続的に確かめる機会も検討することが望ましい。

中央卸売市場の歳出を見ると例年、一般会計からの繰入がある。平成 20 年度は 192 百万円の繰入があった。このように使用料収入等の一義的な受益者からの負担だけでは運営が賄えていない状況にある。このような市民の負担がある施設を有することにどのような存在意義があるのかについて、今一度、公益性という観点から検討することが望ましい。

中央卸売市場は市民の期待の高い「食」の中心的役割を担っている施設である。これらのニーズに応える能力やこの施設がなければ与えるであろう市民の暮らしへの影響が、市民の負担に照らして妥当か判断する材料が明確にされることを期待したい。

< 表 特3-6 > 市民の負担となる繰入金の推移 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
繰入金	726,601	261,800	273,205	272,669	192,107

< 監査意見 特 3-3 > 設備更新負担のシミュレーションについて

将来的に施設の投資、維持にかかる経費をシミュレーションし、中長期的に見て市場の機能を維持することが適切かどうか資金負担面から分析することが望ましい。

繰入による一般会計からの負担の一部は設備への投資、維持にかかる支出に充

当されている。中長期的に見てこの機能を維持することが適切かどうか資金負担面から分析することが望ましい。特に、施設の投資、維持に係る経費は相対的に大きく留意を要する。

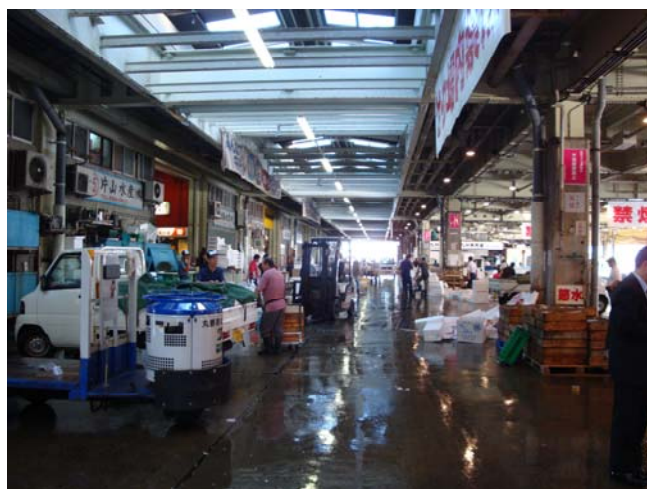
施設の更新等で必要となる資金の財源として公債の発行が例年ある。平成 20 年度末の公債の残高は 614 百万円である。このように、施設は 30 年以上が経過しているにも拘らず、その投資的経費が毎年度生じる上に、償還義務も依然として残っている。平成 19 年度に起債した公債の償還が完了するまでには 30 年間を要するという予定である。また、平成 20 年度は緊急修繕として 63 百万円が支出されており、老朽化した施設の維持に伴う費用の大きさをうかがわせる。所管局によると、修繕に対する支出水準は施設の建て替えまで継続すると見込んでいるとのことである。

一方で、老朽化すれば施設の建て替えが必要となってくる。昭和 50 年度の市場開設時に供用開始となった建物は以下の一覧表のとおりである。また、更新だけでなく、市場の利便性、ひいては競争力を向上するために、機能追加にかかる工事もある。なお、ホームページの予算編成過程の公開についての平成 22 年度予算編成方針、予算要求状況によると施設整備は 211 百万円を必要としている。

場内は処分年限（一般的には「耐用年数」）が到来したあるいはまもなく到来する建物がほとんどである。これらは近年中に建て替えを要する可能性があるが、約 50 億円もの予算をいかに手当てするか大きな課題である。

順次建て替えていくとしても、市場施設の機能を維持ができるよう計画的に行っていくことが望ましい。大規模な建て替えが進む後は廃止、譲渡の検討が困難になることもあるため、廃止も含めて存在意義を問う時機がすでに到来していると言える。

<写真 特 3-2> 魚市場の様子（監査人撮影）



<表 特 3-7> 建物の取得金額等

建物	建設年度	金額（百万円）	備考
青果棟	昭和 50 年度	1,492	
水産棟	〃	1,211	
エネルギー棟	〃	456	
関連棟	〃	399	
冷蔵庫棟	〃	1,210	
倉庫 A 棟	〃	95	
倉庫 B 棟ほか 5 件	〃	124	
合計		4,987	

<監査意見 特 3-4> 市場使用料の検証について

使用料の計算基礎となる卸売金額や物品販売金額は徴収する使用者の申告に基づくものであり、使用者の誠実性に依存している面がある。使用料算出の計算の検証を行う等の牽制を行う必要がある。

特別会計では使用料を北九州市中央卸売市場業務条例で定め、青果、水産の各卸売業者へは施設の使用に対する使用料を卸売売上金額の 0.3%で計算し、徴収している。同様に仲卸業者に対しても買い入れた物品の販売金額の 0.3%を使用料として徴収している。これら使用料の計算基礎となる卸売金額については、使用者の管理システムから出力される帳票の写しを使用者から月次で入手し、市場で調定を行っている。また、年次で卸売業者、仲卸業者の使用者から事業報告書を入手して卸売金額の整合性を検証している。なお、卸売業者から入手する事業報告書は使用者の責任により卸売市場法に基づいて国に提出されるものである。

ただし、それらの金額が正しいかどうか、卸売業者の管理システムの出力帳票以外で市場は検証しておらず、使用者の誠実性に依存している面がある。そのため、万一、使用者が金額を不正に申告した場合、市場は使用料を実際より少なく得る可能性がある。

そこで、一般にロイヤルティ収入等の企業取引で見られるように一定の調査あるいは裏付け資料の提出を求め、使用料算出の計算の検証を行う等の牽制を行うことが望ましい。例えば、次のようなことが考えられる。使用者の管理システムあるいは事務において信頼できる卸売金額が集計されているか外部の立場から定期的に調査し評価する。使用者の卸売金額を構成する一定金額を超える取引に対して、年度ごとに市場担当職員等が売上金額の妥当性を調査する。年次の使用者からの書類提出において、裏付け資料となる税務申告書（添付書類を含む）

も添付させ、市場が基礎として卸売金額との整合性を確かめる。

< 監査意見 特 3-5 > 市場利用者の便益施設について

市場利用者の便益施設のあり方を検討することが望ましい。

現状、市場利用者の便益施設は利用者が少なく、施設を使用する食堂等の多くの関連事業者の経営も厳しい状況にある。一方、施設全体に活気を与え、一般消費者等来場者にとって魅力ある環境を整えることも求められている。

そこで、使用料の滞納を抑制する方策や使用許可のあり方の検討に併せて、便益施設の稼働分析と市場利用者のニーズに即した便益施設のあり方を検討することが望ましい。具体的には、ニーズの高い施設の拡充又は業者の誘致、利用稼働が低く使用料を滞納している業者に対しては使用許可を与えない等の方策が挙げられる。

4. 渡船事業特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

当事業では市営渡船事業として、若松～戸畑間(0.6km)を運営する若戸航路、藍島・馬島～小倉間(20.1km)の離島航路である小倉航路の2つの航路を運営している。

産業経済局商業・観光部に渡船事業所が設けられ、以下の事務を所掌している。

船舶の運行に関すること。

乗船券の発売に関すること。

船舶及び施設の管理に関すること。

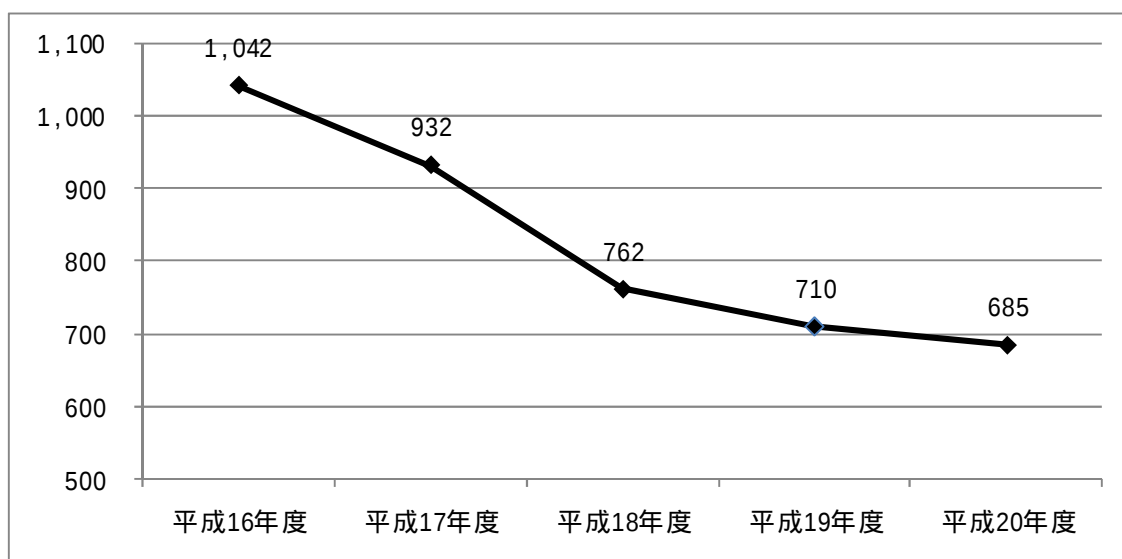
(ア) 若戸航路

若戸航路は、その歴史も古く市民の足として、日常生活に密着した航路である。しかし、利用者数は市内交通体系の整備が進むなか、特に若戸大橋の四車線化や自動車の普及等によって、昭和36年の約1,061万人をピークに利用者は年々減少している。そこで平成16年2月「渡船事業経営改善検討委員会」を設置し、同年7月に得た提言を踏まえ、改善策の一つとして平成17年度には出改札等業務委託に加え、運行業務を民間委託化した。また、同年9月には約10年ぶりに運賃の改定を行うなど経営改善に努めている。

現在、「くき丸」と「第十七わかと丸」の2隻で終日1隻運行体制1日71往復、土日祝日は1日64往復している。

<グラフ 特4-1> 若戸航路の利用人数の推移

(単位：千人)



(イ) 小倉航路

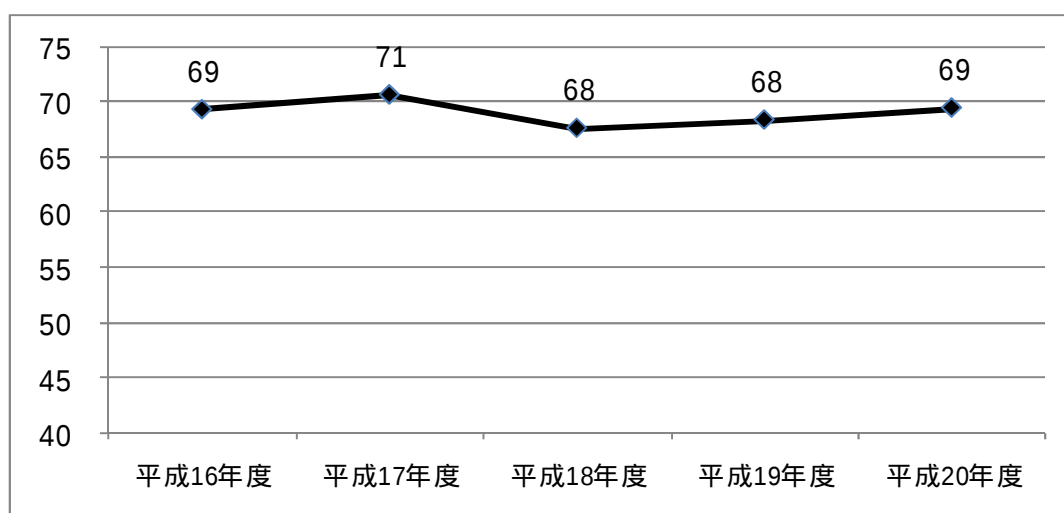
小倉航路は、藍島・馬島の島民にとって欠くことのできない生活航路であるとともに釣り客をはじめレジャー客の唯一の公共交通機関であり、両島の生活利便性の向上を図るため、平成4年度には、高速船「こくら丸」を就航させ、更に平成8年からは、従来の平日1日2往復を3往復に増便している。

利用者の約55%は島民、約45%は釣り客である。

利用者は減少基調で推移しているが、平成19年度は約6.8万人と対前年比1.1%の微増であった。

当航路の場合は、こくら丸一隻で運行している。

<グラフ 特4-2> 小倉航路の利用人数の推移 (単位：千人)



イ. 歳入・歳出決算額 (5期比較)

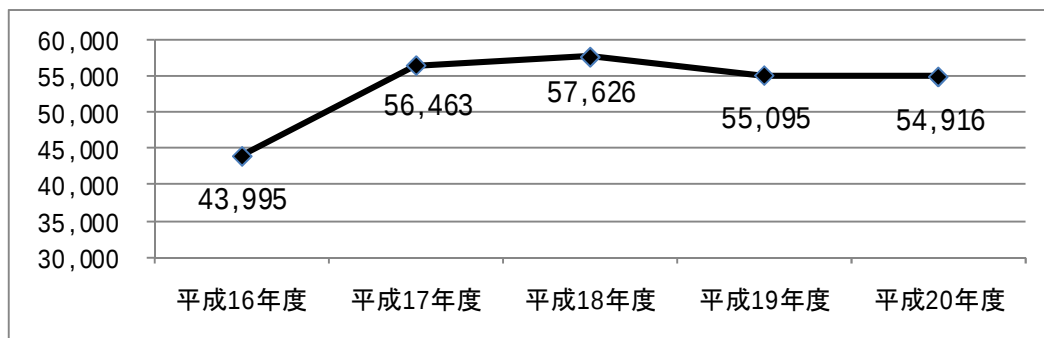
<表 特4-1> (単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料及び手数料	62,911	75,870	75,180	72,887	73,540
	使用料	62,828	75,775	75,096	72,808	73,467
	手数料	82	94	83	78	73
	繰入金	341,897	279,269	218,558	239,158	283,936
	繰越金	134,703	141,259	138,349	85,085	44,193
	諸収入	801	2,204	2,435	2,260	2,599
	雑入	801	2,204	2,435	2,260	2,599
	市債	20,000	-	-	-	-
	歳入合計	560,313	498,603	434,522	399,391	404,269
歳出	渡船事業費	419,053	360,253	349,437	355,198	345,863
	渡船事業費	344,066	309,056	298,209	309,599	320,489
	繰出金	51,047	51,197	51,227	45,598	25,374
	災害復旧費	23,940	-	-	-	-
	歳出合計	419,053	360,253	349,437	355,198	345,863
	歳入・歳出差額	141,259	138,349	85,085	44,193	58,406

ウ．主な歳入歳出の内訳

使用料収入は、平成 17 年から若戸航路の値上げがあり、同年は増加している。しかし、逆に利用者数は前掲＜グラフ 特 4-1＞に見られるように漸減しており、使用料収入も徐々に減少の傾向がある。

＜グラフ 特 4-3＞ 若戸航路の使用料収入の推移 (単位：千円)



一般会計繰入金については、ほぼ 2 億円台で推移している。平成 21 年度・22 年度は新船の建造のために増加する見込みである。歳入歳出差額は、年々減少している。いずれにしても、使用料及び手数料と渡船事業費の差額は大きくマイナスとなっており、繰入金でこれを財政的に補填する形となっている。

エ．料金収納状況

(ア) 若戸航路 運賃

入金の構成は、現金約 50%、定期券約 30%、回数券約 20% である。

普通運賃

大人	小児	自転車	年長者・障害者
100 円	50 円	100 円	50 円

定期運賃

種別	1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月
通勤定期券	3,600 円	10,260 円	19,440 円
通勤自転車定期券	1,500 円	4,260 円	8,260 円
通勤 + 自転車定期券	5,100 円	14,520 円	27,700 円
通学定期 (高校生以上)	630 円	1,750 円	
通学自転車定期券	750 円	2,130 円	
通学 + 自転車定期券	1,380 円	3,880 円	

回数券運賃

- ・ 11 回券 / 11 回分で普通運賃の 10 倍の額(1,000 円)
- ・ 1000 回券 / 1,000 回分で普通運賃の 650 倍の額 (65,000 円)

団体旅客運賃

15 名以上より適用

一般 1 割引 学生 5 割引

但し、団体運賃の合計額に 10 円未満の端数が生じた場合は切り上げ

(イ) 若戸航路 料金収納

若戸航路の乗船券販売・改札・渡船運行については、鶴丸海運株式会社に業務委託している。

若戸航路における料金の収納は自動販売機によるものと、手売りによるものに分けられる。

普通運賃は自動販売機により販売される。自動販売機は戸畑側、若松側それぞれ 2 台ずつ設置されている。定期運賃、回数券運賃、団体旅客運賃、クルージング料金は二階窓口で収納している。自販機は朝、釣銭をセットされ、事業終了後の 21 時に釣銭込みで回収される。その回収金額は釣銭を除き手売りの代金他と合わせて日報に記入し、翌日市の口座に振り込む。払戻・誤購入の返金があった場合は日報に理由書をつけて報告する。

(ウ) 小倉航路 運賃

普通運賃

区間	大人	小児	年長者・障害者
小倉～藍島	400 円	200 円	200 円
小倉～馬島	280 円	140 円	140 円
馬島～藍島	120 円	60 円	60 円

定期運賃

種別	区間	1 ヶ月
通勤定期券	小倉～藍島	7,200 円
	小倉～馬島	5,040 円
通学定期（高校生以上）	小倉～藍島	4,800 円
	小倉～馬島	3,360 円

回数券運賃

11 回券 / 11 回分で普通運賃の 10 倍の額 (藍島 ~ 小倉 4,000 円)(馬島 ~ 小倉 2,800 円)

団体旅客運賃

15 名以上より適用

一般 1 割引 学生 5 割引

但し、団体運賃の合計額に 10 円未満の端数が生じた場合は切り上げ

貨物運賃

	小倉 ~ 藍島	小倉 ~ 馬島	馬島 ~ 藍島
30kg 以下	60 円	40 円	40 円
60kg 以下	120 円	80 円	80 円
60kg を超えるもの	30kg までを増すごとに 60 円を増す	30kg までを増すごとに 40 円を増す	30kg までを増すごとに 40 円を増す

ただし、手荷物は 15kg 以内で 0.7 立方メートルを超えない範囲については 1 個までは無料。それ以上については『30kg 以下』のものと同一運賃。

(I) 小倉航路 料金収納

小倉航路の乗船券販売・改札については、別府ポートサービス株式会社に業務委託している。

小倉航路における料金の収納は自動販売機によるものと手売りによるものに分けられる。手売りのものは主に釣り客向けに小倉港で販売される。釣り客に対しては有効期限が 4 日間あることもあり、往復切符の購入を薦めている。また、定期運賃、回数券運賃、団体旅客運賃、貨物運賃も窓口で収納している。

藍島・馬島側には乗船券販売所がないため、こくら丸の船内に自動販売機が 1 台（予備機も 1 台）主に島民向けに設置されている。自販機は朝、釣銭をセットされ、事業終了後に釣銭込みで回収される。その回収金額は釣銭を除き手売りの代金他と合わせて日報に記入し、翌日市の口座に振り込む。釣り客の釣り道具については貨物運賃をとらない慣習があるため、一般乗客の貨物との整合性がない。

オ．固定資産管理

当特別会計においては、特別会計の所有となる、土地建物・船舶・自動車については公有財産管理台帳で管理している。

カ．新船舶の計画

若戸航路の船舶は現在 22 年間就航しており、鉄の厚みが薄くなる等、老朽化が目立ってきており、運用の継続性に懸念が生じてきたため、新船の発注が議会で承認された。平成 21 年度は 47 百万円、平成 22 年度は 89 百万円の予算が確保されている。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、事業の経済性

小倉渡場及び戸畑渡場の事務所（以下、「両事務所」という。）へ行き、担当者に質問を行い事業の概況、を確かめた。

イ．委託

両事務所の乗船券販売と事務所管理の委託の状況について妥当な処理がなされているかを確かめた。

ウ．現金の管理

両事務所で乗船券の販売状況を視察し、現金収納が適切に処理されているかを確かめた。また、滞留債権の有無について確かめた。

エ．固定資産管理

公有財産台帳の一部を閲覧し、財産管理の状況を確かめた。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

< 監査意見 特 4-1 > 若戸航路の新船建造に伴う長期的な意義の検討について

市では現在、新船建造の予算措置を行っているが、若戸航路において、離島航路と同様に生活に不可欠なものであるか、今一度公益的な存在意義を検討することが望まれる。

若戸航路の利用者（乗船人員）は数年来下降傾向にある。利用者は、平成 13 年度の 120 万人に比べ平成 20 年度は 68 万人であり、およそ半分である。利用者の減少は著しいが、一方で収入金額は値上げ等により一定の確保がなされている。収入金額は平成 13 年度の 50 百万円に比べ平成 20 年度は 54 百万円と増加してい

る。

しかしながら、主要な利用者である通学生の減少とともに、将来的には一層の収入減少が予想される。また、新若戸道路の建設も進められており、この供用開始に伴って利用者の減少に拍車がかかる可能性もある。

また、一般会計からの繰入金は毎年度 3 億円弱を推移している（ただし、離島航路を含む）。

このような中、市は新船建造の予算措置を行っており、平成 20 年度の決算とともに次年度以降、平成 21 年度は 47 百万円、平成 22 年度は 89 百万円の予算が確保されている。

この建造に着手したことは、中断なく当該役務を維持するという市の事業責任を果たすためであるという説明を受けた。

しかしながら、いったん新船を建造してしまえばそれにかかった公債を償還していかなければならない。収入が減少し料金改定にも限度があるため、繰入金による一般会計の負担を一層大きくすることが見込まれる。

そこで、若戸航路において、離島航路と同様に生活に不可欠なものであるか、費用対効果を含め、今一度公益的な存在意義を検討する余地はある。また、例えば、兩岸にレンタサイクルサービスを設置し渡船の代わりにバスで輸送するといった代替的な手段との経済性比較計算をすることが望ましい。

5. 競輪・競艇特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

競輪・競艇等の公営競技は、事業収益の一部を一般会計に繰出し、市の財政健全化の一助としている。当該特別会計では、小倉競輪、若松競艇の2つの公営競技事業の運営を行っている。競輪事業は昭和23年に日本で初めて開催された。全国的に公営競技事業は、不景気やレジャーの多様化等により年々収益が悪化しており、市においてもメディアドーム建設費の起債に対する償還や開催収支の赤字が会計の大きな負担となっている。平成12年度から平成19年度まで8年間も一般会計への繰出ができていない。なお、門司競輪は平成13年度に廃止されている。

<写真 特5-1> 若松競艇場の外観



<写真 特5-2> 小倉競輪場のレース風景



イ．歳入・歳出決算額（５期比較）

< 表 特5-1 >

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	競輪事業収入	28,957,365	28,292,673	27,085,990	28,393,807	26,836,974
	車券発売金	28,051,296	27,455,715	26,088,754	27,061,292	25,493,709
	勝者投票収入	279	265	107	99	107
	諸収入	905,789	836,692	997,128	1,332,415	1,343,157
	競艇事業収入	50,456,863	61,616,632	59,718,831	63,112,858	80,018,638
	舟券発売金	43,248,111	53,336,652	51,168,104	53,296,219	72,511,552
	勝舟投票収入	130	114	119	75	75
	諸収入	7,208,621	8,279,865	8,550,607	9,816,563	7,507,011
	国庫支出金	-	-	-	-	3,473
	国庫補助金	-	-	-	-	3,473
	財産収入	66,256	52,200	-	6,532	25,066
	財産運用収入	995	-	-	6,532	25,066
	財産売却収入	65,260	52,200	-	-	-
	繰越金	807,193	-	1,209,390	2,301,067	3,413,758
	市債	1,348,000	2,738,000	1,348,000	1,291,000	-
	繰入金	995	-	-	-	-
	歳入合計	81,636,675	92,699,506	89,362,212	95,105,265	110,297,912
歳出	競輪事業費	28,889,184	28,339,011	26,146,869	26,997,311	25,813,434
	競輪費	28,889,184	28,339,011	26,146,869	26,997,311	25,813,434
	競艇事業費	49,781,425	60,020,054	56,920,153	59,426,094	75,427,486
	競艇費	49,781,425	60,020,054	56,920,153	59,426,094	75,427,486
	諸支出金	3,013,072	3,084,042	3,994,121	5,268,100	6,764,696
	繰出金	2,187,973	2,135,547	2,003,358	1,938,881	4,864,696
	公営企業金融公庫納付金	824,103	948,494	890,763	929,219	-
	競輪競艇整備積立金	995	-	1,100,000	2,400,000	1,900,000
	繰上充用金	-	47,007	-	-	-
	歳出合計	81,683,682	91,490,115	87,061,145	91,691,506	108,005,617
	歳入・歳出差額	▲ 47,007	1,209,390	2,301,067	3,413,758	2,292,294

ウ．主な歳入・歳出の内訳

事業収入諸収入：諸収入には他の競走場の発売による受託事業収入、施設等の貸付料、納付金交付金の還付金や中間市行橋市競艇組合開催経費立替分等が含まれている。競艇事業において最も大きいものは5,992百万円（平成20年度）の受託事業収入であり、場外発売時の収入が大きいことが分かる。

繰出金：平成19年度までは起債償還のためだけの計上であったが、平成20年度金額には一般会計への繰出金500,000千円が含まれている。

積立金：年度ごとに検討し施設整備等に要する費用に充てるために積立金を任意で積み立てている。

繰上充用金：平成16年度の単年度収支に47,007千円の赤字（支出超過）となったため翌平成17年度の歳入から充当する措置をとった。

エ．収入未済額

< 表 特5-2 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	1,176	1,360	1,105	1,153	1,165
競輪事業収入諸収入	1,176	1,360	1,105	1,105	1,105
競艇事業収入諸収入	-	-	-	47	59

オ．現金収納

(ア) 開催資金等

競輪場、競艇場では多額の発売、払戻の取引がある。ここでは、複数の販売窓口や機械等を通じて多数の投票者（ファン）との現金のやり取りがある。また、選手賞金等の開催経費支出も大きい。そのため、両競走場では投票系システムを活用し、金融機関等と連携して厳格な資金管理と資金準備を行っている。

(イ) 指定席券

競輪場、競艇場には有料指定席がある。競輪場ではロイヤル席 2,000 円、ラウンジ席 1,000 円の 2 種類が自動販売機と専用入場口窓口で販売され、競艇場ではロイヤル席 3,000 円と A 席 500 円の 2 種類が入口カウンターで販売されている。

若松競艇での指定席券の管理フローは次のとおりである。

(座席指定の管理方法)

- ・ 管理スタッフのカウンターには、すべての指定席を表示したボード（写真 特 5-3 参照）があり、すべての座席を示すスロットが開いており、そのスロットに座席名と日付の入ったカードが差し込まれいつでも来場者の希望で空いている席を案内しカードを手渡せるようにしている。
- ・ 来場者の希望座席を聞きその席のスロットからカードを引き抜いてお客に手渡す。その時、座席のスロットの上にある灯りが消え「販売済み」であることを示す。これは、二重に販売しないための予防策である。
- ・ 閉業時間近くになると当日引き抜かれたカードのスロットに新しいカードを半分差し込み、明日の準備を行う。

(座席券の収入総額と現金のチェック方法)

- ・ 販売集計表に販売枚数を記入し、売上総額を計算することによる。その総額と現金の額とを確認して会計係に届ける。

(2) 実施した監査手続

ア．収入、現金等

- ・ 開催資金等のフローについて、競艇事務所の担当者からヒアリングし、売上日報、調定決議書等関連帳票の閲覧によりその概要を把握した。また、資金サイクルの一部の取引を抜取り、規定準拠性等を検証した。
- ・ 小倉競輪場及び若松競艇場の有料指定席券発売場において現金や有価物等の管理状況を質問し、関連書類を閲覧して書類間の整合性や内部統制の妥当性を検討した。

イ．事業計画

- ・ 「企業会計・特別会計経営改善委員会報告書」に基づき当該特別会計の現状、課題及び改善方策の概要を把握した。
- ・ 担当課より特別会計の事業概要をヒアリングし、収支表や長期収支見込資料を閲覧し、経営計画の状況を把握するとともに経営計画の管理状況を評価した。

ウ．固定資産管理

- ・ 備品台帳等関連書類の一部を閲覧し、また備品等の現物をサンプリングチェックすることにより、備品の実在性、関連書類の整備状況を確認した。
- ・ 監査委員監査での指摘事項の改善状況等を確認した。

エ．委託

- ・ 場内警備等の若松競艇場における一部の委託契約の規定準拠性等を検証した。
- ・ 清掃や警備等仕様、計画、見積書、予定価格計算、契約書等事跡一式を閲覧し、適切に契約事務を行っているか確認した。

オ．その他

- ・ 若松競艇場、小倉競輪場の開催状況を視察し、事業の現状を把握することに努めた。

(3) 監査結果

<指摘事項 特 5-1> 資産管理について

実地棚卸によって判明した所在が不明な備品を廃棄処理しているが、いつの時点で不明になったのかが明らかでない。

組織体制に見合った合理的な基準を設け、適時に適切な棚卸を行うルール作りが必要である。

市会計規則及び物品管理要領では、所管する備品等の物品に対して、台帳等の関係帳簿を作成整備する等管理が求められている。なお、市の規定によると備品に分類されるものは、原則として「性質及び形態を変ずることが少なく、おおむね 1 年以上使用することができるもので取得価格 10,000 円以上(図書は取得価格 5,000 円以上)のもの」とされている。

小倉競輪場競輪事務所において管理されている備品の実在性を確かめるため、9 月に入手した備品台帳の写しをもとに、金額や備品の属性を基準に 12 月に数件をサンプルチェックしたところ以下のような結果となった。

<表 特 5-4>

備品番号	品名等	取得日	取得価格(円)	摘要
0269421	キャノンデジタルカメラ PSA-85	H16/10/18	36,500	1
0253440	人工植物	H10/09/30	577,500	2
0244858	パソコン DynaBook Satellite	H09/03/31	364,350	実在
0245828	計算機	H10/09/20	195,000	実在
0252816	パソコン FMVNU151	H14/06/30	383,213	実在
0253448	ソニーアイボ	H14/06/30	236,250	2
0253043	DVD プレーヤーパイオニア V700	H14/06/30	186,900	2

1：平成 21 年度の調査の結果、二重登録が認められたため同年度に削除している。

2：平成 21 年度の調査の結果、不明であったため廃棄処理している。

平成 21 年度において会計室の備品の調査があったことから、事前の通知を受けて 9 月に現品所在について棚卸を実施したとのことである。棚卸によって競輪事務所では不明であった備品について台帳上、廃棄処理をしている。

市会計規則第 84 条では「物品管理者は、その所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況をは握しておかなければならない。」とされている。

所在が不明であるのでやむを得ず廃棄除却処理するということは手続としては妥当であるが、当初の取得から何年も経過しているところでの当該処理は、物品管理要領等規定に照らして適切に管理しているとは言えない。これでは仮に備品が不正に流用される等事故が生じたとしても長期間その事実が判明しない虞がある。

したがって、組織体制に見合った合理的な基準を設け、適切に棚卸を行うルール作りが必要である。

< 指摘事項 特 5-2 > 指定席券販売の現金収納について

若松競艇の指定券の販売事務に関し、販売代金のすべてが回収されたことを検証できる体制の整備が必要である。

競輪場、競艇場には有料指定席がある。このうち、若松競艇の指定券の販売事務において、指定券の管理方法の問題があった。座席指定の管理、座席券の収入金の取扱等について一定の手続はあるが、実際の販売代金が網羅的に回収されたことを確かめることができない。

そこで、担当者のダブルチェックと監督者による定期的なモニタリングが必要である。窓口が 2 名体制である場合、1 名が作成して他の 1 名が確認し、その結果としてサインあるいは捺印を管理帳票に残すという手続が必要と考える。

更に、万一の不正リスクを極力排除するために厳格な管理をすることも必要である。例えば、指定券の紙面に連番を入れて廃棄も含めてチケットの受け払いをすることが考えられる。その他、来場者の人数を記録できるようなカウンター機械を置く、または警備員にカウントを依頼することも考えられるが、管理手続として現実的に可能かどうか検討することも必要である。

< 写真 特 5-3 >



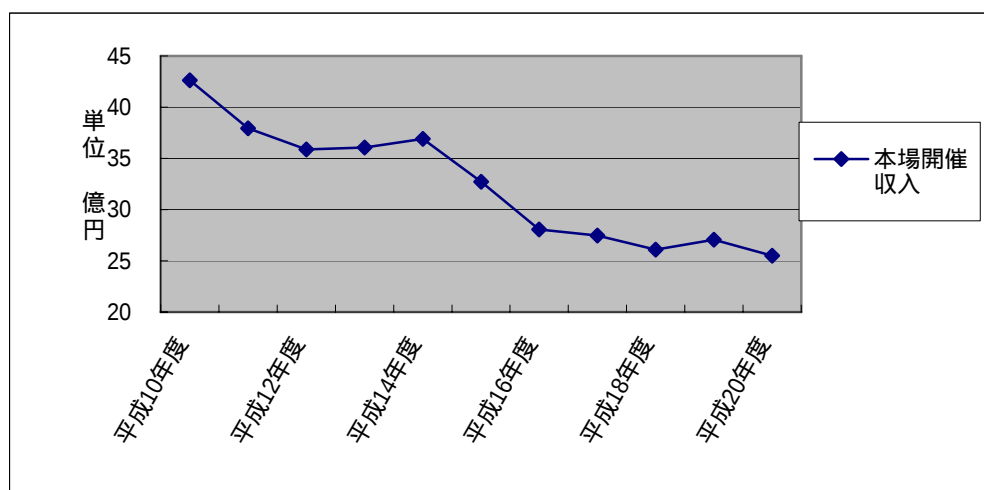
(4) 監査意見

< 監査意見 特 5-1 > 長期的経営のモニタリングについて

小倉競輪の本場開催収入は近年著しく減少しており将来の収入見通しも厳しい。他方で競輪場のあるメディアドームの整備投資に対する市債償還は毎年度 10 億円規模で続くため、特別会計の経営管理上、長期的経営をモニタリングできる収支見込の数値設定が重要ではないかと思われる。

小倉競輪の本場開催収入はここ 10 年間で半減するほど著しく減少しているが、競輪場では施設管理費や人件費を中心に開催経費の削減等、経営の健全化、効率化策を講じ開催収支は大幅に改善している。しかしながら、将来の収入の見通しはかなり厳しいものとされている。

< グラフ 特 5-1 > 本場開催収入の推移



競輪場のあるメディアドームの整備投資に対する市債償還も毎年度 10 億円規模で続くため、特別会計の経営管理においては、今後、長期的経営をモニタリングできる収支見込の数値設定が非常に重要となる。数値については例えば次のような目的でいくつか設定、把握されることが考えられる。

- ・ 目指すべき達成目標

関係者の士気が向上するような目標を長期的に設定することにより、将来計画の責任感と経営の緊張感を持続することを可能にし、また関係者間の議論の材料を提供することができる

- ・ 実績と比較できる予算

長期計画の中で予算実績のかい離度合いを把握し軌道修正を可能とする予算を設定することにより差異原因を突き止めリスク管理を可能にする

- ・ 収入の減少にも耐えうる経費水準

予測される収入減少の悲観的シナリオを設定した場合、経費予算をどこまで減少させなければならないか把握することができる

- ・ 費用対効果を評価、意思決定を可能とする詳細

例えば、広告宣伝投資等個別の経費を見込、計画期間の途中でそれらの収入向上効果を測定し意思決定に役立てることができる

目標設定とできる攻撃的なシナリオ、リスク管理となる悲観的なシナリオ等複数の収支見込を用意し、目的に応じて活用することが望ましい。このことにより、関係者間で、単純に今年は大きいとか小さいとかのあいまいな状況を、より明確にして飛躍的に理解、情報共有を進めることができる。

また、市議会や財政当局等関係者内で特別会計の経営における目的意識の共有を数値見込によって行うことが望ましい。現在、形式的には年次決算の議会承認しか報告はなされないが、関係者間ではもっと短い期間での報告等の組織的な報告体制作りを行うことも望ましい。

更に、予算・計画と実績とを定期的に比較しその差異原因を分析することにより計画の修正を行うようにすることが望ましい。代表的な比較対象には、単年度予算（計画）対実績、長期計画対単年度予算（計画）及び当年度（月）実績対過年度（月）がある。

< 監査意見 特 5-2 > 存廃議論と開示について

競輪、競艇事業の収入の減少は避けられない状況にある一方、公債償還を含めた支出低減にも限界があるため、存廃の議論を開始する明確な基準となるべく財務コベナントを設定し目標の徹底管理を行うことが望ましい。

競輪、競艇特別会計はこれまで長い間、一般会計に繰出し、市の財政に大きく貢献してきた。しかしながら、近年、娯楽の多様化による客離れが進み、発売額の減少が著しく経営が厳しい状況にある。最近では、このような経営環境の大きな変化を受けて、花月園競輪場等大都市圏の競輪場、競艇場等公営ギャンブルも廃止決定がなされている。

前述の意見でも言及したとおり、競輪、競艇事業の収入の減少は避けられない状況にある一方、公債償還を含めた支出低減にも限界がある。

そこで、存廃の議論を開始する明確な基準となるべくコベナント¹を設定し目標の徹底管理を行うことが望ましい。これは当該特別会計全般での議論ではあるが、「企業会計・特別会計経営改善委員会（平成 17 年 3 月）」の報告への対応とすれば、特に競輪事業において行うべき議論である。

例えば、積立金が一定水準に達した場合、繰上充用が発生した場合等一定の状況となった場合、存廃を議論する会議体を立ち上げるというようなことが考えられる。

¹ コベナントとは一般的には債務者の債権者に対する誓約事項であり、財務指標の遵守、各種資料の提出・報告義務等を指す。当該特別会計の場合、市民に対して将来の方針を約束することを意図している。

また、市財政に負担を強いるような特別会計であってはならず、当該特別会計の市民の関心は高いことが想像できる。長期見込は現状、内部的な取扱ではあるが、市民に開示するとともに当初見込との開き等の決算状況をも説明することが望ましい。その場合、見込や差異の説明について合理性を外部に検証させる議論も行うことが望ましい。

更に、万一、廃止するとした場合に生じる経費シミュレーションを策定することが望ましい。継続で生じる赤字、基金取り崩し額と比較し、存廃意思決定の判断材料となりうると考える。

< 監査意見 特 5-3 > プロモーションの費用対効果について

委託の中にイベント、ファンサービスのプロモーションがあるが、費用対効果を検討することが望ましい。

委託の中にイベント、ファンサービスのプロモーションがある。お笑いライブや景品を配ることである。これらは集客、増収策の一環で行っているという説明を担当者より受けている。

しかしながら、経営改善委員会で報告されているような女性ファンや家族連れを増やすという増収策との整合性が見られない。個々の策（手段）に対して結果としてどの程度の集客があったかの検証があることが望ましい。

実際にはレースのグレードや天候によって収入は来場者に変動があることも事実である。また、複数の手段も講じるため単純な評価は難しいことも想像できる。しかしながら、主催者として主体的に費用対効果を検討することなく支出することは冗費ではないという説明を困難にする可能性がある。そのため、事前に具体的な効果を見込み、手段を実施した結果を評価することが望ましい。

6. 土地区画整理特別会計・学術研究都市土地区画整理特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的等

(ア) 事業の目的

土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業であり、土地区画整理法に基づき実施される。

現在進行中の事業として、折尾土地区画整理事業及び北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業、また、清算段階にある事業として、上の原土地区画整理事業がある。

折尾土地区画整理事業は、JR 折尾駅周辺の市街地の生活道路の狭小や老朽家屋の密集による防災・住環境面及び交通処理上の課題を解決するため、同駅を中心として、総合的な市街地整備を行うものである。

上の原土地区画整理事業は、副都心黒崎から近距離にあり周辺地域の整備が促進される中で地形上の問題のため未利用地が多かった同地区について、土地区画整理事業を施すことで住宅建設を促進し健全な市街地の形成を図ったものである。

北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業は、学術研究都市の第二期事業であり、先端科学に関する教育研究機関の集積や良好な宅地・住宅供給を目標に関連発を行うものである。なお、当事業については上 2 件と別途に学術研究都市土地区画整理特別会計が設置されている。

(イ) 制度の仕組み等

道路、公園などの公共施設の整備のために、公共用地が必要となる。また、事業費を生み出すために、事業完成により価値が上がった(またはこれから上がる)土地の一部を販売するが、この目的のために確保された土地を保留地と呼ぶ。公共用地及び保留地は、対象区域の地権者から土地の一部を提供させることにより確保する。このことを減歩という。

区画整理の必要上、地権者の従来有する土地は別な土地に交換される。この代替地(もしくはこのような土地の交換自体)を、換地と呼ぶ。換地の際に、上述の減歩により、従前の土地より地積の小さい換地が充てられることになる。

所有地面積の減少による資産価値の減少は、通常、事業の完成により土地利用が増進し地価が上昇することで補われると考えられている。また、地価の上昇が十分見込めない地区の場合、資産価値の減少を補填する目的で減価補償金を支払うことが土地区画整理法で規定されている。ただし、実務的には計画上算出し予

算確保された減価補償金を資金として事業者が対象区域の宅地の一部を先行取得し、これにより残る地権者の減歩率を緩和することで資産価値の減少を防ぐという手法が一般的であり、市の土地区画整理事業についてもこの手法を採っている。

この減価補償金とは別に、地権者やその有する建物の賃借人に移転補償がなされる場合があり、建物移転料、借家人補償、営業補償などの類型がある。

イ．歳入・歳出決算額（５期比較）

土地区画整理特別会計及び学術研究都市土地区画整理特別会計の歳入・歳出については、次頁にそれぞれ＜表 特 6-3＞＜表 特 6-4＞として５期連続比較表の形で掲げるとおりである。

ウ．主な歳入・歳出の内訳

歳入は主に、市債、一般会計からの繰入金、保留地の販売による財産収入、国庫補助金からなる。

歳出は、土地区画整理事業の実施に係る事業費と、市債償還元利やこれに係る事務費に係る繰出金である。

土地区画整理特別会計の平成 20 年度の財産収入は 0 円であるが、上の原地区に保留地 4 区画を残しており、これが販売できなかったことによる。このうち平成 21 年度 11 月時点までに 2 区画が販売できており、残りは 2 区画である。

エ．市債残高

＜表 特 6 - 1＞ 土地区画整理特別会計の市債残高推移 （単位：百万円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市債発行額	73	178	-	96	147
償還元本	467	399	356	331	438
年度末市債残高	6,831	6,610	6,254	6,019	5,728

＜表 特 6 - 2＞ 学術研究都市土地区画整理特別会計の市債残高推移

（単位：百万円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市債発行額	1,705	1,910	1,230	1,192	447
償還元本	-	-	-	21	11
年度末市債残高	4,633	6,543	7,773	8,944	9,380

<表 特6-3> 土地区画整理特別会計の歳入・歳出推移 (単位:千円)

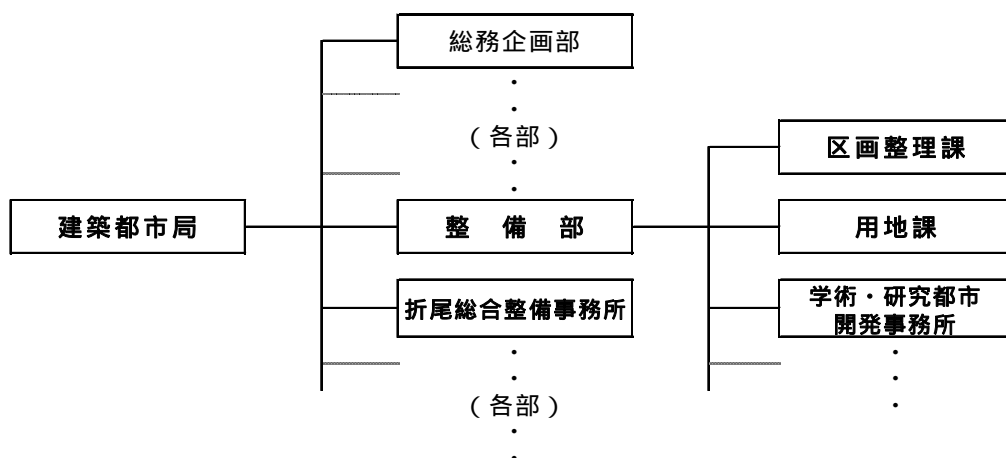
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料及び手数料	3	19	6	1	12
	手数料	3	19	6	0	0
	使用料	-	-	-	0	12
	国庫支出金	96,890	38,870	1,515	138,700	207,342
	国庫補助金	96,890	38,870	1,515	138,700	207,342
	財産収入	20,507	965,722	733,634	45,998	-
	財産売払収入	20,507	965,722	733,634	45,998	-
	繰入金	1,163,215	1,078,970	386,820	4,398	459,369
	繰越金	264,643	370,208	1,364,817	1,698,685	986,263
	諸収入	2,088	1,464	2,358	5	0
	雑入	2,088	1,464	2,358	5	0
	市債	73,000	178,700	300	96,800	147,300
	歳入合計	1,620,348	2,633,955	2,489,451	1,984,589	1,800,287
歳出	土地区画整理事業費	1,250,139	1,269,137	790,765	998,326	934,646
	土地区画整理事業費	541,281	655,849	229,774	446,250	485,016
	繰出金	708,857	613,288	560,991	552,075	449,630
	歳出合計	1,250,139	1,269,137	790,765	998,326	934,646
	歳入・歳出差額	370,208	1,364,817	1,698,685	986,263	865,640

<表 特6-4> 学術研究都市土地区画整理特別会計の歳入・歳出推移

(単位:千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料及び手数料	-	2	6	27	143
	手数料	-	2	6	27	143
	国庫支出金	289,840	300,226	232,044	198,090	140,240
	国庫補助金	289,840	300,226	232,044	198,090	140,240
	財産収入	-	-	59,960	172,647	964,080
	財産売払収入	-	-	59,960	172,647	964,080
	繰入金	373,770	388,620	262,419	211,461	232,211
	繰越金	53,103	128,088	168,850	128,574	199,158
	諸収入	246	44	16	10	2
	雑入	246	44	16	10	2
	市債	1,705,800	1,910,000	1,230,100	1,192,700	447,300
	歳入合計	2,422,759	2,726,980	1,953,397	1,903,511	1,983,135
歳出	土地区画整理事業費	2,294,671	2,558,130	1,824,822	1,704,352	1,000,314
	土地区画整理事業費	2,275,658	2,523,507	1,780,223	1,604,288	886,085
	繰出金	19,013	34,622	44,598	100,064	114,228
	歳出合計	2,294,671	2,558,130	1,824,822	1,704,352	1,000,314
	歳入・歳出差額	128,088	168,850	128,574	199,158	982,821

オ．事業に関する分掌の状況



建築都市局の、当事業に関する部分の組織図は上のとおりである。

整備部区画整理課は、土地区画整理事業の計画や総括を担当する。両特別会計の経理事務を担当するのも同課である。

折尾総合整備事務所及び学術・研究都市開発事務所は、補償に関する事務を除いて現場での事業遂行・事務の全般を担当し、計画の進捗を管理する。なお、折尾総合整備事務所は、所長が部長級であるため組織図上は上図のように位置付けられるが、実質的には整備部との緊密な連携の下に事業を遂行していると理解される。

補償事務については、現場の両事務所は行わず、整備部用地課が担当している。

補償事務の中でも、補償額査定に係る業者委託の入札事務や業者成果物の審査については、局の枠を超えて建設局用地部用地管理課補償係に担当してもらうようになっている。

カ．所管局における過去の不祥事

平成 15 年度に、当時の建築都市局住環境整備部平松開発事務所の行った補償事務について、不正な支出が行われていたことが市監査委員により公表されている。

(ア) 不正の内容

補償費を不正に増額して地権者等に支出していたケースとして、架空の構築物を対象としたり、一物に対し重複して補償費を支出した事例、対象物件の数量を水増しした事例が報告されている。

また、窓口払を悪用して職員が不正支出し別口座で管理していたケースとして、架空の建物所有者、架空ないし転出または死亡した借家人に対して補償費の支出を行った事例や、名義の無断使用により補償費を支出した事例が報告されている。

(1) 監査委員意見に見る当時の問題点

監査委員は、当時の問題点に関して主に次の点を挙げ、是正を求めて意見としている。

- ・補償契約の締結・支出の決裁が、書類添付の不備に係わずなされていた点
- ・「北九州市用地事務取扱要領」に規定される交渉記録が、作成・保管されていなかった点

- ・決裁において補償の専門的知識を有する部署への合議がなされず、補償係の恣意的な算定が十分にチェックされ検出されない体制であった点（ ）

- ・窓口払に対する十分な牽制がなされていなかった点

監査委員意見に明記はないが、計画進捗に直接の責任を負い補償増額へのインセンティブを持つ事務所が補償事務を担当することにも問題がある。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画

所管局の担当者より特別会計の事業概要をヒアリングし、事業計画（当初と変更後）や収支表等を閲覧し、経営計画の状況を把握した。

イ．委託

業者選定に係る書類、契約書等を閲覧し、委託業者の選定が適正に行われていることを確かめた。

ウ．補償事務

平成 20 年度に折尾地区について実施した主要な補償について、(1)カに記載の不祥事と同様の問題点がないかという視点から一連の資料を閲覧し、準拠性や査定の検証の実効性を検証した。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

なお、補償事務に関して(1)カ.の記載との関連で見ると次のとおりであった。

- ・契約の締結・支出の起案書には必要な添付資料がすべて付されており、適正な決裁が行われていた。
- ・交渉記録も適宜作成・保管されていた。

(4) 監査意見

所管局における過去の不祥事を踏まえた改善状況については、(3)で準拠性の観

点から触れた点以外に次の点が挙げられる。全体として、有効な改善が行われたと評価できる。

- ・ 補償事務を平成 16 年度より現場から切り離している。((1)オ.を参照)
補償事務を、計画進捗管理の観点から補償交渉を急ぐインセンティブを持つ現場事務所から切り離し、更に専門性の強い業務である補償額査定の審査を建設局の専門部署に担当させることで、不正の発生リスクや不正・誤謬が看過されるリスクが、ある程度軽減されていると評価できる。
- ・ 窓口払が行われていないことを、平成 20 年度の折尾地区の補償に関してヒアリング・書類閲覧により確かめた。

7. 港湾整備特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

企業立地を促進するための埋立地の造成、売却並びに港湾機能の利用促進を図るための上屋、荷役機械・荷さばき等の建設及び管理運営を行う特別会計である。

北九州港は、我が国の港湾の中でも古くから発達し、アジア貿易で重要な地位を占めている。市は鉄鋼、自動車産業などの基幹産業の生産拠点となっていることから、北九州港における貨物取扱量も相対的に大きい。

市の経済の活性化のためには港湾機能の維持・向上が不可欠であるが、そのための投資に要した資金に対する市債償還は当該特別会計にとっても大きな負担となっている。平成20年度末における当該会計の市債残高は911億円である。

イ. 歳入・歳出決算額（5期比較）

<表 特7-1>

（単位：千円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料及び手数料	2,420,396	2,599,500	2,621,362	2,663,974	2,722,325
	使用料	2,420,396	2,599,500	2,621,362	2,663,974	2,722,325
	財産収入	3,894,133	4,469,828	4,723,625	8,654,081	2,828,923
	財産運用収入	569,266	535,519	491,835	435,150	406,046
	財産売却収入	3,324,866	3,934,308	4,231,790	8,218,930	2,422,877
	繰入金	1,275,749	1,188,280	888,085	373,895	1,344,316
	特別会計繰入金	1,275,749	1,188,280	888,085	373,895	1,344,316
	繰越金	1,508,484	2,935,056	1,811,468	3,404,714	5,021,332
	諸収入	396,308	188,926	101,801	131,155	334,341
	延滞金加算金及び過料	120	214	38	114	1,539
	雑入	396,188	188,711	101,762	131,040	332,801
	市債	4,714,000	2,343,000	3,244,000	11,303,000	1,189,000
	歳入合計	14,209,071	13,724,591	13,390,342	26,530,820	13,440,238
歳出	港湾整備事業費	11,274,014	11,913,123	9,985,628	21,509,488	11,238,101
	埋立事業費	1,721,817	419,101	2,307,743	1,156,847	907,181
	機能施設事業費	2,925,196	1,803,650	1,499,446	5,339,304	1,399,865
	繰出金	6,626,850	6,490,789	6,178,277	15,013,136	8,930,754
	基金積立金	150	3,199,581	160	200	300
	歳出合計	11,274,014	11,913,123	9,985,628	21,509,488	11,238,101
	歳入・歳出差額	2,935,056	1,811,468	3,404,714	5,021,332	2,202,136

ウ. 主な歳入・歳出の内訳

使用料は港湾機能施設の使用許可に対する事業収入である。門司、小倉、洞海地区に所在する荷さばき地や門司、洞海地区のコンテナターミナルの荷役機械（ガントリークレーン等）上屋等の使用に対して使用料を徴収するものである。平成20年度における主な使用料収入としては、荷さばき地使用料が1,033百万

円、ガントリークレーン使用料が 635 百万円となっている。

財産収入は埋立事業により造成した土地等の売り払い収入等である。不動産売り払い収入 2,414 百万円の他に埋立事業財産や機能施設事業財産の貸付収入等がある。

特別会計繰入金は、満期一括償還に係る起債の償還の財源とするため、毎年、一定金額の積み立て（減債基金）を行い、償還期が到来した際に当該基金から必要な額を取り崩し、繰り入れるものである。

繰出金の繰出先は公債償還特別会計である。繰出金の内容は、港湾整備特別会計の起債事業にかかる、償還元金、利子、諸費及び減債基金の積立金である。

繰越金は、基本的には実質収支の累積である。例えば、平成 20 年度の繰越金は、平成 19 年度末の実質収支額が繰り越されたものである。当該金額が大きいのは、平成 19 年度に土地売払収入について大型事案があったため、実質収支が大きく黒字となった結果である。

歳出の基金積立金の先となる港湾整備事業基金は市港湾整備事業基金条例（平成 2 年 10 月 16 日 条例第 36 号）第 6 条により用途が決まっている。また、港湾整備特別会計から繰り出している減債基金についても、市公債償還基金条例（昭和 54 年 3 月 22 日 条例第 2 号）により用途が決まっている。

北九州市港湾整備事業基金条例抜粋

（処分）

第 6 条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- （1） 港湾整備事業に係る市債の償還の財源に充てるとき。
- （2） 港湾整備事業に必要と認められる経費の財源に充てるとき。

北九州市公債償還基金条例抜粋

（処分）

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- （1） 災害又は経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において公債の償還の財源に充てるとき。
- （2） 償還期限を繰り上げて行う公債の償還の財源に充てるとき。
- （3） 償還期限の満了に伴い、毎年度の償還の額を著しく超えて行う公債の償還の財源に充てるとき。

（次のページに続く）

- (4) 地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可された公債の償還の財源に充てるとき。
- (5) 償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した公債の償還の財源に充てるとき。

エ．収入未済額

< 表 特7-2 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	101,479	112,130	104,964	118,479	116,427
使用料	57,493	61,534	50,249	60,658	58,981
財産運用収入	35,583	35,682	38,796	40,912	40,943
延滞金加算金及び過料	6,217	10,994	13,287	14,277	13,722
雑入	2,184	3,920	2,631	2,631	2,780

オ．不納欠損額

< 表 特7-3 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不納欠損額	1,970	1,525	3,052	1,083	2,723
使用料	1,970	1,525	2,066	841	263
延滞金加算金及び過料	-	-	985	241	2,460

カ．市債残高

< 表 特7-4 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
埋立事業債	67,117,535	65,842,907	66,805,702	63,999,753	61,024,787
機能施設事業債	29,351,039	29,299,678	28,417,650	31,036,163	29,119,673
資本費平準化債	-	-	-	-	980,000
合計	96,468,575	95,142,585	95,223,353	95,035,917	91,124,461

<写真 特 7-1> 太刀浦コンテナターミナル



(2) 実施した監査手続

ア．準拠性、コンプライアンス

貸付料、荷さばき地使用料サイクルの規定準拠性等を検証した。

港湾機能施設の管理委託契約及び財産としての管理に対して規定準拠性等を検証した。

港湾システムの使用料債権の管理の状況についてヒアリングし、その妥当性を確かめた。また、一部、取引記録の整合性サンプリングチェックを行った。

イ．事業計画、ガバナンス

担当課より特別会計の事業概要をヒアリングし、経営計画の状況を把握し、その妥当性を検討した。

経営計画と関連して財産管理のあり方について検討した。

(3) 監査結果

<指摘事項 特 7-1> 委託契約の予定価格積算における一般管理費について

委託契約の予定価格に関する積算において一般管理費を 10%と設定しているが、他の事業の基準等を参考にして妥当性を検証し、客観性を確保する必要がある。

当該特別会計の主な委託契約には、コンテナターミナル等港湾施設の管理運営業務や附帯施設の維持管理業務がある。

平成 20 年度の北九州市港湾施設管理運営業務委託契約の関連資料を閲覧し、契約事務の妥当性について検証した結果、予定価格の積算における一般管理費の料率において検討すべき事項があった。

予定価格に関する積算においては、一般管理費をそれ以外の本業務経費の 10%

と設定している。これは、北九州埠頭株式会社の見積書の記載ぶりと一致している。平成 19 年度から当該比率を採用しているとのことであるが、具体的に妥当な比率とする根拠はない。また、当該特別会計での内部的な規定等も特段ない。

北九州市委託業務要綱第 7 条によれば、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行うものとしてとされている。

双方が設定している料率（10％）が、市が規定する他の事業の基準等に照らせば、直ちに高率であるとは言えない。しかしながら、当該特別会計での事業において合理的な根拠を持たないのであれば、他の事業の基準等を参考にしながら妥当性を検証し、客観性を確保する必要がある。

また、委託管理本業務に附帯して一般管理費の範囲についても、本業務と重複がないかあるいは消費税等二重積算がないか等確かめるために、明確にする必要がある。

< 指摘事項 特 7-2 > 貸付料の消費税及び地方消費税について

普通財産の貸付において消費税等を徴収していない事例が見られたので、もれなく徴収するよう改善する必要がある。

特別会計では市の普通財産の貸付を行い、貸付料を徴収している。このうち消費税等の規定において、納税義務がある貸付取引は以下のとおりである。

- ・ 土地の貸付料で貸付期間が短期（期間が 1 月に満たない）のもの
- ・ 駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用されるもの

駐車場など施設の利用に付随して土地が使用される場合は消費税の課税の対象になる。したがって、駐車している車両の管理を行っている場合や、駐車場としての地面の整備又はフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合には、消費税の課税の対象となる。

一方、平成 20 年度において所管局がこれらに該当する次の普通財産の貸付に対して消費税等を徴収していなかった。平成 19 年度の監査委員定期監査でも指摘されているにも拘らず、事務処理の改善がなされていなかった。なお、現在の貸付においては適切な処理に是正されているとの説明を受けている。

<表 特 7-5> 土地の貸付料及び相当消費税額（平成 20 年度）

場 所	貸付料（円） （相当消費税額）	期 間	用 途
門司区西海岸 1 丁目	10,884(544)	1 日	駐車場
〃	119,732(5,986)	11 日	〃
〃	21,769(1,088)	2 日	〃
門司区東港町	1,653(82)	12 日	イベント店舗設置
〃	20,650(1,032)	3 日	〃
〃	13,766(688)	2 日	駐車場
合計	188,454(9,420)		

<表 特 7-6> 建物の貸付料及び相当消費税額（平成 20 年度）

場 所	貸付料（円） （相当消費税額）	期 間	用 途
八幡東区大字枝光	24,023(1,201)	1 年	通船営業所
〃	24,023(1,201)	1 年	〃
合計	48,046(2,402)		

<指摘事項 特 7-3> 使用料の減免申請について

所定の承認手续をとらずに使用料を減免しているケースがあるので改善する必要がある。

平成 20 年度の港湾施設許可使用申請の一部において、北九州市港湾施設管理条例施行規則第 27 条に求められる使用料等減免申請書の提出を求めず承認しているものがあった。港湾施設許可使用申請書のつづりをサンプルベースで数十件閲覧したところ、民間企業を使用者とする申請に対して、荷さばき地等の使用料を在来施設利用促進策を理由に 1/20 を減免する使用料決定を行っているケースが多くあった。この減免理由は当該規則第 26 条第 5 号の「市長が特に必要があると認めたとき。」に該当し、規程に定められた決裁を受ける必要がある。

これに対し、担当課の説明では、減免に該当する案件が膨大であるため、事務処理を効率的に行うために提出、承認手続を省略しているとのことである。しかしながら、規定に反しており、使用者の申請もないのに使用料を下げることは収入を損ない妥当でない。

利用促進等政策的な意思決定であっても長期に渡る対応であれば、北九州市港湾施設管理条例等規定を改定する、包括的な減免申請を提出させる等合規的な方

策をとる必要があり、その上で、事務効率を阻害しない工夫を図る必要がある。

(4) 監査意見

< 監査意見 特 7-1 > 財産の管理について

港湾台帳と現物との定期的な照合を行う必要がある。また、財産情報をデータベース化し活用することが望まれる。

ア．財産の現物調査

港湾空港局が有する当該特別会計の事業に供している財産の額は市が保有する財産全体からしてもその投資額は相対的に大きい。なお、当該個別財産への累計投資額やいわゆる財産価額（残高）については不明である。

これら財産に対して、局は港湾法に基づいて港湾台帳を整備している。

しかしながら、調査により現物との照合を行っている記録はない。備品に比べ土地、建物や機械といった事業財産は遺失、紛失等のリスクは高くはないが、台帳の正確な登載のために、定期的な現物調査が必要である。

イ．港湾台帳システム等財産データベースの機能向上

港湾機能施設について、担当職員及び管理委託業者が定期的に巡回し維持管理のための点検を行っている。中には当初の使用年限（耐用年数）を超えて使用しているものもある。施設更新を極力抑制し投資経費の節減に努めている。

しかしながら、今後、機能施設の大規模修繕や新規更新の予定もある。使用年限の延長を行ったとしても修繕が必要となる可能性が高いため、施設単位ごとの長期的なコスト試算、費用対効果の分析を行うことが望ましい。当該特別会計では長期的な収支予算も管理していることから、財産情報をデータベース化し、随時、施設単位等にブレイクダウンして予算に反映できるように管理することが望ましい。

< 監査意見 特 7-2 > 使用料の減免申請について

使用料の減免による利用促進等の効果分析を行うことが望ましい。

指摘事項「使用料の減免申請」の項で言及したように、荷さばき地等の施設の使用料を在来施設利用促進のために規則で規定する使用料の 1 / 20 を減免することがある。

しかしながら、減免による利用促進等の効果分析を行っていない。利用促進等の政策が効果を期待できるかを判断し、承認を行う。あるいは事後で効果をあげ

ているか検証することが望ましい。

その場合、稼働の程度に応じて時期や場所により適切な値付けをすることも検討できると思われる。

<監査意見 特 7-3> 収入未済債権の管理について

港湾情報システムでは延滞金の時点表示機能があるが、当該機能を活用し、督促状等に別書きで時点計算も表示することが望ましい。

使用者への延滞金の請求においては、延滞金額について事前通知がないためトラブルのもととなっているケースがある。督促状・催告書には別書きで延滞金の請求を行う旨の記載はあるものの、通常の未払使用料のような金額記載はない。延滞金額についても督促状・催告書発行時点での延滞金額を納付時の目安となるよう表示することが望ましい。

なお、平成 20 年度末における平成 19 年度以前に発生した収入未済額は以下のとおりである。

<表 特 7-7> 平成 19 年度以前に発生した収入未済額

節	金額（千円）	備考
上屋使用料	1,044	
荷さばき地等使用料	46,443	
土地貸付収入	39,701	
建物貸付収入	1,107	
機能施設事業延滞金	11,049	
合計	99,582	

8. 駐車場特別会計

(1) 駐車場特別会計の概要

ア. 事業の目的等

(ア) 事業の目的

室町、黒崎駅西、天神島、中央町、折尾駅前、勝山公園地下の6箇所の駐車場（1,370台）の管理運営を行う。

(イ) 事業運営の状況

収支改善策として6駐車場のうち4箇所（勝山公園地下、室町、天神島、中央町）は、平成18年度から指定管理者制度を導入している。中央町は社団法人シルバー人材センター、勝山公園地下、室町、天神島の3箇所は株式会社駅レンタカー九州が指定管理者となっている。また、黒崎駅西及び折尾駅前については社団法人シルバー人材センターに業務委託している。

利用促進策として、天神島駐車場においては利用時間の24時間制、中央町駐車場では休業日返上、勝山公園地下駐車場ほか2駐車場では夜間定期券の設定、指定管理の4駐車場では利用料金の上限の設定を行った。

折尾駅前駐車場は区画整理のために移転しており、そのため駐車可能台数が減少している。

イ. 歳入・歳出決算額（5期比較）

<表 特8-1>

（単位：千円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	使用料及び手数料	346,866	307,044	326,838	329,972	316,207
	使用料	346,866	307,044	326,838	329,967	316,207
	手数料	-	-	-	4	-
	繰入金	313,694	395,101	443,521	419,594	372,344
	繰越金	106,763	59,432	52,401	120,104	117,600
	諸収入	246	328	207	970	225
	雑入	246	328	207	970	225
	歳入合計	767,570	761,905	822,968	870,641	806,378
歳出	駐車場事業費	708,137	709,504	702,864	753,041	701,383
	駐車場事業費	223,818	195,989	180,712	222,783	162,752
	繰出金	484,319	513,514	522,151	530,257	538,630
	予備費	-	-	-	-	-
	歳出合計	708,137	709,504	702,864	753,041	701,383
	歳入・歳出差額	59,432	52,401	120,104	117,600	104,994

ウ．主な歳入歳出の内訳

歳入の内訳は使用料及び手数料と繰入金からなる。使用料及び手数料は駐車場利用者からの収入であり、繰入金は市からの事業補填金である。平成 16 年度の両者の割合はやや使用料及び手数料のほうが多かったが、平成 17 年度以降は逆に繰入金の割合が多くなっている。歳出のほとんどは駐車場事業費であるが、平成 18 年度より一部に指定管理者制度を取り入れており全体的に事業費は減少の傾向にある。その結果、繰出金と繰入金との差額は平成 18 年度から増加している。

< 表 特8-2 > (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
繰出金	484,319	513,514	522,151	530,257	538,630
繰入金	313,694	395,101	443,521	419,594	372,344
差 引	170,625	118,413	78,630	110,663	166,286

使用料及び手数料と駐車場事業費の差額は大雑把な利益と考えられ以下のとおりである。

ただし、繰入金と繰出金との差額と連動はしていないようである。

< 表 特8-3 > (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
使用料及び手数料	346,866	307,044	326,838	329,972	316,207
駐車場事業費	223,818	195,989	180,712	222,783	162,752
差 引	123,048	111,054	146,126	107,189	153,455

エ．収入未済額

収入未済額のうち駐車場使用料 3,466 千円及び、委託料精算過払金 1,367 千円はいずれも黒崎西駐車場の業務委託先であった黒崎ターミナルビル株式会社に對するもので、現在破産債権として配当待ち状態とのことであるが、黒崎ターミナルビル株式会社破綻から 6 年経過しており回収可能性は低いと考えられる。

< 表 特8-4 > (単位：千円)

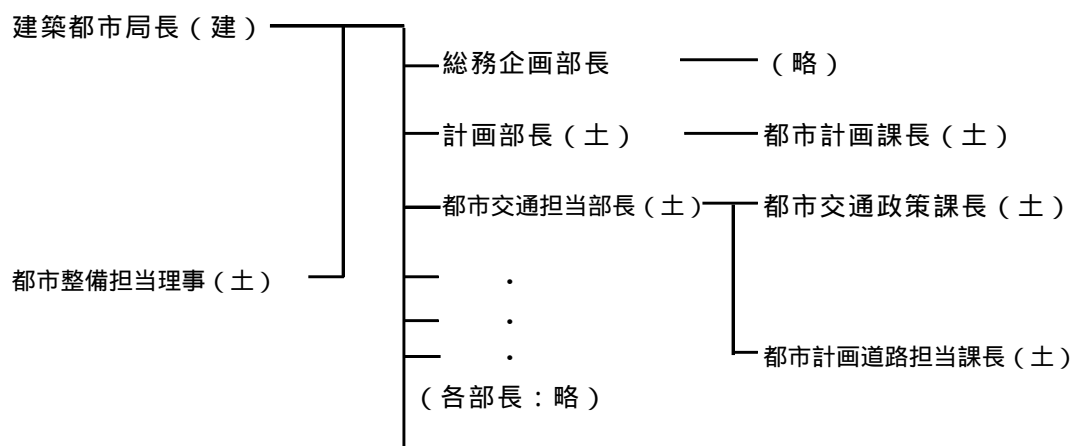
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	4,834	4,834	4,834	4,834	4,834
使用料	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466
雑入	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367

オ．市債残高

< 表 特8-5 > (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
前年度残高	5,142,068	4,765,170	4,354,399	3,926,831	3,482,292
起債額	-	-	-	-	-
元本償還額	376,897	410,771	427,567	444,539	461,687
当年度残高	4,765,170	4,354,399	3,926,831	3,482,292	3,020,604

カ．組織



事務分掌上、市営駐車場の経営管理、維持管理、調査、計画及び工事の施工は、都市交通政策課高速交通担当係の担当となっている。

キ．固定資産の管理状況

土地建物は市の固定資産管理システムに登録されている。

備品については駐車場別に備品一覧表と備品カードで管理されている。駐車場によってはカードの裏に写真が添付されているものがある。

管理状況を確認したところ以下の問題点があった。

一覧表とカードの備品名が一致していないものが見受けられた。一覧表では廃棄したものを削除処理しているが、カード自体には廃棄の記入のないケースと、新規に購入した備品のカードはあるが、備品一覧表に記載がないケースがあった。

常に両者が一致しているか確認することが必要である。

廃棄した備品のカードを備品番号をそのままに新規取得した備品を記入して新しい備品のカードとして使用しているものがある。新旧の備品が混乱しないように新しい番号とすべきである。

ク．回数券の管理について

折尾駅前駐車場では、回数券を販売しているが、所管局では当初からの継続的な在庫管理をモニターしていないので、販売管理が正しく処理されているか確認できない。

回数券は 100 枚のカードが 8,000 円で販売されている。また、使用回収された

回数券カードは再度在庫に加えられて、販売されることになる。今後、回数券は窓口で 500 枚を残し人材センター管理事務所へ引き上げるようになっており、窓口での保管管理が容易になると考えられる。現在、所管局は在庫回数券の棚卸に立会う等のチェックをしていないので今後は継続的に在庫管理のチェックを続けて行くことが必要である。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、事業の経済性

所管局の担当者に質問を行い事業の概況及び課題を聞き取り調査した。

イ．収納事務及び債権管理

現金の出納の管理状況を質問して確認した。

また、収入未済の内容について質問し検討した。

ウ．固定資産管理

各駐車場の固定資産の管理状況について固定資産管理台帳及び備品管理台帳を閲覧した。また、備品台帳と備品カードの照合を行い管理状況を確認した。

エ．指定管理者

指定管理者が販売及び管理している回数券の管理状況を把握しているかを、質問し確認した。また、指定管理者の選任方法及び過程について関係書類を閲覧して確認した。

(3) 監査結果

<指摘事項 特 8-1> 備品の管理台帳について

備品一覧表と備品カード間での備品名の不一致や、廃棄した備品カードの再使用が見られたので、混乱が生じないように適切に管理する必要がある。

備品については駐車場別に備品一覧表と備品カードで管理されているが、一覧表とカードの備品名が一致していないものが見受けられた。また、廃棄した備品のカードに、備品番号は同一のまま、新規取得した備品を記入して新しい備品のカードとして使用しているものがある。

北九州市会計規則第 84 条第 2 項では、備品の整理票による管理が規定され、物品管理要領第 3 等では、備品台帳や備品整理票の作成が規定されているとおり、新旧の備品が混乱しないように新しい番号とする等適切な管理をする必要がある。

(4) 監査意見

＜監査意見 特 8-1＞ 回数券の管理について

所管局は回数券の受け払いや残高のチェックを行うことが望まれる。

折尾駅前駐車場では回数券を販売しているが、所管局では販売当初からの回数券の受け払いや未使用残高を継続的にモニターしていないため、回数券の販売に係る処理が正しくなされているかどうかを確認できない状況である。

現状、所管局は在庫回数券の棚卸に立会う等のチェックをしていないので、今後は継続的に棚卸に立会うとともに、回数券の受け払いや未使用残高のチェックを行うことが望まれる。

9. 母子寡婦福祉資金特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

母子寡婦福祉資金特別会計（以下、「母子寡婦特会」という）は、母子及び寡婦福祉法により、母子世帯や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、子どもの福祉を増進するため、修学資金、就学支度資金、事業開始資金等の資金を無利子又は低利で貸付けることを目的とする特別会計である。貸付金の財源は、市の一般会計から特別会計への繰入と、国からの借受である。国から借り受ける金額は、市の一般会計から繰り入れる金額の2倍の額である。

イ. 歳入・歳出決算額（5期比較）

<表 特9-1>

（単位：千円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	繰入金	55,500	55,500	14,000	13,000	13,800
	繰越金	206,897	243,338	374,400	441,232	568,699
	諸収入	444,860	469,130	483,067	495,885	485,486
	貸付金元利収入	444,860	469,130	483,067	495,885	485,486
	市債	83,000	80,340	-	-	-
	歳入合計	790,258	848,308	871,467	950,117	1,067,985
歳出	母子寡婦福祉資金貸付事業費	546,919	473,908	430,235	381,418	377,247
	歳出合計	546,919	473,908	430,235	381,418	377,247
歳入・歳出差額		243,338	374,400	441,232	568,699	690,738

ウ. 収入未済額

<表 特9-2>

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	521,000	555,951	581,503	598,211	616,480
貸付金元利収入	521,000	555,951	581,503	598,211	616,480

エ. 事業の概要

(ア) 貸付金の概要

貸付金の概要は次頁の表のとおりである。

< 表 特 9-3 >

種類	貸付限度額 (万円)	貸付期間	据置期間	償還期限
事業開始資金	283～426		1年	7年以内
事業継続資金	142		6ヶ月	7年以内
修学資金	1.8～9.6/月	就学期間中	卒業後6ヶ月	5～20年以内
技能習得資金	6.5/月	5年以内	習得後1年	20年以内
修業資金	6.5/月～	5年以内	習得後1年	6年以内
就職支度資金	10～		1年	6年以内
医療介護資金	34～50		6ヶ月	5年以内
生活資金	10.3/月～	1～5年以内	6ヶ月	5～20年以内
住宅資金	150～		6ヶ月	6年以内
転宅資金	26		6ヶ月	3年以内
就学支度資金	3. ⁹⁵ ～59		6ヶ月	5～20年以内
結婚資金	30		6ヶ月	5年以内

(イ) 貸付対象

- ・ 母子家庭の母、児童本人
- ・ 寡婦
- ・ 父母のない児童
- ・ 40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの。
- ・ 母子福祉団体

(ウ) 利率

貸付の種類により無利子、又は年1.5%（保証人を立てない場合）

(エ) 準拠規程等

- ・ 国制定…母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令、母子及び寡婦福祉法施行規則
- ・ 市制定…北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則、母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領、母子及び寡婦福祉資金貸付審査基準

(オ) 必要書類（就学支度資金の場合）

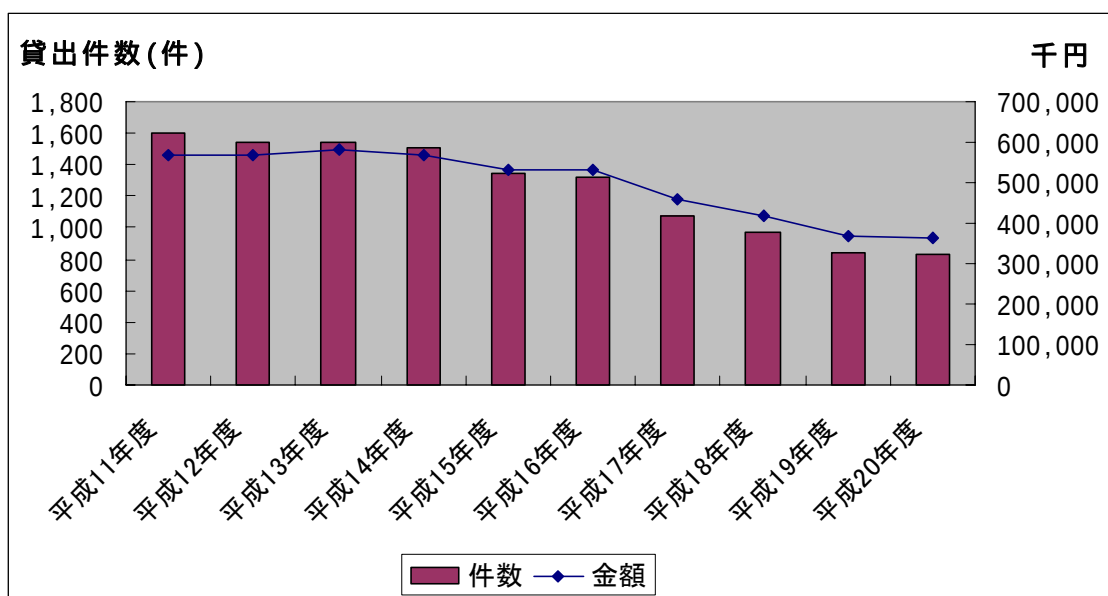
母子・寡婦福祉資金貸付申請書

住民票（本籍・世帯続柄全員記載のもの）・・・申請人

住民票（本籍記載のもの）・・・連帯保証人
 所得証明書・・・申請人
 市県民税所得（課税）証明書・・・連帯保証人
 合格証明書または入学許可証
 他資金を借り受けていない申立書
 誓約書
 法定代理人の同意書
 母子家庭等を証する書類
 振込先口座の預金通帳
 在学証明書

(カ) 貸付件数と貸付金額の推移

<グラフ 特 9 - 1> 貸付件数と貸付金額の推移（母子寡婦合計）



貸付件数、貸付金額共に減少傾向にある。少子化の影響ではないかと思われるが、詳細な原因分析は行われていない。過去3年の貸付件数は900件前後、貸付金額は約4億円で推移している。

平成11年度と平成20年度の貸付件数、金額を比較すると、次のようになる。

<表 特 9-4>

	平成11年度	平成20年度	増減
貸付件数	1,600件	826件	▲48%
貸付金額	568,645千円	365,110千円	▲36%

貸付件数に比べて貸付金額の減少幅が小さいのは、貸付額の上限が引き上げら

れたことによると思われる。

<表 特 9-5> 母子寡婦福祉資金 種類別貸付状況 (単位：人及び千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
事業開始資金	人員	-	-	1	-	-
	金額	-	-	2,720	-	-
事業継続資金	人員	-	-	1	-	-
	金額	-	-	1,100	-	-
修学資金	人員	978	852	727	619	555
	金額	420,771	376,366	323,970	281,967	250,621
技能修得資金	人員	17	15	17	23	34
	金額	8,546	7,599	8,732	11,532	17,760
修業資金	人員	12	10	4	5	5
	金額	6,150	5,571	2,052	3,000	3,050
就職支度資金	人員	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
医療介護	人員	-	-	1	-	-
	金額	-	-	310	-	-
生活資金	人員	12	7	10	19	29
	金額	8,600	5,620	6,623	13,191	18,782
住宅資金	人員	-	-	-	-	1
	金額	-	-	-	-	800
転宅資金	人員	5	-	5	4	6
	金額	749	-	1,180	744	1,380
就学支度資金	人員	301	192	199	177	196
	金額	88,035	64,882	71,368	59,216	72,717
結婚資金	人員	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
特例児童扶養資金	人員	1	-	-	-	
	金額	48	-	-	-	
合計	人員	1,326	1,076	965	847	826
	金額	532,899	460,038	418,055	369,650	365,110

平成 19 年 7 月廃止

オ．債権管理

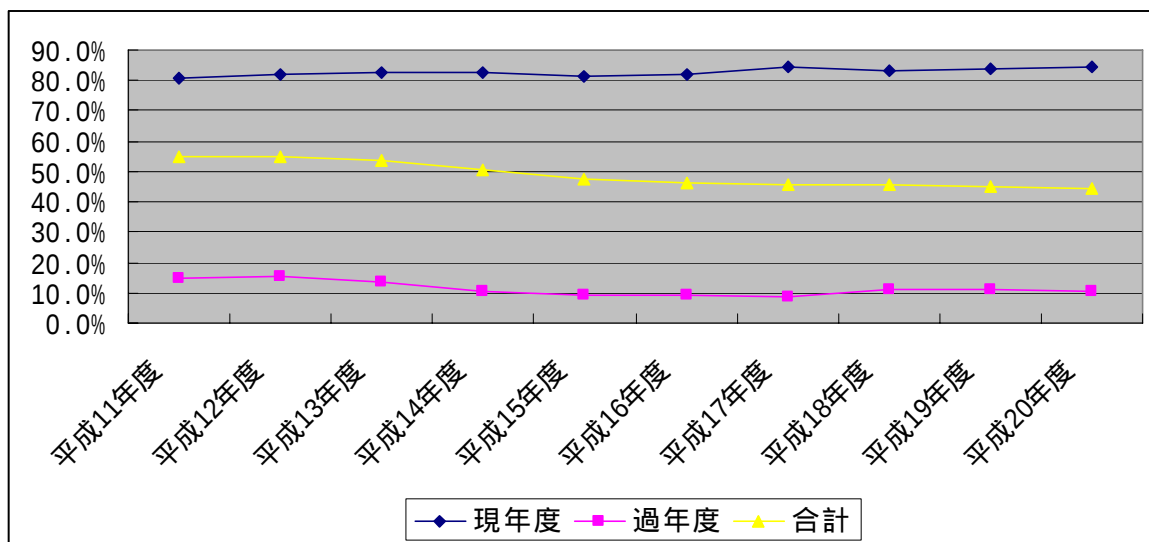
(ア) 償還金額と償還率の推移

母子寡婦福祉資金の償還金額と償還率は次のとおりである。現年度の償還率が徐々に高くなっているのは、口座からの自動振替の推進、及び、滞納者に対し現年度分の償還を優先させていることによる。その一方で、不納欠損処理を行っていないため、過年度分の償還率は年々低くなる傾向にある。

< 表 特 9-6 > 償還金額と償還率の推移（母子寡婦合計）（単位：千円）

年 度	調定額	収入額	償還率		
			現年度	過年度	合計
平成 11 年度	696,552	383,041	80.7%	14.6%	55.0%
平成 12 年度	766,842	421,582	82.2%	15.6%	55.0%
平成 13 年度	822,979	440,935	82.4%	13.7%	53.6%
平成 14 年度	863,647	437,971	82.7%	10.4%	50.7%
平成 15 年度	906,200	430,602	81.5%	9.1%	47.5%
平成 16 年度	965,861	444,861	81.8%	9.2%	46.1%
平成 17 年度	1,025,082	469,131	84.2%	8.5%	45.8%
平成 18 年度	1,064,571	483,068	83.0%	11.0%	45.4%
平成 19 年度	1,094,097	495,885	84.0%	11.3%	45.3%
平成 20 年度	1,101,967	485,486	84.3%	10.2%	44.1%

< グラフ 特 9 - 2 > 償還率の推移（母子寡婦合計）



(イ) 償還（納入）手続

母子寡婦福祉資金特別会計では貸付金の償還を指導するため、財団法人 北九州市母子寡婦福祉会に委託し専門の償還協力員を置いている。償還協力員は単なる集金人ではなく、借受人に対し、制度の趣旨・役割を十分説明するとともに、滞納となった理由を聴取し償還についての具体的な計画を立てさせることで、滞納の早期解消を目指すものである。

借受人の個人情報の保護に関しては、母子寡婦福祉会との委託契約の中に「個人情報の保護」という項目を設けて指導している。

滞納者に対する償還指導は次のような手順で行われている。

- ・ 電話による納付指導
- ・ 督促状の発送
- ・ 催告状の発送
- ・ 電話・手紙による催告及び呼出による償還指導

北九州市では、区役所で徴収を行っていた国民健康保険料、介護保険料、保育料の一部について、平成 21 年 1 月 1 日、財政局に設置した東部市税事務所及び西部市税事務所に徴収事務を移管し、市税との徴収一元化を実施している。

徴収一元化にあたり、徴収事務や窓口対応に必要な、滞納者の滞納債権、徴収担当部署、滞納額、折衝経過等の確認を行うことができる「税外債権管理システム」を新たに構築し、滞納者の一元的管理に活用している。「税外債権管理システム」は、将来的には現在構築している「総合滞納整理システム」に移行される予定である。

母子寡婦福祉資金については、現行システムのリース契約が終了する平成 25 年 4 月以降に「総合滞納整理システム」による処理を開始する予定である。

市営住宅の家賃では、代理納付制度により、福祉事務所長が生活保護世帯に対する支給額から住宅扶助費に相当する金銭（家賃）を徴収し、住宅管理者に支払っている。母子寡婦福祉資金においても同様の仕組みが考えられるが、生活の礎となる住宅家賃と借入金の返済を同列に扱うことについては議論の余地のあるところであり、今のところ同制度の対象にはなっていない。

(ウ) システム

母子寡婦福祉資金特別会計では、全庁的な情報システムではなく、子育て支援課内のフロアに設置されたオフィスコンピューターで情報管理をしている。このオフィスコンピューターには、独立サーバ管理用の端末の他に 2 台の端末が接続

されている。ハードウェアを最後に入れ替えたのは平成 20 年 4 月で、リース契約は平成 25 年 3 月までである。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画・事業の経済性

貸付計画書、歳入歳出決算書等の資料を閲覧し、事業の状況を把握した。

イ．審査事務

審査が適正に行われていることを確認するため、平成 21 年度の貸付の中から数件分の貸付申請書類を抽出して確認した。

ウ．債権管理

貸付残高・償還額に係る資料や貸付に係る事務取扱要領を閲覧し、貸付と回収の状況を把握し債権管理の妥当性を検討した。

エ．その他準拠性

過年度に受けた監査の報告書やその他関連書類を入手し、措置状況を把握し準拠性の検討を行った。

(3) 監査結果

<指摘事項 特 9-1> 母子寡婦貸付システムにおけるセキュリティ管理について当該特別会計の扱う個人データの管理に関し、「北九州市情報セキュリティに関する規程」第 10 条に反する事例が見受けられたので改善する必要がある。

母子寡婦福祉資金特別会計の扱う個人データは、高い機密性が要求されるデータである。しかし、セキュリティの管理に関し次のような問題が見受けられた。この点で情報資産²の保護及び管理に関する「北九州市情報セキュリティに関する規程」第 10 条に反する。

- ・ アクセスする可能性のある職員が 5 人いるが、いつ誰がアクセスしたかというログが取られていない。

² 北九州市情報セキュリティに関する規程では、情報資産を情報システム並びに情報システムの開発及び運用に係るすべてのデータ（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びに情報システムで取り扱うすべてのデータと定義づけている。

- ・ OS、システムともにパスワードが設定されていないため、誰でもアクセスできてしまう。
- ・ バックアップ用の DAT³の管理台帳がなく、更に、誰でも持ち出せるところに保管されている。

「北九州市情報セキュリティに関する規程」

(情報資産の利用及び提供)

第 10 条 職員は、その職務で利用する場合を除き、情報資産を利用してはならない。

2 職員は、情報資産を執務室以外の場所に持ち出し、又はデータを送信する場合は、統括管理者が別に定めるところに従い適切に処理しなければならない。

3 セキュリティ管理者は、情報資産を利用させ、又は提供するときは、情報資産を利用し、又は情報資産の提供を受ける者に対し、その利用の目的及び方法の制限その他必要な制限を付し、かつ、データの漏えいの防止その他の情報セキュリティの確保のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

4 セキュリティ管理者は、情報資産を利用させ、又は提供するときは、統括管理者が別に定める手続によらなければならない。

個人情報の担当者は担当課にのみ属しており、また、コンピューター本体、端末、バックアップテープなどはすべて子育て支援課内のフロアに置かれているので、部外者が立ち入るのは簡単ではないが、データが持ち去られる可能性は否定できない。現時点でも対応可能な範囲で、セキュリティの確保に努めるべきである。具体的には、次のような対応が考えられる。

- ・ OS、システムに有効なパスワードを設定し、定期的に変更する。
- ・ バックアップテープは鍵のかかる所に保存する。

(4) 監査意見

<監査意見 特 9-1> 包括外部監査における指摘事項に対する対応について

平成 11 年度の包括外部監査において、貸付金残高が把握できるシステムへの改修に関する意見が提出されている。いくつかの理由から改修が延びているが、費用対効果を考慮した上で早期にシステムを改修する必要がある。

³ DAT とはデジタル音声テープ(Digital Audio Tape)のことであり、コンピュータ用データ保存用の媒体としても使われている。

平成 11 年度の包括外部監査において、次のような意見が提出されている。

債権管理・資産保全の観点から、貸付金の残高の把握及び検証は不可欠であるが、この「残高」に対する認識が希薄な部署が存在した。それは、単式簿記による現行の公会計においては、年度単位の歳入歳出額の把握・表示が最優先事項であり、「残高」については「財産に関する調書」等で表示されるものの、あくまで補助的な位置付けにあることに起因するものと考えられる。

(中略)

母子及び寡婦福祉資金貸付金については、決算業務の様式に合わせた形でプログラムを構成しているため、個々の貸付金データの年度末残高を集計しないコンピュータ・システムであった。つまり、個々の貸付金データの今年度貸付額と回収額の集計は可能であり、これにより「フロー部分」のデータは入手できるのだが、「ストック部分」のデータは入手できないのである。

この意見に対し、平成 13 年 9 月 1 日の指摘事項措置状況報告書には次のように書かれている。

ご指摘のシステムの改修には、多額の経費を要することもあり、現時点では実現できていない。しかし、ご指摘の趣旨を生かしたシステムの改修について、現在、検討しているところである。

また、平成 17 年 12 月の措置状況一覧には次のように書かれている。

今年度で現行システムのリース期間が切れるため、今年度の高度情報化調整会議に再構築の申請を行ったが却下された。来年度に本指摘に対応する内容を含めて再申請を行う予定。

その後の年度の措置状況一覧には次のように書かれている。

現行システムのリース契約が終了する平成 25 年 4 月に新たな母子寡婦福祉資金業務システムを構築する予定。

平成 11 年度の包括外部監査で提出された意見に対する措置が平成 25 年度に行われる予定であり、対応に 14 年かかることになる。また、平成 13 年の指摘事項措置状況報告書に「システムの改修に多額の経費を要する（数百万円オーダーの経費）」とあるが、個々の貸付金の残高は把握できるのであるから、これを集計するだけのプログラムを作ることにはそれほど多額の経費がかかるとは考えにくい。この金額の詳細について見積書等で確認しようとしたが、見つからなかった。費用対効果を考えた上で早期にシステムを改修する必要がある。

< 監査意見 特 9-2 > リスクマネジメントについて

データのバックアップが月に 3 度しか行われていないので、少なくとも週に一度はバックアップを取ることが望ましい。

母子寡婦貸付システムではデータのバックアップ用のメディアとして DAT を使用しているが、そのバックアップが月に 3 度しか行われていないため、ハードディスクのデータが破損した場合、最長で 10 日分の記録が失われる可能性がある。少なくとも週に一度はバックアップを取ることが望ましい。

< 監査意見 特 9-3 > 個人情報の保護について

システムを構築した会社の担当者に対し、「北九州市情報セキュリティに関する規程」を提示することが望まれる。

システムを構築した会社との賃貸借契約の中に「個人情報の保護」という項目があり、当該会社の担当者に誓約書を書かせているが、「北九州市情報セキュリティに関する規程」が担当者に提示されていない。規定の意義と内容について周知徹底することが望まれる。

< 監査意見 特 9-4 > 債権の分類について

より効率的、効果的な回収を図るために、債権の分類やランク分けを現状のものより詳細に行うことが望ましい。

債権管理において重要なことは、滞納者の分類やランク付けを行い、回収可能性によって債権を分類し、それぞれの分類に応じた適切な管理を行うことである。しかし母子寡婦福祉資金特別会計では、滞納者を新規滞納者、累積滞納者、長期（高額）滞納者の 3 つに区分しているだけであり、それ以上の分類やランク付けは行われていない。滞納の期間や金額、債務者の経済状況、債務者や保証人との接触の困難度等により分類やランク付けを行い、それぞれの状況に応じた回収業務を行うことで、より効率的、効果的な回収を行うことができると考えられる。

< 監査意見 特 9-5 > 不納欠損処理について

債権の正確な状況を把握するため、また、債権管理に関する事務コストの軽減を図るために、一定の基準を設けた上で適時に不納欠損処理を行うことが望ましい。

不納欠損処理がなされていないため、10年以上前の債権がそのまま残っている。

母子寡婦福祉資金は、母子家庭及び寡婦の生活安定と、その扶養する児童の福祉の増進を図るため、無利子又は低利で各種資金を貸付けるものであり、民間の金融機関が行う貸付とは全く性格の異なるものである。もともと信用力の低い相手への貸付であるため、通常の貸付と比べ、回収不能となるリスクは必然的に高くなっている。

最大限の回収努力を行ったにも拘らず回収する見込みのない収入未済金がそのまま資産として計上されていると、債権管理に関する事務コストが発生するだけでなく、貸付金の正確な状況をつかむことができないため、市の財政状況を適切に把握することもできなくなってくる。

不納欠損には、公平性の確保や滞留債権を発生させた責任等、困難な点もあるが、放置しておくことによる問題の方が大きいので、一定の基準を設けた上で適時に不納欠損処理を行うことが望ましい。

<監査意見 特9-6> システム要件について

貸付システムの構築に関し、契約先の選択の幅を持たせることが望ましい。

母子寡婦貸付システムの構築は随意契約であるが、同様のシステムを構築できる会社は複数存在するので、システム要件に係る基本方針を作成することにより契約先の選択の幅を持たせることが望ましい。

10. 産業用地整備特別会計

(1) 産業用地整備特別会計の概要

ア. 事業の目的

野面(のぶ)内陸型工業団地、牧山工業団地、北九州臨空産業団地及び(仮称)北九州空港移転跡地産業団地の整備・分譲等を行うものである。

企業誘致に当たっては、設備投資を伴う成長産業5種(自動車、情報家電、情報通信、半導体、物流)を重点誘致産業と位置づけ、積極的に誘致活動を行った。野面内陸型工業団地は平成14年度、牧山工業団地は平成18年度で分譲が完了し、現在、北九州臨空産業団地及び(仮称)北九州空港移転跡地産業団地の2団地を整備・分譲中である。

イ. 歳入・歳出決算額(5期比較)

<表 特10-1>

(単位:千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	財産収入	243,489	744,592	1,170,218	4,953,668	1,375,063
	財産運用収入	15,069	26,111	8,214	7,405	7,376
	財産売払収入	228,420	718,481	1,162,004	4,946,263	1,367,686
	繰越金	997,734	979,255	1,688,990	2,035,043	5,505,653
	市債	757,000	332,000	438,000	2,906,000	848,000
	使用料及び手数料	-	-	-	-	0
	手数料	-	-	-	-	0
	歳入合計	1,998,224	2,055,847	3,297,209	9,894,711	7,728,717
歳出	産業用地整備事業費	1,018,969	366,856	1,262,165	4,389,058	2,787,541
	産業用地整備事業費	759,568	337,820	438,194	4,167,022	1,832,736
	繰出金	259,401	29,036	823,970	222,036	954,804
	歳出合計	1,018,969	366,856	1,262,165	4,389,058	2,787,541
	歳入・歳出差額	979,255	1,688,990	2,035,043	5,505,653	4,941,176

ウ. 主な歳入・歳出の内訳

平成20年度末の繰越金残額は約49億円あり、起債残額の約63億円に匹敵する額となっている。

また、この産業用地整備事業債は起債と返済を繰り返しながら平成28年度まで、利息を払い続けることになる。しかしながら繰越金が多額にあるので、起債を見直すか、繰越金も運用して利息を歳入とした方が合理的である。

エ．市債の残高

<表 特 10-2>

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
牧山工業団地	前年度残高	383,000	383,000	383,000	—	—
	当年度増加	—	—	—	—	—
	当年度減少	—	—	383,000	—	—
	当年度残高	383,000	383,000	—	—	—
北九州臨空 産業団地	前年度残高	2,821,000	3,349,000	3,681,000	3,704,000	3,526,000
	当年度増加	757,000	332,000	438,000	—	—
	当年度減少	229,000	—	415,000	178,000	897,000
	当年度残高	3,349,000	3,681,000	3,704,000	3,526,000	2,629,000
北九州空港 移転跡地 産業団地	前年度残高	—	—	—	—	2,906,000
	当年度増加	—	—	—	2,906,000	848,000
	当年度減少	—	—	—	—	—
	当年度残高	—	—	—	2,906,000	3,754,000
事業債合計	前年度残高	3,204,000	3,732,000	4,064,000	3,704,000	6,432,000
	当年度増加	757,000	332,000	438,000	2,906,000	848,000
	当年度減少	229,000	—	798,000	178,000	897,000
	当年度残高	3,732,000	4,064,000	3,704,000	6,432,000	6,383,000

オ．固定資産の管理状況

固定資産は公有財産管理システムに登録され管理されている。

備品台帳については、備品がないため特に作成していない。

カ．貸付土地

北九州臨空産業団地の内に一件分例外的に譲渡ではなく貸付している土地がある。分譲開始当初に A 社から要請があり、所管局も雇用確保の観点から早期に企業が誘致されることを優先したため、30 年契約の賃貸としている。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画

所管局の担当者に質問を行い事業の概況及び課題を聞き取り確かめた。

イ．固定資産管理

産業用地整備特別会計の固定資産の管理状況について公有財産台帳を閲覧した。

ウ．収納事務

分譲の手続について、土地鑑定から契約までの流れを契約書等関係書類を閲覧して確かめた。また、売却代金の納付状況を質問して確かめた。

エ．貸付土地

土地を貸付けることとなった事由及び貸付地代の収納状況について質問して確かめた。

(3) 監査結果

<指摘事項 特 10-1> 貸付資産について

賃貸している土地があるが、適時に貸付台帳を整備する必要がある。

北九州市公有財産管理規則によると、貸付物件については貸付台帳を備える必要がある。

当該土地の貸付台帳は平成 21 年 4 月 1 日付けで作成されているが、実際の土地は平成 15 年 3 月 15 日から A 社に貸付けられており、貸付当初から 6 年間、貸付台帳が整備されていなかったことになる。分譲を目的とした特別会計の中で特に配慮された理由で貸出されたという状況もあるため、貸付台帳は土地の貸付と同時にすみやかに作成すべきである。

<参考>

「北九州市公有財産管理規則」

(貸付台帳)

第 27 条 各局長は、普通財産を貸し出したときは、その財産を明確にするため貸付台帳を作成し、これに関係図面を付属させておかねばならない。ただし、1 ヶ月以内の期間で貸付ける場合は、台帳記載を要しないものとする。

11. 廃棄物発電特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

廃棄物発電とは、ごみを焼却する際に発生するエネルギーにより蒸気を発生させ、その蒸気により発電機を作動させ発電を行うものである。また、その蒸気を地域熱供給事業にも利用している。

従来、廃棄物発電に関する収支は一般会計で処理していたが、皇后崎工場建設においてスーパーごみ発電システム導入に伴う売電収入及び売電にかかる事業費（建設費・ガス代等）の増加が見込まれたため、売電による事業の経理を明確にするために、平成7年度に設置されたものである。

現在稼動している施設は、新門司工場、日明工場、皇后崎工場の3箇所であるが、平成10年7月に設置した皇后崎工場では、通常の蒸気タービンによるごみ発電に都市ガスを燃料とするガスタービン発電機を組み合わせた複合発電システム（スーパーごみ発電システム）を導入している。ガスタービン発電機から排出される排熱を利用することで、通常のごみ発電に比べ発電量の増大及び発電効率が高くなり、単位当たりの発電を行うための二酸化炭素排出量の大幅な削減効果が見込まれる。ただし、燃料である都市ガスの価格高騰により採算が取れないため、平成20年度からガスタービンの運転を一時休止している。

<表 特 11-1> 施設の状況

工場名	設置年月	ごみ処理	発電能力	建設費（億円）		備考
		能力	（KW）	一般会計	特別会計	
新門司	平成19年3月	720 t / 日	23,500	219	9	
旧新門司	昭和52年4月	600 t / 日	1,500	59.3	-	平成18年11月休止
日明	平成3年4月	600 t / 日	6,000	125	-	
皇后崎	平成10年7月	810 t / 日	36,340	312.3	32.4	

イ. 歳入・歳出決算額（5期比較）

廃棄物発電特別会計における歳入及び歳出の状況は、次ページの表のとおりである。

<表 特 11-2>

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	発電収入	1,085,312	1,055,982	1,073,432	1,154,864	752,532
	使用料及び手数料	3,769	3,737	3,355	3,315	3,303
	使用料	3,769	3,737	3,355	3,315	3,303
	繰越金	1,041,055	1,046,695	1,014,549	837,248	711,560
	諸収入	289,073	283,419	298,180	194,373	161,597
	雑入	289,073	283,419	298,180	194,373	161,597
	市債	-	742,000	134,000	-	-
	歳入合計	2,419,210	3,131,834	2,523,517	2,189,802	1,628,995
歳出	廃棄物発電事業費	1,372,515	2,117,285	1,686,268	1,478,241	936,020
	廃棄物発電事業費	1,077,006	1,821,776	1,378,539	1,171,504	424,320
	繰出金	295,508	295,508	307,728	306,736	511,699
	歳出合計	1,372,515	2,117,285	1,686,268	1,478,241	936,020
歳入・歳出差額		1,046,695	1,014,549	837,248	711,560	692,974

ウ．主な歳入・歳出の内訳

発電収入は、下記のごみ焼却工場において発電した電力を電力会社に売却した収入で、雑入は主として建設局への電力の売却収入である。

平成 16・17 年度・・・旧新門司工場、日明工場、皇后崎工場

平成 18 年度・・・旧新門司工場、新門司工場、日明工場、皇后崎工場

平成 19・20 年度・・・新門司工場、日明工場、皇后崎工場

廃棄物発電事業費は、発電にかかる維持修繕費や運営費である。

なお、平成 20 年度において発電収入及び事業費が共に減少しているが、これは燃料となる都市ガス代が高騰したため皇后崎工場の発電用ガスタービンを停止したためである。

エ．電気事業債残高

<表 特 11-3>

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
電気事業債	2,069,621	2,560,177	2,437,099	2,174,256	1,905,515

オ．売電の状況について

各工場で発電した電力は、第一義的には焼却工場を維持するための所内電力及び隣接する環境事務所等の所要電力として自家消費され、その後の余剰電力をまず建設局へ売電し、更にその残余を電力会社へ売電している。

すなわち、発電した電力の使用形態は、自家発電で電力を賄うことにより電力会社からの電力購入量の低減（一般会計における歳出の削減）を第 1 目的としている。

皇后崎工場は、この自家消費後の余剰電力が最大となるような発電システムを建設し、積極発電、積極売電を行っている。

現在稼働している３工場の発電量、売電量、売電収入の推移は次のとおりである。

<表 特 11-4> ３工場の発電量、売電量及び売電収入の推移

年 度	皇后崎工場			日明工場		
	発電量	売電量	売電収入	発電量	売電量	売電収入
	(kwh)	(kwh)	(千円)	(kwh)	(kwh)	(千円)
平成11年度	193,982,750	155,532,241	1,382,957	43,201,000	23,117,265	200,500
平成12年度	218,667,510	177,488,396	1,564,719	40,274,900	21,682,573	188,069
平成13年度	195,522,180	154,860,443	1,386,284	36,197,300	17,241,551	144,587
平成14年度	181,865,620	141,864,952	1,271,018	40,971,000	18,771,730	156,361
平成15年度	198,083,030	157,006,067	1,407,921	43,010,900	21,043,956	175,689
平成16年度	168,928,900	129,731,422	1,152,122	41,405,400	19,641,739	164,128
平成17年度	163,755,770	124,949,912	1,113,476	39,298,400	18,343,679	153,325
平成18年度	162,963,540	124,410,966	1,130,014	38,592,450	18,492,291	154,534
平成19年度	123,819,420	87,053,071	765,686	24,337,010	9,798,417	82,729
平成20年度	84,334,670	50,883,643	430,511	22,360,050	8,699,558	73,566

年 度	(新) 新門司工場			3工場合計		
	発電量	売電量	売電収入	発電量	売電量	売電収入
	(kwh)	(kwh)	(千円)	(kwh)	(kwh)	(千円)
平成11年度				237,183,750	178,649,506	1,583,457
平成12年度				258,942,410	199,170,969	1,752,788
平成13年度				231,719,480	172,101,994	1,530,871
平成14年度				222,836,620	160,636,682	1,427,379
平成15年度				241,093,930	178,050,023	1,583,610
平成16年度				210,334,300	149,373,161	1,316,250
平成17年度				203,054,170	143,293,591	1,266,801
平成18年度				201,555,990	142,903,257	1,284,548
平成19年度	97,197,600	56,541,240	478,937	245,354,030	153,392,728	1,327,352
平成20年度	86,265,300	47,900,520	404,469	192,960,020	107,483,721	908,546

カ．売電に係る収支について

(ア) 売電収入

売電による収入は kwh 当たりの売却単価に電力量を乗じて算定される。売却単価の設定は各電力会社が行い、各電力会社管内は同一の単価が適用されるが、平成 13 年 4 月に現行単価に改訂されており、その内容は次のとおりである。

通常昼間・・・11.4 円 / kwh、夏季昼間・・・12.8 円 / kwh

夜間、日祝日・・・4.9 円 / kwh

また、建設局に対する売電単価は電力会社の余剰メニュー単価（加重平均）により 8.09 円 / kwh である。

(イ) 売電コスト

売電に係る経費については、ごみ焼却及び発電という一体の事業を次の考え方に基づいて売電に係る部分を算定している。

工事費等

- ・ 発電機に係るオーバーホール、修繕経費を各工場の売電比率により按分
- ・ 皇后崎工場建設、新門司工場建設に係る経費の内、売電に係る経費を売電比率により按分

人件費

売電事業に専ら従事する 8 名分の人件費を計上

運営費

- ・ 運転管理委託料：売電に必要な要員割合及び発電比率により按分
- ・ 機器保安関連委託（冷凍機保守、エレベーター保守、工場清掃）については、総床面積に占める発電施設面積に売電比率を乗じて算定
- ・ 皇后崎工場運転に必要な経費については次のとおり

ガス代（都市ガス）：全額負担

工業用水料、下水道料：売電比率を乗じて按分

なお、売電比率とは売電量 / 発電量であるが、理論的な発電量と売電見込み量を基礎として算定されており、各工場の比率は次のとおりである。

< 表 特 11-5 > 各工場の売電比率

工場名	新門司工場	日明工場	皇后崎工場	
			蒸気タービン	ガスタービン
売電比率	0.65	0.54	0.79	1.00

(ウ) 発電事業収支

(ア)、(イ)に基づく工場別の発電事業収支の推移は次のとおりである。

<表 特 11-6>

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	売電収入	1,338,671	1,297,303	1,312,769	1,327,353	908,547
	旧新門司工場	22,420	30,502	20,490		
	新門司工場			7,731	478,937	404,469
	日明工場	164,128	153,325	154,534	82,729	73,567
	皇后崎工場	1,152,122	1,113,476	1,130,014	765,687	430,511
	電気事業債		742,000	134,000		
	新門司建設		742,000	134,000		
	消費税還付金等雑入		7,337	33,934		
	その他雑収入				8,485	
	合 計	1,338,671	2,046,640	1,480,703	1,335,838	908,547
歳出	工事費等	226,267	964,456	485,241	307,115	99,822
	維持修繕費	226,267	222,054	325,473	307,115	99,822
	旧新門司工場	7,393	3,815	180		
	新門司工場				3,912	8,829
	日明工場	20,793	80,049	130,819	76,624	9,366
	皇后崎工場	198,081	138,189	194,474	226,579	81,627
	新門司建設		742,402	159,767		
	人件費（給与費）	74,201	73,808	71,862	79,829	81,416
	旧新門司工場	10,916	10,900	10,593		
	新門司工場				20,654	21,049
	日明工場	22,458	22,336	21,735	20,775	21,223
	皇后崎工場	21,849	21,730	21,128	20,930	21,352
	本庁	18,977	18,842	18,405	17,470	17,792
	運営費	720,285	744,640	804,700	771,136	214,834
	旧新門司工場	9,256	9,337	5,742		
	新門司工場				57,364	58,624
	日明工場	15,177	11,017	14,812	15,034	17,696
	皇后崎工場	695,852	724,286	784,146	698,738	138,514
	事務費	13,904	16,016	6,910	7,912	7,498
	旧新門司工場	69				
	新門司工場			16	190	216
	日明工場	841	1,037	1,007	1,003	791
	皇后崎工場	6,667	10,541	1,972	2,904	4,377
	本庁	6,327	4,438	3,916	3,815	2,114
	電気事業債償還金	295,508	295,508	307,729	306,737	311,699
	新門司工場			12,220	15,729	16,191
	皇后崎工場	295,508	295,508	295,508	291,008	295,508
	消費税納税分	37,282	17,016	4,134	1,110	17,408
	合 計	1,367,447	2,111,444	1,680,576	1,473,839	732,677
単年度収支	旧新門司工場	-5,214	6,450	3,975		
	新門司工場		-524	-30,273	389,573	299,559
	日明工場	104,858	38,886	-13,839	-30,708	24,490
	皇后崎工場	-65,835	-76,779	-167,214	-474,472	-110,866
	本庁	-25,304	-23,280	-22,321	-21,284	-19,906
	消費税還付・納税額	-37,282	-9,679	29,801	-1,110	-17,408
	合 計	-28,776	-64,927	-199,873	-138,001	175,869

新門司工場に関し、平成 17 年度単年度収支で平成 18 年度への繰越財源が▲122 千円ある

キ．地域熱供給事業について

地域熱供給事業は、皇后崎工場のごみ焼却排熱（蒸気）を排熱導管を通して熱供給センターへ輸送し、熱供給事業者へ売却するものである。熱供給事業者は、熱供給センターに設置したプラントで冷熱に変換、あるいは温熱についてはそのまま輸送し、東折尾地区内の商業施設及び集合住宅などへ供給している。

ただし、商業施設への熱供給については、利用者が独自に設備を設置したため平成 20 年 2 月から停止している。

熱供給事業に係る収支の状況は次のとおりである。

<表 特 11-7> 熱供給事業の収支状況 (単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
歳入	熱供給収入	35,715	34,762	24,910	13,401	5,584
	熱供給施設使用料	3,770	3,737	3,355	3,315	3,304
	歳入合計	39,485	38,499	28,265	16,716	8,888
歳出	需用費（修繕料）	825	1,208	2,151	-	137
	需用費（その他）	44	16	20	-	31
	役務費（保険料）	68	68	68	68	68
	委託料	2,688	2,688	2,625	2,621	2,621
	使用料及び賃借料	38	38	38	38	38
	公課費	1,405	1,823	792	1,676	448
	歳出合計	5,068	5,841	5,693	4,403	3,343
単年度収支		34,417	32,658	22,572	12,313	5,545

ク．費用対効果について

(ア) 工場別損益計算

オの(ウ)で掲げた発電事業収支は資金の収入、支出を表示しているのので、費用対効果を明らかにするため次の前提条件に基づき事業損益を算定することとする。

前提条件

1. 電気事業債の収入及び建設費の支出については損益取引ではないため除く。
2. 減価償却費は建設費を基礎として、実質的な耐用年数である 30 年で定額償却とする。
建設費は、皇后崎工場が 3,240 百万円、新門司工場が 876 百万円から消費税等 41 百万円を控除して 835 百万円、日明工場については不明である。
したがって、毎年の減価償却費は、皇后崎工場が 108 百万円、新門司工場が 29 百万円である。
(次頁に続く)

3. 人件費及び事務費の本庁負担分は売電収入の比率で各工場に按分する。
4. 消費税等については、還付金額は新門司工場の建設費から控除し、納税額は売電収入の比率で各工場に按分する。

前提条件に従って算定した工場別の収支表は次のとおりである。

<表 特 11-8>

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収 入	売電収入	1,338,671	1,297,303	1,312,769	1,327,353	908,547
	旧新門司工場	22,420	30,502	20,490		
	新門司工場			7,731	478,937	404,469
	日明工場	164,128	153,325	154,534	82,729	73,567
	皇后崎工場	1,152,122	1,113,476	1,130,014	765,687	430,511
	その他雑収入				8,485	
	合 計	1,338,671	1,297,303	1,312,769	1,335,838	908,547
費 用	維持修繕費	226,267	222,054	325,473	307,115	99,822
	旧新門司工場	7,393	3,815	180		
	新門司工場				3,912	8,829
	日明工場	20,793	80,049	130,819	76,624	9,366
	皇后崎工場	198,081	138,189	194,474	226,579	81,627
	人件費（給与費）	74,201	73,808	71,862	79,829	81,416
	旧新門司工場	11,234	11,343	10,880		
	新門司工場			108	26,958	28,970
	日明工場	24,785	24,563	23,902	21,864	22,664
	皇后崎工場	38,181	37,902	36,971	31,008	29,783
	運営費	720,285	744,640	804,700	771,136	214,834
	旧新門司工場	9,256	9,337	5,742		
	新門司工場				57,364	58,624
	日明工場	15,177	11,017	14,812	15,034	17,696
	皇后崎工場	695,852	724,286	784,146	698,738	138,514
	事務費	13,904	16,016	6,910	7,912	7,498
	旧新門司工場	175	104	61		
	新門司工場			39	1,567	1,157
	日明工場	1,617	1,562	1,468	1,241	962
	皇后崎工場	12,112	14,350	5,343	5,105	5,379
	減価償却費	108,000	108,000	108,000	137,000	137,000
	新門司工場				29,000	29,000
	皇后崎工場	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000
	消費税等	37,282	17,016	4,134	1,110	17,409
	旧新門司工場	624	400	65		
	新門司工場			24	401	7,750
	日明工場	4,571	2,011	487	69	1,410
	皇后崎工場	32,087	14,605	3,558	640	8,249
	合 計	1,179,939	1,181,534	1,321,079	1,304,102	557,979
単 年 度 収 支	旧新門司工場	-6,262	5,503	3,562		
	新門司工場	0	0	7,560	359,735	270,139
	日明工場	97,185	34,123	-16,954	-32,103	21,469
	皇后崎工場	67,809	76,144	-2,478	-304,383	58,959
	合 計	158,732	115,770	-8,310	23,249	350,567

新門司工場については毎年度およそ 3 億円程度の黒字である。日明工場については平成 19 年度に大規模修繕、平成 20 年度には突発的な事故の発生があり、また、皇后崎工場については平成 19 年度にガスタービンの故障による長期停止のため採算が悪化しているが、これらの点を除けばおおむね毎年の損益はプラスである。

(イ) 皇后崎工場の投資の採算性

皇后崎工場について投資の採算性を検証するために、次の前提条件で各年の収益と支出の割引現在価値を算出する。

(注) 割引現在価値とは、将来の収入を現在の価値に引き直したものをいう。金銭には時間的価値があるため、割引率を時間的価値として将来の収入を割引率で割り引いて現在の価値を計算するものである。割り引いて現在の価値を計算するものである。

例えば割引率を r とした場合、 n 年後の 100 は割引現在価値 $100 / (1 + r)^n$ となる。

前提条件

1. 収入と費用の算定方針についてはオの(ウ)で掲げた発電事業収支における基本的な考え方に従う。
2. 消費税等は考慮しない。
3. 人件費及び事務費の本庁負担分は考慮しない。
4. 計算期間は、皇后崎工場建設にかかる電気事業債の利息支払いが発生する平成 8 年度から、元金の返済が完了する平成 25 年度までの 18 年とする。
5. 平成 21 年～平成 25 年の収支は平成 20 年度の 184,643 千円を使用する。
6. 建設から 15 年が経過した時点で、当初建設費 3,240 百万円の 25% 相当の 810 百万円の大規模修繕を実施する。
7. 割引率は、平成 21 年を基準とした 10 年国債の応募者利回り過去 5 年平均である 1.537 を使用する。(財務省のホームページより)

算定結果は、収益の現在価値が 4,130,326 千円、電気事業債の元利金の支払及び将来予定される大規模修繕に係る支出の現在価値が 3,873,255 千円であり、差し引き 257,071 千円の収入超過である。

このことは、電気事業債の返済完了時点で既に投下資金が回収され、更に 257,071 千円の資金余剰が発生することを意味しており、投資の採算性には問題がないといえる。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、事業の経済性

- ・工場別の廃棄物発電の経済性を検証するため、工場別歳入・歳出推移表＜表特 11-4＞より工場別の収支計算を実施した。
- ・皇后崎工場の経済性を検証するため、投資の割引現在価値を算定した。
- ・その他、担当者にヒアリングを実施した。

イ．外部委託

オーバーホール、運転管理等に係る業務委託関連書類の閲覧を行った。

ウ．固定資産管理

公有財産台帳の閲覧を行った。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

＜監査意見 特 11-1＞ 特別会計に係る損益計算について

売電事業の経済性、効率性を明確にするため、別途、損益収支計算を実施することが望まれる。

当特別会計は、売電による事業の経理を明確にするために従来の一般会計から分離して設置したものであるが、単年度収支が資金の収支で算定されているため、損益面で必ずしも明確とはいえない状況である。売電事業の経済性や効率性を明確にするために、別途、損益収支計算を行うことが望まれる。

この場合、現状の電気事業債の収入や償還に代えて減価償却費を見積もり計上することになるが、減価償却費の計算の基礎となる建設費が電気事業債の起債や廃棄物発電開発費補助金等との関連性で把握されているため、全く計上されていない、あるいは一部分しか計上されていない。すべての建設費を把握するよう改善する必要がある。

例えば、現在稼働している 3 工場のうち、日明工場については建設費が把握されていない。熱供給事業についても同様である。

また、新門司工場については特別会計に係る建設費はおよそ 9 億円であり、その内訳は概ね次のとおりである。

建物本体工事 30 億円の床面積比率 0.02 で 6 千万円、タービン 13 億円の発電比

率 0.65 で 8 億 4 千万円、合計 9 億円となる。

上記の建設費以外に建物の電気工事や空調工事などの費用が 18 億円かかっているが全額一般会計で負担している。建物と同様、特別会計も負担すべきであり、その場合の金額は床面積比率で按分すればおよそ 36 百万円である。

また、建設に係る本体工事以外の共通工事の内、特別会計が負担すべきと考えられる金額が 14 百万円ある。

皇后崎工場建設費についても新門司工場と同様の方針で一般会計と特別会計とに区分しているとのことであるので、特別会計で負担すべき建設費が過小になっているのではないかとと思われる。

ただし、現状の資金収支計算は対外的、内部的に確立されているため、資金収支計算書の組替により損益計算を行うこと、また、建設費を過去に遡って集計しなおすことは事務手続上非効率であることから、今後の新たな建設工事から適用することもやむを得ないのではないかと考える。

<監査意見 特 11-2> 損益計算における売電比率について

売電比率は、建設当初における理論的な発電量と売電見込み量を基礎として算定されている。

売電比率は各年度の発電量により変動し、年度の損益に与える影響も大きいいため、<監査意見 特 11-1>での「損益収支計算」に、年度ごとの売電比率を考慮し計上することが望まれる。

売電比率は、建設当初における理論的な発電量と売電見込み量を基礎として算定されている。各工場の売電比率は次のとおりである。

<再掲 表 特 11-5>

工場名	新門司工場	日明工場	皇后崎工場	
売電比率	0.65	0.54	蒸気タービン	ガスタービン
			0.79	1.00

しかし、皇后崎工場が稼動を始めた平成 10 年度から平成 20 年度における各工場の実際の発電量と売電量から算出した売電比率は次頁の<表 特 11-9>のとおりであり、当初の設定比率とのかい離が見られる。

売電比率は支出の内、金額的に重要な機器修繕料、維持管理委託料や運転管理委託料の算定に使用されているため、売電比率の変更が特別会計の損益収支に与える影響は大きいと考えられる。例えば 1 億円の支出に対し比率の 0.01 の変動は百万円の影響を与えることになる。機器修繕料等の経費が一般会計や特別会計の

固定的な経費かどうかについては議論の余地もあるが、稼動に伴って発生する経費であることから売電比率により負担させることが適当ではないかと考える。したがって、特別会計の損益収支を明確にするためには、＜監査意見 特 11-1＞での「損益収支計算」に、年度ごとの売電比率を考慮し計上することが望まれる。

< 表 特 11-9 > 売電比率実績値の推移

年 度	新門司工場	日明工場	皇后崎工場
平成 10 年度	-	0.55	0.72
平成 11 年度	-	0.54	0.80
平成 12 年度	-	0.54	0.81
平成 13 年度	-	0.48	0.79
平成 14 年度	-	0.46	0.78
平成 15 年度	-	0.49	0.79
平成 16 年度	-	0.47	0.77
平成 17 年度	-	0.47	0.76
平成 18 年度	-	0.48	0.76
平成 19 年度	0.58	0.40	0.70
平成 20 年度	0.56	0.39	0.60

12. 介護保険特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

介護保険特別会計（以下、「介護保険特会」という。）は、介護保険法による国の介護保険制度の運営実施を行うための特別会計である。基本的に財源の50%を保険料で賄い、残りを国25%、県12.5%、市12.5%の割合で負担している。また、県に財政安定化基金を設置して保険料収入不足等の赤字分の資金貸付を行うなど、制度の安定化を図っている。平成18年度から介護予防を重視したシステムを導入するなど、制度の見直しを行っている。

イ. 歳入・歳出決算額（5期比較）

< 表 特12-1 >

（単位：百万円）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳	介護保険料	8,995	9,184	12,302	12,815	13,081
	使用料及び手数料	0	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	0	0
	国庫支出金	14,920	15,081	14,336	14,449	16,007
	国庫負担金	11,648	11,687	10,712	10,613	11,096
	国庫補助金	3,271	3,394	3,623	3,835	4,910
	支払基金交付金	18,476	18,431	17,693	18,081	18,616
	県支出金	7,208	7,489	8,773	9,024	9,258
	県負担金	7,208	7,300	8,562	8,800	8,966
	財政安定化基金支出金	-	186	-	-	-
	県補助金	0	2	211	223	292
	財産収入	0	0	0	4	13
	財産運用収入	0	0	0	4	13
	財産売払収入	-	-	0	-	-
	入	繰入金	9,220	9,645	9,345	9,461
一般会計繰入金		8,774	9,120	9,345	9,461	9,793
基金繰入金		446	524	0	0	0
繰越金		504	1,101	478	2,413	2,174
諸収入		25	86	67	164	64
市債		1,022	427	-	-	-
財政安定化基金貸付金		1,022	427	-	-	-
介護予防ケアマネジメント 事業費収入		-	-	264	468	418
介護予防サービス計画費収入		-	-	264	433	412
介護予防ケアマネジメント 事業繰越金		-	-	-	35	6
歳入合計		60,373	61,448	63,262	66,885	69,428

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳 出	総務費	1,801	1,915	2,103	2,033	2,065
	総務管理費	964	1,058	1,210	1,171	1,211
	介護認定費	837	856	893	862	853
	保険給付費	56,848	58,131	56,391	58,177	59,857
	地域支援事業費	-	-	954	1,118	1,411
	財政安定化基金拠出金	52	52	63	63	63
	保健福祉事業費	2	2	-	-	-
	基金積立金	446	524	189	1,037	3,001
	諸支出金	121	343	882	1,812	1,377
	償還金及び還付加算金	58	281	149	1,079	644
	繰出金	62	62	732	732	732
	介護予防ケアマネジメント事業費	-	-	228	462	382
	歳出合計	59,271	60,969	60,813	64,704	68,159
	歳入・歳出差額	1,101	478	2,449	2,180	1,269

ウ．不納欠損額

< 表 特12-2 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不納欠損額	138,427	182,904	199,366	210,610	259,897
介護保険料	138,427	182,904	199,366	210,610	259,897

エ．収入未済額

< 表 特12-3 >

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入未済額	503,651	532,148	627,410	669,520	656,169
介護保険料	497,018	525,515	620,602	662,440	648,700
雑入	6,632	6,632	6,808	7,079	7,469

オ．事業の概要

(ア) 介護保険導入の経緯と意義

近年の高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化等、介護に対するニーズがますます増大してきた。一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化等、それまで介護を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきていた。このような背景の中、平成12年4月に、高齢者の介護を社会全体で支えあうための社会保険制度として介護保険法が施行された。保険者は市町村で、40歳以上のすべての人が被保険者となる強制加入の公的保険であり、要介護・要支援認定を受けた人は1割の自己負担でさまざまな介護サービスを利用できるようになった。

介護保険も国民健康保険と同じように、基本的には給付費用や運営費用の規模

に応じて保険料を算定する仕組みになっている。従って、要介護や要支援の認定者が多く介護サービスの給付費用が多い場合、被保険者に対して認定者の割合が多い場合、徴収率が低い場合等は、その分一人当たりの保険料が高くなる傾向にある。介護保険は保険者（市町村）ごとに運営されているため、各市町村における住民の年齢構成や所得構成、保険料の徴収率等の要因により、納付する保険料の額に差が出てくる。

(イ) 被保険者の分類

介護保険の被保険者は40歳以上のすべての人であるが、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者とに分けられている。

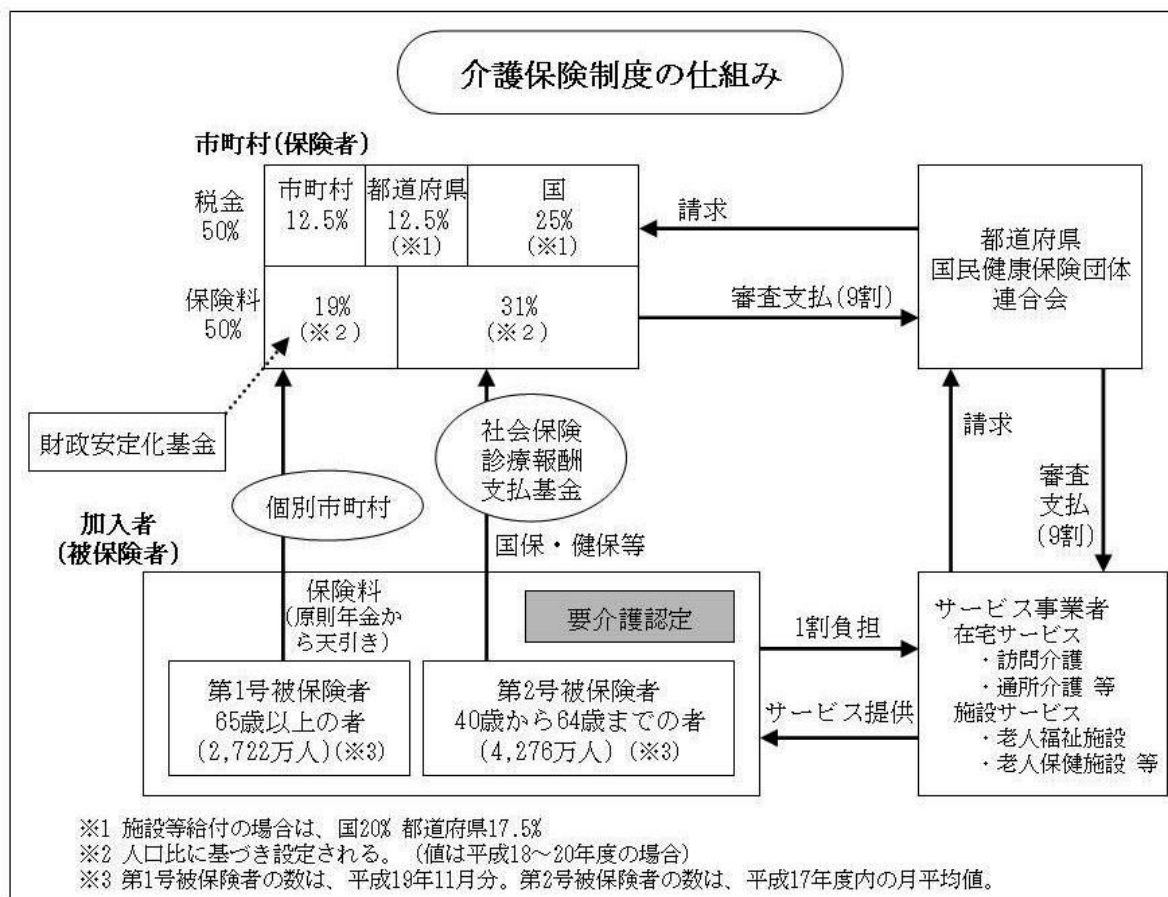
<表 特 12-4> 被保険者の分類

分 類	年 齢	サービスを利用できる場合
第1号被保険者	65歳以上の人	要介護・要支援状態になった場合
第2号被保険者	40歳以上65歳未満で、医療保険に加入している人	加齢に伴う特定の病気()に起因して、要介護・要支援状態になった場合

初老期の認知症、脳血管疾患、糖尿病性腎症等、16の疾病をさす。

(ウ) 介護保険制度の仕組み

<図 特 12 - 1> 介護保険制度の仕組み



介護保険にかかる保険料は、第1号被保険者の場合は、老齢年金など年18万円以上の人については年金から天引き（特別徴収）するが、それ以外の人は納付書による納付（普通徴収）となる。第2号被保険者の場合は、加入している医療保険（国保等）と一緒に徴収され、社会保険診療報酬支払基金を通じて市町村に交付される。保険料は被保険者が50%を負担し、残りを国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%の割合で負担する。

被保険者が介護サービスの提供を受けた場合、被保険者は1割の自己負担額をサービス事業者に支払う。サービス事業者は残りの9割を各都道府県国民健康保険団体連合会（国保連）に請求する。国保連は点検審査を経た介護報酬を市町村に請求を行い、その後事業者を支払う。なお、市町村においても一定の審査確認を行っている。

(I) 介護サービスの利用手続

被保険者が介護サービスを利用するためには、要介護・要支援認定を受ける必要がある。そのために被保険者は、市町村に対し要介護認定の申請を行う。申請を受けた市町村は、被保険者の自宅等を訪問し、本人や家族に質問して心身の状況等の訪問調査を行い、その調査結果と主治医意見書をもとに一次判定（コンピュータ判定）を行う。北九州市ではこれらの要介護・要支援の認定事務の一部を、市の外郭団体である社会福祉法人 北九州市福祉事業団に委託している。その一次判定結果と調査結果、主治医意見書に基づき、保健・医療・福祉分野の専門家からなる介護認定審査会において最終的な要介護・要支援認定の審査を行い、市町村は被保険者に認定結果を通知する。この認定結果により、利用できるサービスと支給限度基準額に違いがある。

<表 特 12-5> 要介護・要支援度によるサービス範囲と支給限度基準額

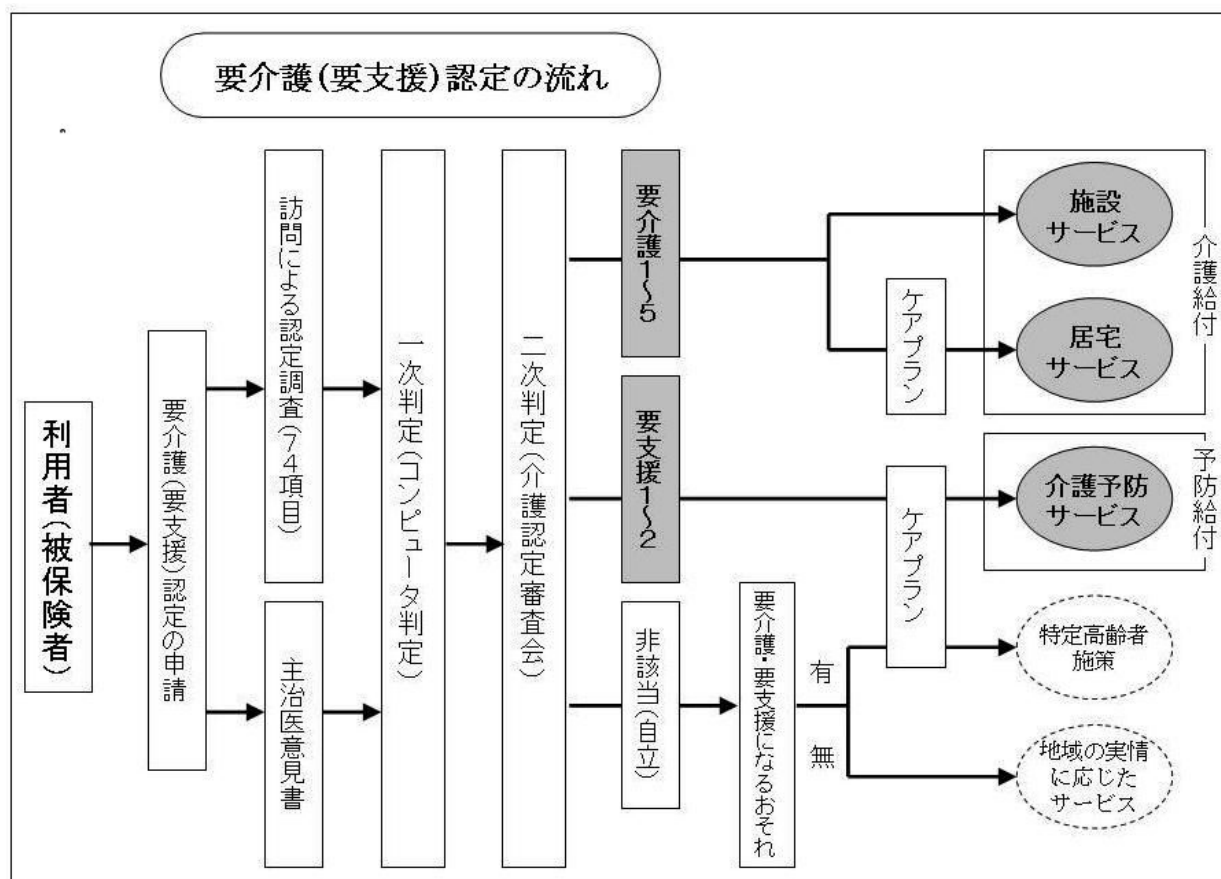
要介護・ 要支援度	利用できるサービス	支給限度基準額の目安 (地域区分により異なる)
要支援1	予防給付 ・介護予防サービス ・地域密着型介護予防サービス	約 49,700 円/月
要支援2		約 104,000 "
要介護1	介護給付 ・施設サービス ・居宅サービス ・地域密着型サービス	約 165,800 "
要介護2		約 194,800 "
要介護3		約 267,500 "
要介護4		約 306,000 "
要介護5		約 358,300 "

要介護の認定を受けた人は、居宅介護支援事業者で介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作成してもらい、居宅サービス等の事業者において訪問介護、訪問看護、通所介護等の介護サービスを受ける。

要支援の認定を受けた人は、地域包括支援センターで介護予防サービスの利用計画（介護予防ケアプラン）を作成してもらい、居宅サービス等の事業者において介護予防通所介護等の介護予防サービスを受ける。

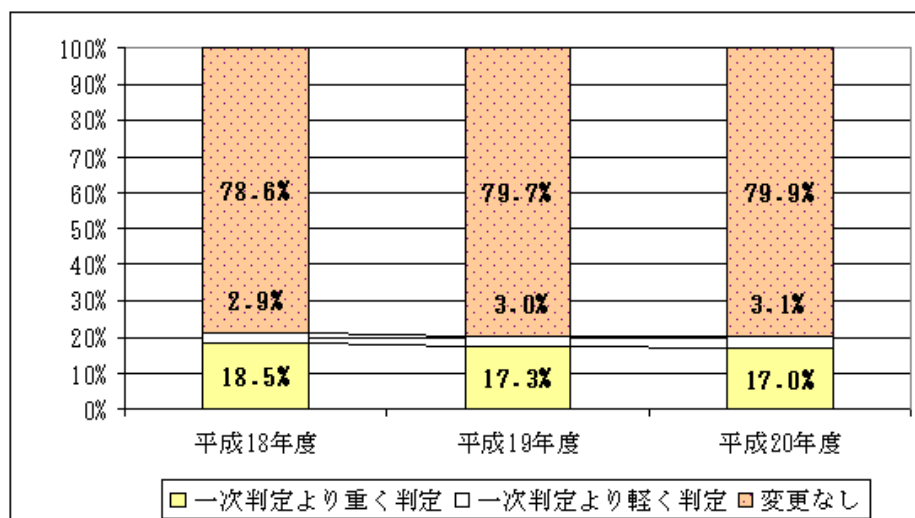
非該当となった人であっても、要支援・要介護になるおそれのある者については、地域包括支援センターで介護予防事業等の利用計画（特定高齢者ケアプラン）を作成してもらい、地域支援事業の一環としての介護予防事業等を利用することができる。

<図 特 12-2> 要介護（要支援）認定の流れ



次のグラフは、一次判定での判定結果が二次判定で変更された割合とその内容を表したものである。一次判定結果の約 20% が変更され、その多くは判定が重くなっていることがわかる。

< グラフ 特 12-1 > 審査判定結果

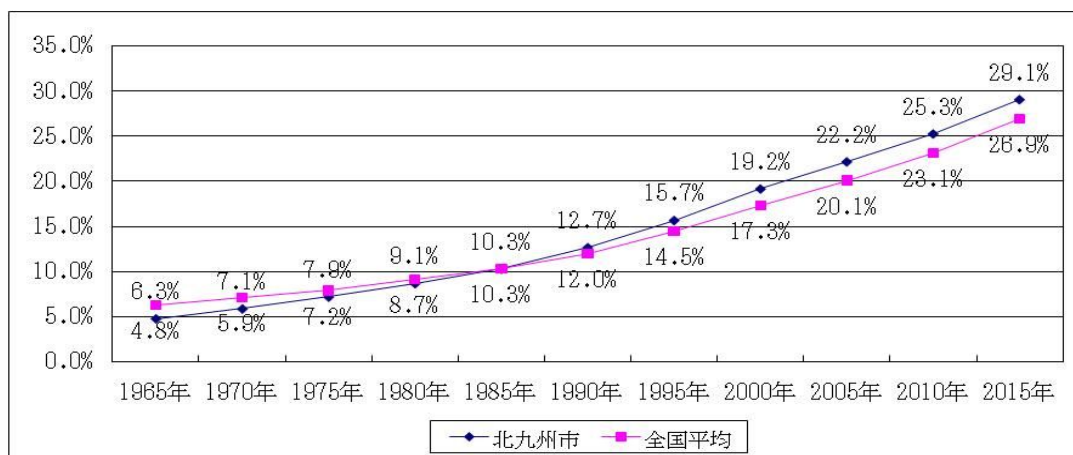


カ．介護保険の実施状況

(ア) 被保険者・要介護認定者・サービス利用者の動向

高齢化の進展に伴い、被保険者、要介護認定者、サービス受給者のいずれも増加傾向にある。次のグラフは、北九州市と全国における、高齢化率の推移と推計のデータである。北九州市の高齢化率は、1965年から2015年までの50年間で、4.8%から29.1%へと増加し、その増加率は約6倍である。また、1985年（昭和60年）を境に、北九州市の高齢化率が全国平均を上回ったことがわかる。

< グラフ 特 12-2 > 北九州市と全国の高齢化率の推移及び推計



注 全国は2005年までは総務省「国勢調査」、2010、2015年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月)」の中位推計

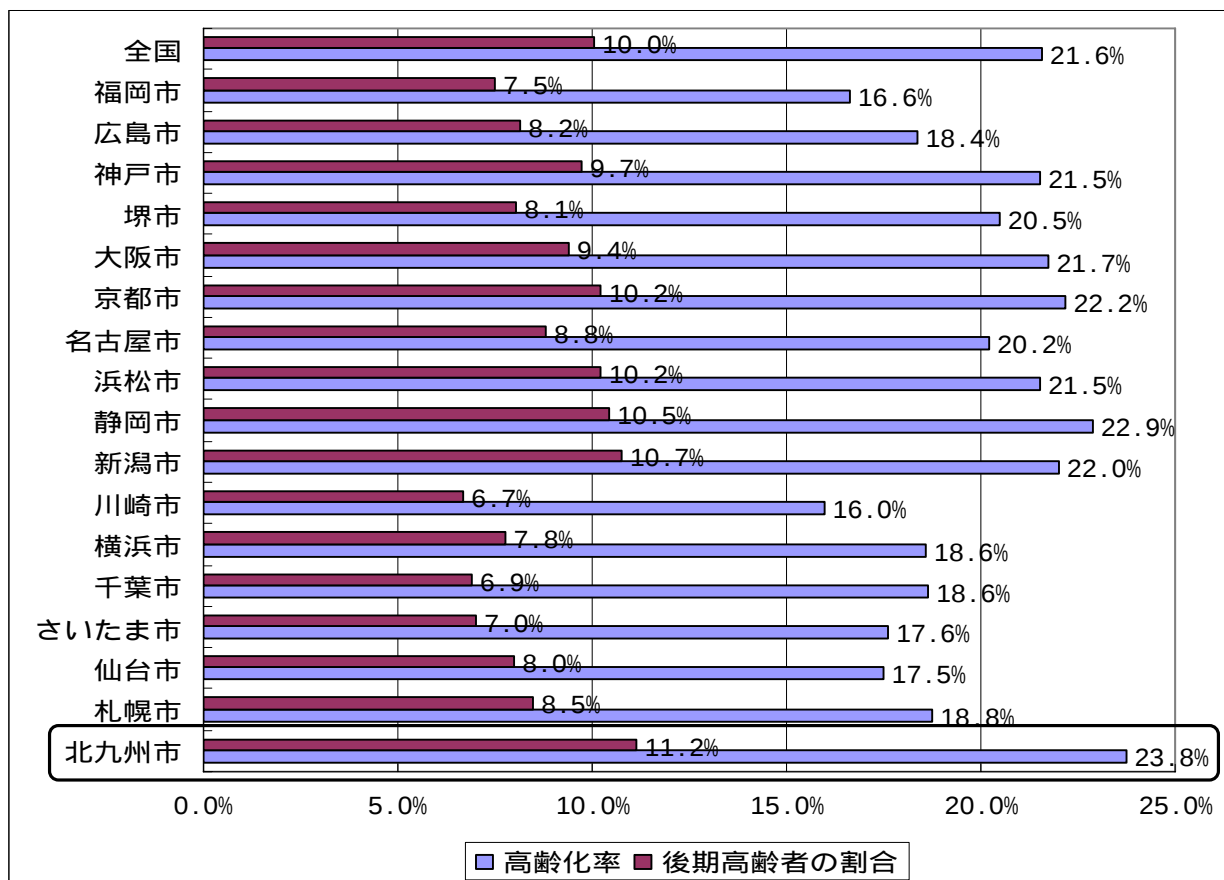
北九州市は2005年までは「国勢調査」、2010、2015年は北九州市保健福祉局による独自推計

次の表とグラフは平成 19 年度末における、高齢者数及び高齢化率の政令指定都市比較を行ったものである。表中の後期高齢者の割合は、総人口に対する割合である。

< 表 特 12-6 > 政令指定都市の高齢者数及び高齢化率

	総人口（人）	65 歳以上 人口（人）	高齢化率	後期高齢者 人口（人）	後期高齢者 の割合
全国	127,066,178	27,411,466	21.6%	12,760,309	10.0%
福岡市	1,375,292	228,686	16.6%	103,373	7.5%
広島市	1,149,478	211,082	18.4%	93,688	8.2%
神戸市	1,505,111	323,963	21.5%	146,537	9.7%
堺市	833,694	170,890	20.5%	67,229	8.1%
大阪市	2,516,543	547,328	21.7%	236,851	9.4%
京都市	1,387,935	307,863	22.2%	141,653	10.2%
名古屋市	2,164,640	437,262	20.2%	190,273	8.8%
浜松市	790,302	170,191	21.5%	80,937	10.2%
静岡市	710,854	162,666	22.9%	74,314	10.5%
新潟市	803,470	176,858	22.0%	86,313	10.7%
川崎市	1,340,801	214,149	16.0%	89,601	6.7%
横浜市	3,585,785	667,016	18.6%	278,343	7.8%
千葉市	917,854	170,943	18.6%	63,231	6.9%
さいたま市	1,188,340	208,964	17.6%	83,489	7.0%
仙台市	1,003,733	175,819	17.5%	79,938	8.0%
札幌市	1,880,138	352,986	18.8%	158,982	8.5%
北九州市	981,539	233,314	23.8%	109,496	11.2%

< グラフ 特 12-3 > 政令指令都市の高齢化率



注 北九州市は「住民基本台帳」(平成 20 年 3 月 31 日現在)

その他の政令指定都市及び全国は「住民基本台帳 人口要覧」(平成 20 年 3 月 31 日現在)

北九州市は高齢化率、後期高齢者の割合ともに、全国の政令指定都市の中で最も進行が早く、人口の約 4 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者である。

介護保険の被保険者は 40 歳以上のすべての人であるが、その中で要介護の認定を受けた人、実際にサービスを利用した人の数が次の表とグラフである。

< 表 特 12-7 > 第 1 号被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数の推移

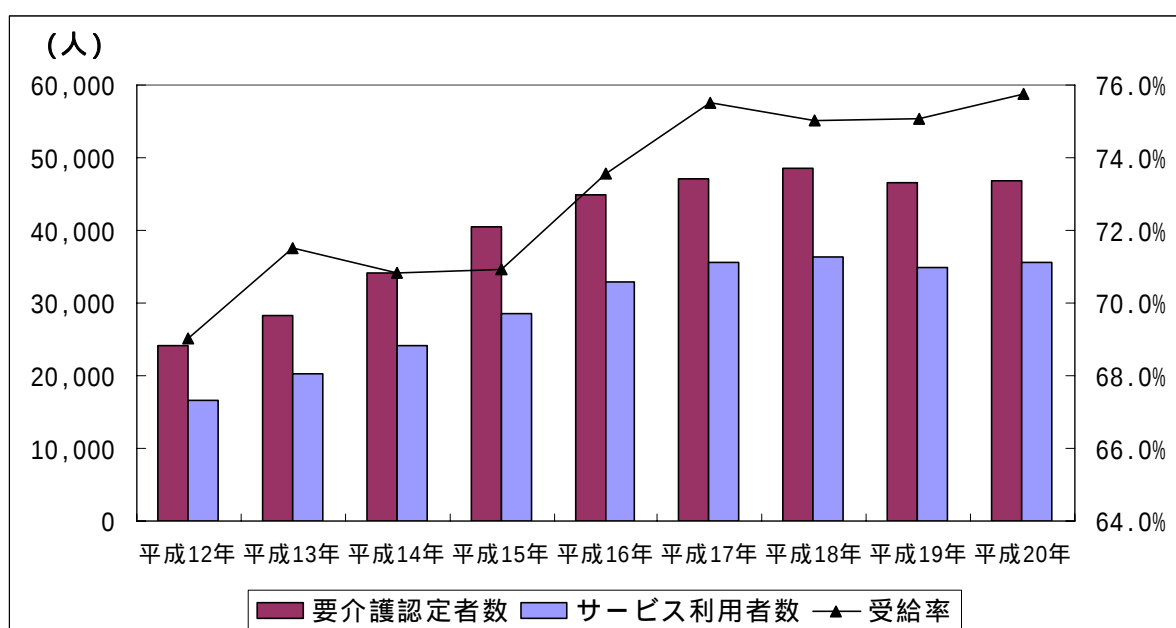
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
第 1 号被保険者数 (人) 1	190,002	196,608	202,609	208,206
要介護認定者数 (人) 1	24,038	28,361	34,161	40,369
サービス利用者数 (人) 1	16,597	20,281	24,188	28,625
受給率 2	69.0%	71.5%	70.8%	70.9%

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 号被保険者数（人）	211,937	216,798	223,313	229,852	234,960
要介護認定者数（人）	44,863	47,160	48,498	46,472	46,936
サービス利用者数（人）	32,998	35,614	36,383	34,881	35,553
受給率	73.6%	75.5%	75.0%	75.1%	75.7%

1 平成 12 年～19 年までは 4 月、平成 20 年は 3 月の人数である。

2 受給率＝要介護認定者に対するサービス利用者の割合

< グラフ 特 12-4 > 要介護認定者数、サービス利用者数の推移



要介護の認定を受けた人のうち、実際にサービスを利用する人の割合は約 75%であり、約 4 人に 1 人は要介護の認定を受けても、サービスを利用していない。また、平成 18 年度から 19 年度にかけてサービス利用者が減少したのは、介護予防を重視し自立支援の観点から給付内容の見直しが行われたことや、療養病床の再編成が行われることが影響したものと考えられる。要介護の認定者を要介護度別に見ると、要支援 1・2、要介護 1 といった軽度認定者は減少し、要介護 2・3 の認定者が増加している。

次の表とグラフは、第 1 号被保険者数と要介護認定者数の推移と予測である。表中の要介護認定者の割合は、第 1 号被保険者数に対する割合を算出した。

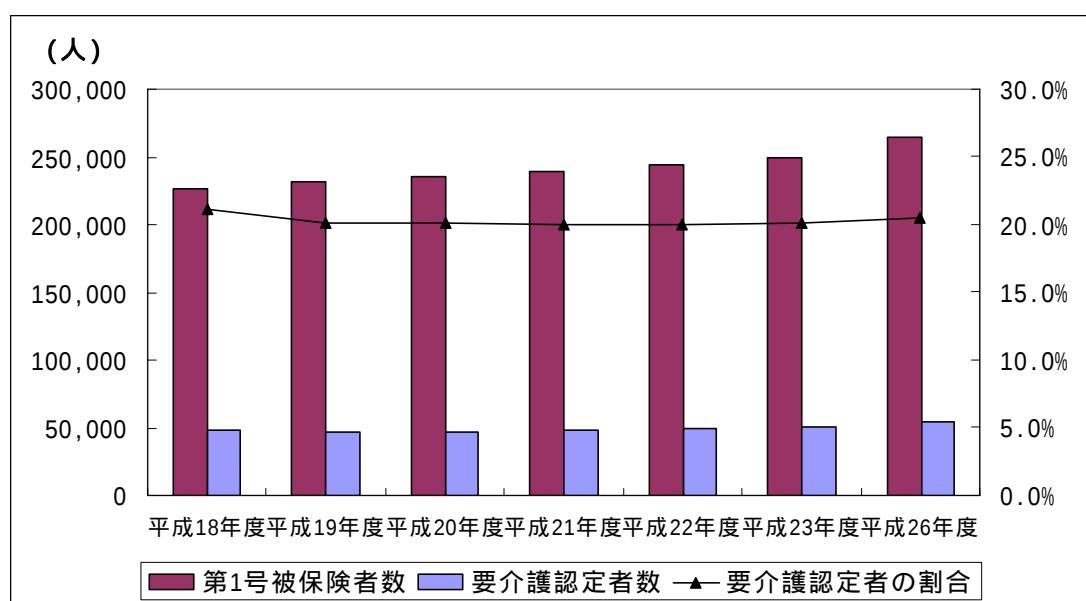
<表 特 12-8> 第 1 号被保険者数、要介護認定者数の推移と予測

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	26 年度
第 1 号被保険者数(人)	226,081	232,015	235,681	239,561	244,161	249,359	264,951
うち 65 歳～74 歳(人)	123,163	124,371	124,832	123,667	124,281	127,002	135,161
うち 75 歳以上(人)	102,918	107,644	110,849	115,894	119,880	122,357	129,790
要介護認定者数(人)	47,748	46,715	47,448	47,902	48,735	50,146	54,378
要介護認定者の割合	21.1%	20.1%	20.1%	20.0%	20.0%	20.1%	20.5%

注 1 年度は平成を表している。

2 平成 18、19 年度は平均値、平成 20 年度は 7 月値、平成 21 年度以降は推計値である。

<グラフ 特 12-5> 第 1 号被保険者数、要介護認定者数の推移と予測



第 1 号被保険者数、要介護認定者数ともに増えているので、要介護認定者の割合は約 20% で変わらないが、要介護認定者の人数は確実に増加すると予測される。

(イ) 介護保険財政と保険料

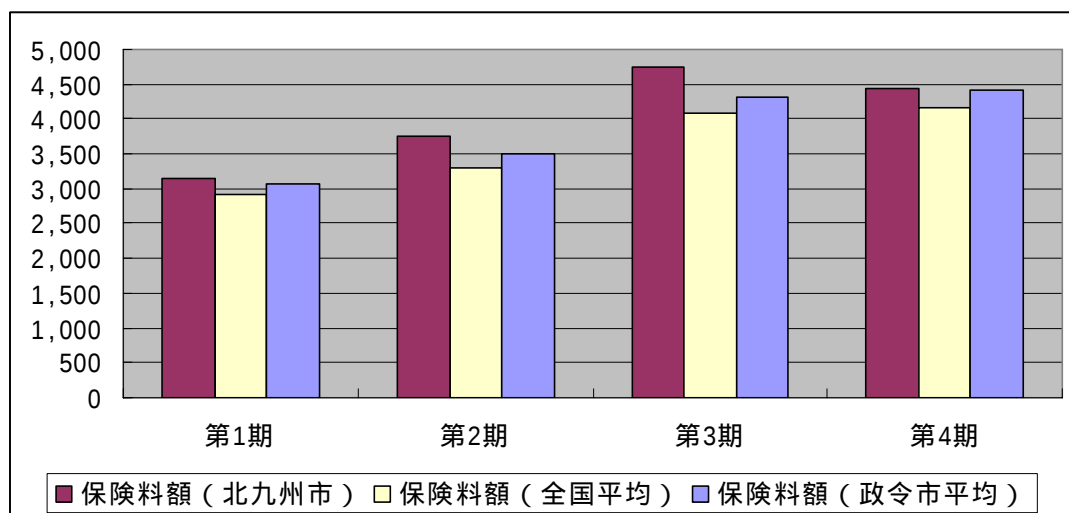
介護保険は市町村ごとに運営されているため、各市町村における住民のサービス利用状況、年齢構成や所得構成、保険料の徴収率等の要因により、納付する保険料の額に差が出てくる。また、介護保険の保険料は3年を一つの期間として見直される仕組みになっており、平成21年度からは第4期がスタートした。

次の表とグラフは、第1期から第4期までの第1号被保険者が払う保険料の基準額の推移である。

<表 特12-9> 第1号保険料額の推移 (単位：円)

	第1期	第2期	第3期	第4期
年度(平成)	12～14	15～17	18～20	21～23
保険料額(北九州市)	3,150	3,750	4,750	4,450
保険料額(全国平均)	2,911	3,293	4,090	4,160
保険料額(政令市平均)	3,060	3,496	4,325	4,417

<グラフ 特12-6> 第1号保険料額の推移 (単位：円)



平成12年度のスタート時から北九州市の保険料は全国平均と比べて割高であったが、第4期でその差は若干小さくなっている。しかし、既に述べたように、北九州市は全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおり、北九州市の保険料は政令指定18都市の中では10番目にあたる。なお、保険料が最も低いのはさいたま市の3,916円、逆に最も高いのは堺市の4,836円であった。

次の表は、年度別の介護保険料の収納率を、特別徴収と普通徴収に分けて計算したものである。

< 表 特 12-10 > 年度別介護保険料収納率 (単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
特別徴収 調定額(A)	7,121,803	7,251,313	10,068,297	11,165,135	11,469,025
特別徴収 収納額(C)	7,121,803	7,251,313	10,068,297	11,165,135	11,469,025
特別徴収 収納率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
普通徴収 調定額(B)	2,062,991	2,130,017	2,509,731	1,880,484	1,840,662
普通徴収 収納額(D)	1,793,016	1,849,957	2,146,147	1,544,171	1,515,705
普通徴収 収納率	86.91%	86.85%	85.51%	82.12%	82.35%
現年度調定額合計(A+B)	9,184,794	9,381,331	12,578,028	13,045,619	13,309,687
滞納繰越分調定額(E)	431,505	496,533	525,473	620,108	661,256
調定額総計(A+B+E)	9,616,300	9,877,864	13,103,501	13,665,727	13,970,943
現年度収納額(C+D)	8,914,820	9,101,270	12,214,444	12,709,306	12,984,731
滞納分収納額(F)	66,034	68,174	69,088	83,370	77,615
総計収納額(C+D+F)	8,980,855	9,169,444	12,283,532	12,792,676	13,062,346
現年度収納率	97.06%	97.01%	97.11%	97.42%	97.56%
滞納繰越分収納率	15.30%	13.73%	13.15%	13.44%	11.74%
総計収納率	93.39%	92.83%	93.74%	93.61%	93.50%

注 各年度とも、還付未済額は含まない。

特別徴収の収納率はずっと 100%を維持している。普通徴収の収納率が下がっているにもかかわらず総計の収納率が上がっているのは、特別徴収の調定額の割合が増えていることによる。これは、平成 18 年度から障害年金及び遺族年金が特別徴収対象年金として追加されたほか、年 1 回(4 月)であった特別徴収対象者の把握を年 4 回(4、6、8、10 月)に拡大したためである。また、平成 20 年度の現年度分の収納率は 97.56%と一見高い水準にあるが、政令指定 18 都市の中では 16 番目の数字であり、全国的に見るとそれ程いいとは言えない。なお、政令指定都市の平均値は 98.05%である。

この表から、全体の収納率を上げる方法として次の 2 つの方法が考えられる。

- ・ 普通徴収の収納率を上げる。
- ・ 滞納繰越分の収納率を上げる。

収納率について述べてきたが、現年度に収納されない滞納債権の顛末、とりわけ最終的に収納されない債権の金額レベルについては以下のとおりである。

<表 特12-11> 繰越滞納保険料の動き (単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
滞 納 分	調定額	431,505	496,533	525,473	620,108	661,256
	収納額	66,034	68,174	69,088	83,370	77,615
	不納欠損額	138,427	182,904	199,366	210,610	259,897
	翌年度繰越*	227,043	245,454	257,018	326,127	323,743
現年度賦課分の繰越*		269,974	280,060	363,583	336,313	324,956

* この2欄の合計が翌年度における滞納分調定額に相当するが、調定額の修正などの影響で、若干合わない。

上の表に見られるように、現年度賦課額のうち年3億1千万円(5期単純平均)が、収納されずに翌年度に繰り越される。

各年度の滞納分収納額はやや右肩上がりであるが7千万円(5期単純平均)であり、現年度賦課分の繰越3億1千万円は数年度に延べてこの額だけ収納できていると考えられ、差引2億4千万円が収納されずに残ることになる。不納欠損は1億9千万円(5期単純平均)とこれより少ない。滞納加入者から滞納債権について分納誓約を取れた場合は時効が中断されるので、本来の2年を上回って債権が消滅せず、不納欠損されずに累積していくためである。滞納分における翌年度繰越額は、平成16年度から20年度までで年平均2千万円増加してきている。

以上から、1年度分の保険料のうち翌年度以降の数年間を経て収納されない金額は2億円強であると判断した。

次の表は、平成21年7月15日時点における介護保険料の滞納金額を、その発生年度と滞納被保険者の所得段階とに分けたものである。所得段階とは、市民税の課税標準となる合計所得金額及び課税年金収入額で被保険者を分類したもので、第1段階は生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人、第2・3段階は世帯全員が市民税非課税の人、第4段階は本人が市民税非課税だが世帯の中に市民税課税者がいる人、第5段階から第9段階は市民税課税の人である。

<表 特12-12> 介護保険料の滞納状況 (単位：件数は件、金額は千円)

所得段階		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
第1段階	滞納件数	-	5	26	2,459	2,970	5,460
	滞納金額	-	8	63	8,615	10,045	18,733
第2段階	滞納件数	-	61	145	26,338	27,949	54,493
	滞納金額	-	125	338	90,286	95,973	186,724
第3段階	滞納件数	-	61	48	5,029	5,657	10,795
	滞納金額	-	230	171	21,512	24,517	46,432

所得段階		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合計
第4段階	滞納件数	1	62	153	12,923	14,305	27,444
	滞納金額	2	293	738	73,284	81,310	155,630
第5段階	滞納件数	-	58	111	7,515	8,894	16,578
	滞納金額	-	363	551	48,805	58,092	107,811
第6段階	滞納件数	\		165	1,992	2,425	4,582
	滞納金額			1,144	14,078	17,438	32,661
第7段階	滞納件数			87	1,354	1,804	3,245
	滞納金額			690	11,544	15,354	27,589
第8段階	滞納件数			53	337	515	905
	滞納金額			504	3,355	5,068	8,928
第9段階	滞納件数			48	308	604	960
	滞納金額			539	3,523	6,876	10,939
合計	滞納件数	1	247	836	58,255	65,123	124,462
	滞納金額	2	1,021	4,741	275,007	314,678	595,451

注 平成 16 年度及び平成 17 年度については、5 段階区分であり、上述の区分けとは異なる。

保険料を滞納すると、まず督促状が発送される。督促状は介護保険課が毎月 15 日頃の時点の収納状況で作成し、送付している。件数は毎月約 11,000 件である。不注意による滞納など被保険者に納付の意思がある場合は、督促状だけで済むことが多い。

所管局では、保険料の滞納原因について、滞納者ごとの個別情報として把握している部分はあるものの、詳細な把握・分析は行っていない。

北九州市では、区役所で徴収を行っていた国民健康保険料、介護保険料、保育料の一部について、平成 21 年 1 月 1 日、財政局に設置した東部市税事務所及び西部市税事務所に徴収事務を移管し、市税との徴収一元化を実施している。

徴収一元化にあたり、徴収事務や窓口対応に必要な、滞納者の滞納債権、徴収担当部署、滞納額、折衝経過等の確認を行うことができる「税外債権管理システム」を新たに構築し、滞納者の一元的管理に活用している。

介護保険料については、所得段階が 5 段階以上の被保険者で移管時点で 3 ヶ月以上滞納しているものについて、徴収事務を市税事務所に移管している。

市税事務所に徴収事務を移管した被保険者について、新たに納期限が到来した保険料の督促状を送ったにもかかわらず納付がない場合については、滞納データ

が税外債権管理システムに反映され、市税事務所で催告等が行われる。

税外債権管理システムのデータは財政局で毎月更新しており、その際の滞納データの受け渡しは、セキュリティを確保するためパスワード付きのエクセルファイルで行っている。

市税事務所では市税や国民健康保険料、保育料の滞納データと突合せを行うことで、介護保険料の効率的な徴収に努めている。

所得段階が第1段階から第4段階までの滞納者に対する催告は、保健福祉局介護保険課及び各区保健福祉課介護保険係で行っている。催告状は年に4回発送され、平成20年度は計46,248件の発送が行われた。平成21年の1月から5月までの電話による催告件数は合計約450件であった。

次の表は、平成20年度の介護保険料の不納欠損に係る被保険者数、件数、金額を所得段階別に分けたものである。

<表 特12-13> 不納欠損集計表

	被保険者数(人)	件数(件)	不納欠損金額(円)
第1段階	473	1,695	5,326,920
第2段階	4,611	27,497	95,199,880
第3段階	1,931	5,593	24,897,910
第4段階	2,222	11,980	68,355,750
第5段階	1,208	6,937	42,298,050
第6段階	272	1,647	11,832,520
第7段階	177	946	8,264,830
第8段階	41	193	1,863,630
第9段階	34	163	1,857,590
合 計	10,969	56,651	259,897,080

不納欠損については、介護保険法第200条の規定により、債権発生後2年で行うと定められている。これは債権発生から一律2年を意味するのではなく、被保険者に納付の意思があり分納誓約等が行われた場合は、時効は中断される。

「介護保険法」

(時効)

第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

要介護・要支援の認定を受けた第1号被保険者の認定前10年間に、不納欠損が行われた期間があるときは、その期間に応じて保険給付率の引き下げ等の処分が行われる。これは、保険料納付のインセンティブを働かせるための制度である。

(ウ) 介護サービスの利用状況

次の表は、平成18年度から20年度までの介護サービスの利用状況についてまとめたものである。利用率を見ると、予防サービスの利用率が低くその他サービスの利用率が高いが、予算全体の85%は介護サービスが占めているため、全体の数字を左右するのは介護サービスの利用率であることがわかる。介護予防を重視し自立支援を進めるという観点から、予防サービスの利用率を上げることが今後の課題である。

<表 特12-14> 介護サービスの利用状況 (単位：百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計	利用率
介護サービス	計画	52,979	52,143	53,542	158,664	98.6%
	実績	51,953	51,372	53,093	156,418	
予防サービス	計画	4,920	7,579	8,113	20,612	46.4%
	実績	1,840	3,930	3,785	9,555	
その他サービス	計画	2,525	2,827	2,887	8,239	102.6%
	実績	2,598	2,875	2,980	8,453	
保険給付費合計	計画	60,424	62,549	64,543	187,515	93.0%
	実績	56,391	58,177	59,858	174,426	

(イ) サービス事業者の状況

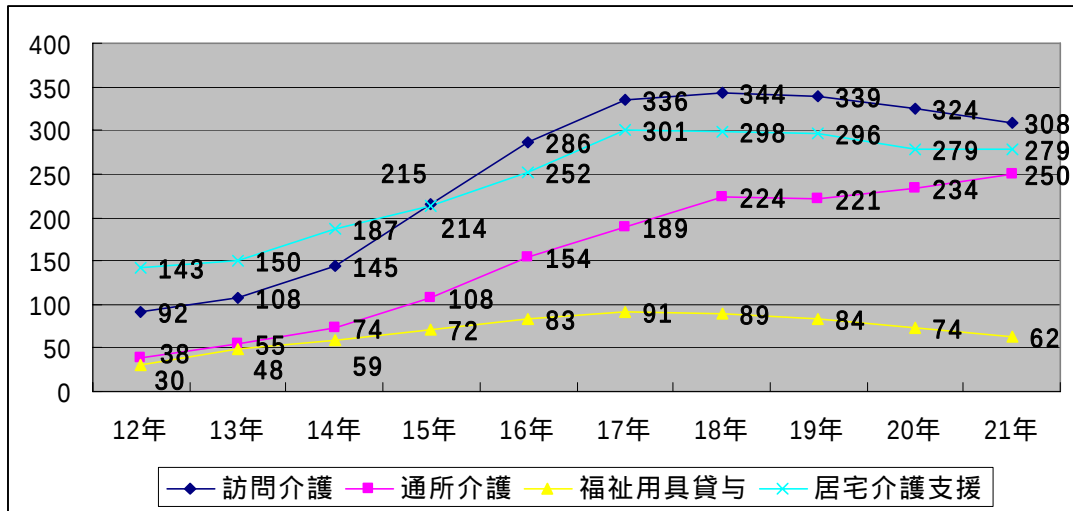
次の表とグラフは、北九州市内所在の主な事業所数をまとめたものである。訪問介護（ホームヘルパー）を行う事業者が減少する一方で、通所介護（デイサービス）を行う事業者は増加傾向にある。

<表 特12-15> 主要なサービスを行う事業者数

	平成12年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
訪問介護	92	286	336	344	339	324	308
通所介護	38	154	189	224	221	234	250
福祉用具貸与	30	83	91	89	84	74	62
居宅介護支援	143	252	301	298	296	279	279

平成20年までは4月時点、21年は3月時点の事業者数。

<グラフ 特 12-7> 主要なサービスを行う事業者数の推移



(注) 年は平成を表している。

なお、北九州市では高齢者の実態調査の一環として利用者アンケートをとっている。

(オ) 個人情報管理について

介護保険特別会計の扱う個人データは市のサーバーで一元管理されており、市の個人情報保護条例にのっとりた管理が行われている。サーバーにアクセスするには個人に割り当てられた IC カードをカードリーダーに通す必要があるので、誰がアクセスしたかという記録(アクセスログ)は必ず残る仕組みになっている。また、データのダウンロードはできないので、大量のデータをコピーして持ち出すことは原則として不可能である。

(2) 実施した監査手続

ア．委託

委託業務の一覧や委託契約書を閲覧して、委託に関して妥当な事務がなされているか検討した。

イ．債権管理

担当者に質問を行い、債権の回収状況や滞留債権の有無を把握した。また、滞納整理の方針について把握し、妥当な債権管理事務がなされているか検討した。

ウ．その他準拠性

備品台帳、介護認定に係る事例検討資料、その他関連書類を入手し、法令等の準拠性や相互の整合性を確かめた。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

＜監査意見 特 12-1＞ 滞納要因分析と対策の検討について

現年度賦課分の介護保険料のうち、年平均 3 億円が滞納され翌年度以降に繰り越されている。滞納保険料について詳細な要因分析を行い、収納額を増やすための有効な対策を策定することが望ましい。

現年度賦課分の介護保険料のうち年平均 3 億円が滞納され翌年度以降に繰り越されているが、この部分について、ヒアリング結果から判断する限り、詳細な要因分析ができていないのではないと思われる。

より詳細な要因分析を行い、滞納繰越分の収納額増加のための有効な対策を策定することが望ましい。

滞納保険料について、基本的には、財産ないし所得の不足、納付意識の不足ないし欠如、納付書の紛失等トラブル、といったカテゴリ分類になると思われるが、適切かつ具体的なカテゴリ設定に基づき各要因ごとに人数・金額を把握し、であれば財産保有額、であれば納付意識の数段階評定等の形でデータを集積し分析することで、収納額を増やすための具体策の策定に資するものと思われる。

13. 空港関連用地整備特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

空港関連用地整備特別会計（以下、「空港特会」という）は、新北九州空港の関連用地の整備及び売却を目的とする特別会計である。

<図 特 13 - 1> 空港関連用地区画割図



イ．歳入・歳出決算額（5期比較）

<表 特 13-1>

（単位：千円）

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
歳入	財産収入	-	558,993	12,700	62,118	12,650
	財産売却収入	-	558,993	12,700	62,118	12,650
	繰越金	3,430	1,985	440,266	450,760	176,823
	諸収入	-	22,025	1,238	853	-
	雑入	-	22,025	1,238	853	-
	市債	54,000	-	-	-	-
	歳入合計	57,430	583,004	454,204	513,732	189,473
歳出	空港関連用地整備事業費	55,444	142,738	3,444	336,908	95,848
	空港関連用地整備事業費	52,967	139,835	546	761	189
	繰出金	2,477	2,902	2,897	336,147	95,659
	歳出合計	55,444	142,738	3,444	336,908	95,848
歳入・歳出差額		1,985	440,266	450,760	176,823	93,624

ウ．収入未済額

<表 特 13-2>

（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入未済額	-	-	-	-	290
雑入	-	-	-	-	290

平成 21 年 2 月 28 日に発生した滞留債権が 290,950 円あるが、延納損害金も含めて督促事務を行っており、手続上の問題は発生していない。

エ．分譲地に関する情報

- (ア) 所在地：小倉南区空港北町（北九州空港島内）
- (イ) 用途地域：市街化調整区域（建ぺい率 70%、容積率 200%）
- (ウ) 分譲対象業種：航空・物流関連企業
- (エ) 分譲地面積：26,384.13 m²
- (オ) 関連用地整備費（支払利息を含む）：805,671,672 円
- (カ) 造成単価：30,536 円 / m²
- (キ) 分譲価格：38,700 円 / m²
- (ク) 市債発行額：640,000,000 円
- (ケ) 平成 20 年度末市債残高：214,000,000 円

分譲地はすべて土地台帳に登録されている。また、空港に向かって右側（南側）は苅田町の分譲用地となっているが、未だ分譲は行われていない。なお、分譲価格は、近隣地域の標準地の価格を鑑定した結果をもとにして定められている。

<写真 特 13 - 1> 現地の写真



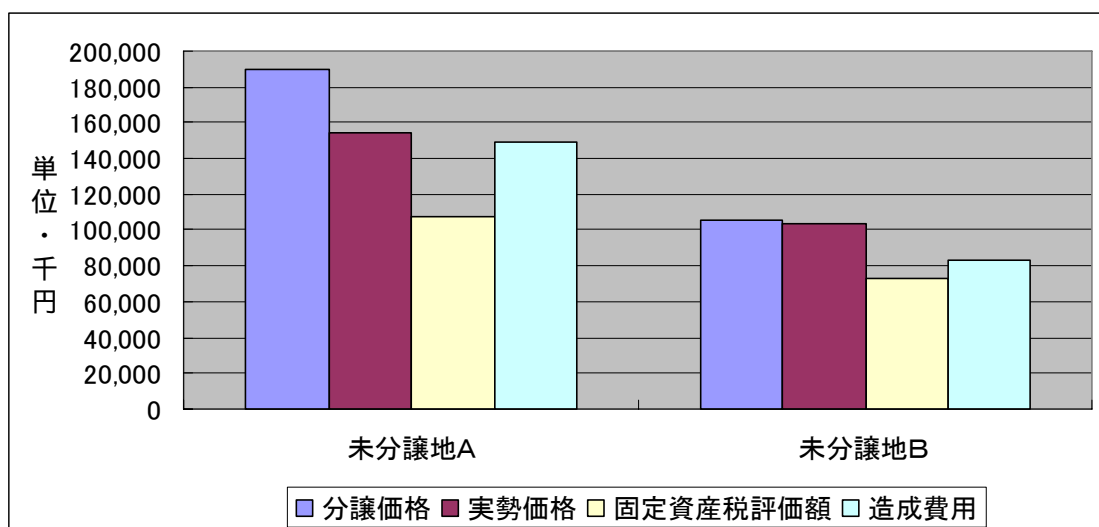
ビジネスホテルの左側の道路から、上方向（奥）を見たところ。向かって右側が分譲用地。

次の表とグラフは、未分譲の土地について、分譲価格、実勢価格、固定資産税評価額（実勢価格の 7 割）、造成費用をまとめたものである。このうち実勢価格と固定資産税評価額は、比較のために仮に算出したものである。

<表 特 13 - 3> 未分譲地の分譲価格と実勢価格

	未分譲地 A	未分譲地 B
面積	4,896.74 m ²	2,735.25 m ²
分譲価格	189,503,838 円 (38,700 円/m ²)	105,854,175 円 (38,700 円/m ²)
実勢価格	154,359,234 円 (31,523 円/m ²)	104,025,464 円 (38,031 円/m ²)
固定資産税評価額	108,051,464 円 (22,066 円/m ²)	72,817,825 円 (26,622 円/m ²)
造成費用	149,526,853 円 (30,536 円/m ²)	83,523,594 円 (30,536 円/m ²)

< グラフ 特 13 - 1 > 未分譲地の分譲価格と実勢価格



オ．市債の償還

次の表は、市債の残高と償還予定、及び支払利子をまとめたものである。平成 21 年度初めにおける市債の残高は 2 億 1400 万円、21 年度の支払利子の額は、230 万円である。また、平成 24 年度末に償還期限が到来する市債が 1 億 6 千万円あるが、起債をした平成 14 年度から 30 年を限度に借り換えが可能である。

< 表 特 13 - 4 > 市債の今後の償還予定 (単位: 千円)

年 度	市債発行額	年度末市債残高	償還予定額		
			元金	利子	合計
平成 14 年度	493,000	493,000	-	-	-
平成 15 年度	93,000	586,000	-	1,878	1,878
平成 16 年度	54,000	640,000	-	2,477	2,477
平成 17 年度	-	640,000	-	2,903	2,903
平成 18 年度	-	640,000	-	2,897	2,897
平成 19 年度	-	307,000	333,000	2,921	335,921
平成 20 年度	-	214,000	93,000	2,660	95,660
平成 21 年度	-	160,000	54,000	2,300	56,300
平成 22 年度	-	160,000	-	4,000	4,000
平成 23 年度	-	160,000	-	4,000	4,000
平成 24 年度	-	-	160,000	4,000	164,000

カ．今後のあり方

平成 20 年度末において、2 区画（計 7,632 m²）の未分譲地があり、分譲率は 71.1%である。これらの未分譲地については、将来、次のような状況が発生することが見込まれている。

国に対して、滑走路の延伸を要望しており、滑走路が延長された場合には、未分譲地の利便性が高まる。

平成 25 年度以降は分譲地の用途制限がなくなるので、レジャー施設等の空港・物流関連以外の施設を作ることが可能になる。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画

担当者に質問を行い、また過去 5 年度分の歳入歳出決算をや市債の償還予定表、分譲地に係る原価計算資料や評価資料等を閲覧して、事業の進捗や経済的状況について把握した。

イ．固定資産管理

土地台帳を閲覧し、資産管理事務の妥当性について検証した。

ウ．その他準拠性

委託業務に係る資料、その他関連資料を閲覧して、法令等の準拠性や資料相互の整合性について確かめた。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

< 監査意見 特 13-1 > 分譲用地の貸付について

港湾整備特別会計における分譲地の貸付に係る仕組みに倣い、賃貸による用地の有効活用を図ることが望ましい。

空港関連用地整備特別会計（以下、「空港特会」という。）と同様の目的を持つ特別会計に、港湾整備特別会計（以下、「港湾特会」という。）がある。港湾特会にも空港特会と同じように未分譲の用地が存在するが、港湾特会では臨海部産業用地貸付特別会計を通じて分譲地の貸付を行っている。既にこのような仕組みが

存在するのであるから、空港関連用地においても同様の取り組みを行うことは可能である。分譲価格の改定とあわせ、賃貸による用地の有効活用についても検討することが望ましい。

14. 臨海部産業用地貸付特別会計

(1) 特別会計の概要

ア. 事業の目的

臨海部産業用地貸付特別会計（以下、「貸付特会」という）は、企業誘致の促進を図る一方策として、港湾整備特別会計（以下、「港湾特会」という）で整備した分譲地について、貸付による立地が決定した場合に、一般会計から資金を無利子で借り入れて購入（有償所属換）した上で、貸付を行うことを目的とする特別会計である。

イ. 歳出・歳入決算額（4期比較）

貸付特会は平成17年度に設置されたため、それ以降4期を以て比較した。

<表 特14-1>

（単位：千円）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	財産収入	122,099	127,975	294,024	184,186
	財産運用収入	122,099	127,975	152,039	184,186
	財産売払収入	-	-	141,984	-
	諸収入	3,199,381	2	1,554,663	-
	借入金	3,199,381	-	1,554,663	-
	雑入	-	2	-	-
	歳入合計	3,321,480	127,977	1,848,688	184,186
歳出	臨海部産業用地貸付事業費	3,321,480	127,977	1,848,688	184,186
	臨海部産業用地貸付事業費	3,321,480	127,977	1,848,688	184,186
	繰出金	-	-	-	-
	歳出合計	3,321,480	127,977	1,848,688	184,186
歳入・歳出差額		-	-	-	-

ウ. 貸付制度の概要

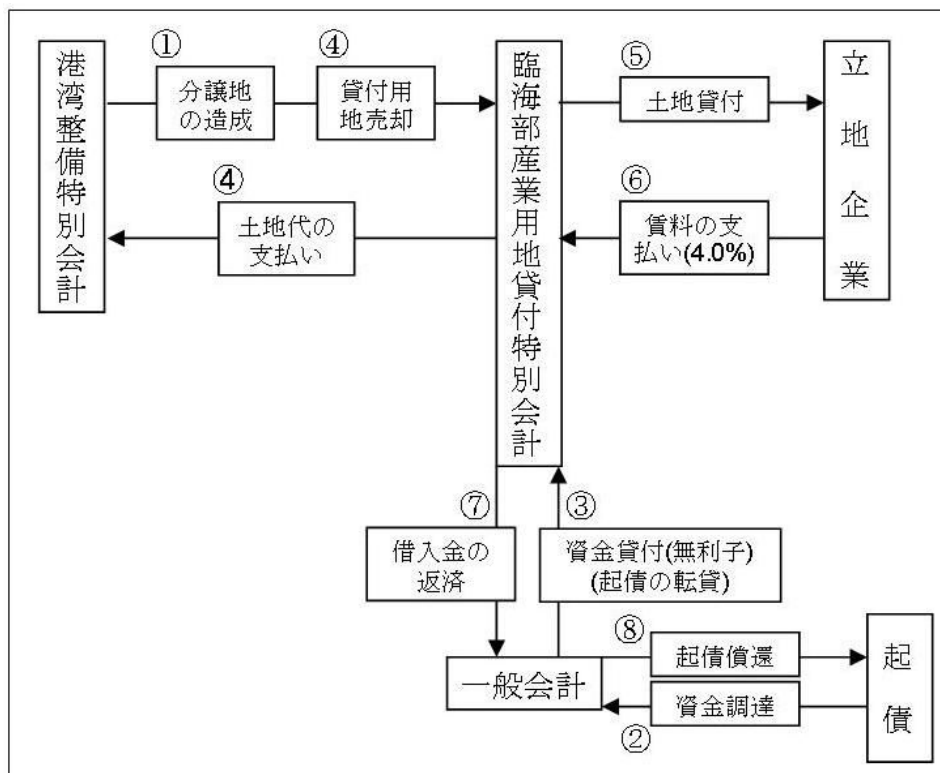
貸付に係る条件等、貸付制度の概要については次頁の表のとおりである。

< 表 特 14-2 > 貸付制度の概要

貸付の種類及び期間	事業用定期借地権（借地借家法第 23 条）10 年以上 50 年未満 普通借地権（同 3 条） 30 年 建物所有を目的としない賃貸借契約（民法第 601 条） 10 年以上 20 年以下
貸付料率	いずれも分譲価格の 4.0%（年額）
分譲価格	不動産鑑定士の意見を参考にし、北九州市市有財産審査委員会事務局と協議した額
貸付対象地	新門司 期臨海造成地 西海岸臨海造成地 響灘臨海工業団地
貸付料の見直し	経済情勢の変動等により見直すことができる
契約の中途解除の違約金	契約期間満了前に契約を終了させるときは、貸付料の 1 年分の違約金を徴収する
権利金の設定	普通借地権のみ権利金を設定する 権利金の額は分譲価格の 10%とする 権利金の設定は貸付料前払いの目的で徴収する
契約保証金の設定	契約保証金は、貸付料の 6 ヶ月分（北九州市契約規則第 25 条による）及び建物撤去費用相当額とする 建物撤去費用相当額 4,000 円 × 建物延べ面積（鉄骨造等の場合） 12,000 円 × 建物延べ面積（鉄筋コンクリートによる場合）
土地利用規模	分譲価格が原則 1 億円以上であること
設備投資規模	原則 1 億円以上であること
新規雇用	雇用の促進が期待できるものであること
連帯保証人	連帯保証人 1 人以上を立てなければならない
その他	貸付制度に関する詳細は、要領をもって定める

エ．貸付事業の仕組み

<図 特 14-1> 貸付事業の仕組み



港湾特会が整備する土地はあくまでも分譲を目的としており、最初から貸付目的で整備するわけではない。

オ．港湾特会との関係

貸付特会は、港湾特会が整備した分譲地を貸付けるために設立された特別会計である。貸付特会が設立される前は港湾特会が貸付事業を行っていたが、設立された平成 17 年度以降は貸付特会の事業となっている。ただし、平成 16 年度以前に契約した貸付地、及び貸付特会の要件に該当しない 1 年以内の短期貸付等については、現在も港湾特会が管理している。

カ．今後のあり方

平成 21 年 3 月末現在、3 社が貸付制度を利用している。契約保証金や連帯保証人が貸付の条件であるため市が損失を被る可能性は非常に低く、実際に収入未済は発生していない。また、貸付特会の収入はすべて一般会計に繰り入れるため、歳入と歳出は常に同額となる。今後も政策的には分譲が優先されるため、貸付が積極的に行われる可能性は低い。

(2) 実施した監査手続

ア．事業計画、事業の経済性、固定資産管理、債権管理

担当者に質問を行い、当該特別会計の概要、貸付地の管理状況、滞留債権の有無を把握した。

イ．その他準拠性

- ・関連書類を入手し相互の整合性、法令等の準拠性を確かめた。
- ・その他歳入、歳出の推移等の分析を行い事務の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

<指摘事項 特 14-1> 貸付台帳の整備について

貸付台帳に「北九州市公有財産管理規則」で定められた関係図面の添付がなされていないので添付する必要がある。

貸付台帳はパソコン（エクセル）で作成し契約の内容がわかりやすくまとめられている。記載されている主な項目は施設番号、施設名称、財産分類、施設区分、会計、所属、土地番号、土地名称、所在地、種目、評価単価、評価金額、登記地目、当地地積、取得年月日及び異動情報である。

また、市有財産のうち貸付に関する部分については、貸付台帳で管理するように公有財産管理規則で規定されている。

「北九州市公有財産管理規則」

（貸付台帳）

第 27 条 各局長は、普通財産を貸し出したときは、その財産を明確にするため貸付台帳を作成し、これに関係図面を付属させておかなければならない。ただし、1 ヶ月以内の期間で貸付ける場合は、台帳記載を要しないものとする。

しかしながら、「局長が作成する」とされているものの、局長が決裁したり、オーソライズしたりしているものではない。また、「財産を明確に」と規定されている。これは特に具体的な記載事項が規定されている訳ではないが、公有財産管理システムにあるような所在地番、種別も記載されていない。更に、「図面を添付する」ことが求められているが備わっていない。北九州市公有財産管理規則に準拠した台帳を整備する必要がある。

．外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2．選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査の対象

外郭団体の運営に関するモニタリング事務について

(2) 外部監査の対象期間

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日

ただし、必要と認めた範囲において、上記、平成 20 年度以外の各年度分についても一部監査の対象とした。

3．特定の事件を選定した背景及びその理由

近年、粉飾決算や食品の産地偽装を始めとしたさまざまな偽装問題が続発している。更に財団法人日本漢字能力検定協会の役員による法人の私物化の問題もあり、企業や団体のコンプライアンス、社会的責任が問われている。これらの不祥事については使用人が単独で行ったものもあるが経営者が何らかの関与をしているケースが大半であることから、経営者に対するチェック体制の強化やガバナンス（企業統治）が議論されているところである。

外郭団体の適正な運営は外郭団体の経営改革プランと相まって今後の外郭団体のあり方を検討する上での重要事項と考えられる。

そこで、外郭団体の適正な運営を担保する市のモニタリング事務が適正に行われているかどうかを監査することは有意義であると考え特定の事件として選定した。

4．外部監査の方法

(1) 対象とした所管局等

対象とした外郭団体

北九州市では、市の出資または出えん状況や市からの財政的及び人的支援の状況から判断して、市が主体的に指導・調整を行う法人を外郭団体としている。

具体的には、

- 1．市が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- 2．市が資本金、資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの（地方独立行政法人を除く）

3.1, 2 に掲げるもののほか、人的または財政的負担の状況を考慮し、「北九州市外郭団体指導調整要綱」第7条に定める北九州市外郭団体総合調整委員会が別に指定する法人に該当する団体

で、平成21年4月1日現在25の外郭団体がある。

当外部監査では25の外郭団体のうち12の団体を対象とした。除外した団体と除外した理由は次のとおりである。

除外した理由	外 郭 団 体
会社法第436条第2項第1号の規定による会計監査人の監査対象	1. 北九州高速鉄道株式会社 2. 帆柱ケーブル株式会社 3. 北九州エアターミナル株式会社 4. 株式会社北九州輸入促進センター 5. 株式会社北九州テクノセンター
平成18年度の包括外部監査対象団体	1. 財団法人北九州市都市整備公社 2. 財団法人北九州市芸術文化振興財団 3. 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会 4. 財団法人九州ヒューマンメディア創造センター 5. 北九州埠頭株式会社 6. ひびき灘開発株式会社
平成20年度の包括外部監査対象団体	北九州市住宅供給公社
市の出資割合が13.4%で低い	福岡北九州高速道路公社

対象外郭団体とその所管局

対象とした 12 の外郭団体とその所管局は次のとおりである。

市 の 所 管 局	外 郭 団 体
企画文化局国際部 国際政策課	1. 財団法人国際東アジア研究センター 2. 財団法人北九州国際交流協会
財政局財務部財産活用推進課	北九州市土地開発公社
保健福祉局総務部総務課	1. 社会福祉法人北九州市福祉事業団 2. 財団法人北九州勤労青少年福祉公社
子ども家庭局 男女共同参画推進部	財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
環境局環境経済部 環境国際協力室	財団法人北九州国際技術協力協会
環境局廃棄物事業部業務課	財団法人北九州市環境整備協会
産業経済局 新産業・学術振興部 学術振興課	財団法人北九州産業学術推進機構
建築都市局計画部 都市交通政策課	北九州市道路公社
港湾空港局整備部計画課	北九州貨物鉄道施設保有株式会社
教育委員会学務部学校保健課	財団法人北九州市学校給食協会

(2) 外部監査の視点

主に以下のような視点をもって、監査を実施した。

外郭団体の概要把握

所管局は所管外郭団体の運営状況等を把握し、適時に必要な指導又は調整を行っているか

所管局は所管外郭団体から提出される事業の運営状況等に関する報告書に関し、内容の検討・評価や分析を適切に行っているか

外郭団体の組織運営は法令、定款等に従い適正になされているか

外郭団体の定款や寄付行為は事業の内容に照らし適切なものとなっているか

その他改善事項の検討

(3) 実施した手続

各外郭団体の概要及び所管局による各外郭団体に対するモニタリング実施状況の概要を把握するため、所管局に対し質問書を送付し回答を入手するとともにヒアリングを実施した。

その後、次の手続を実施した。

資金管理状況、債権管理状況、理事会の開催状況、決算書の開示状況など各外
郭団体に共通した調査項目に関する調査手順書の作成及び実施
個別ヒアリング
関連法規、条例、定款、寄付行為との整合性の検証
関連書類の閲覧、照合、分析
関連証憑や現物との照合
その他必要と認めた手続

5. 外部監査の実施期間

平成 21 年 6 月 4 日から平成 22 年 2 月 2 日まで

6. 外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 廣瀬 隆明

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 丹田 啓一

公認会計士 林 宗義

公認会計士 山口 徹也

税 理 士 工藤 泰則

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法
第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2．外部監査対象事業の概要

北九州市の外郭団体に対する指導、調整（モニタリング）について

当外部監査では外郭団体の調査を行っているが、外郭団体そのものの事務の検証を目的としたものではなく、主として直接外郭団体を指導調整（モニタリング）する立場にある所管局の指導、調整事務の検証を目的としている。

外郭団体は、基本的には独立した法人であり、その運営は自主的な判断と責任のもとに行われる。したがって、組織の目的を達成するための仕組み作り、良好なコーポレートガバナンス体制や内部統制の確立等についての責任は、第一義的には当該外郭団体にある。

しかし、外郭団体の業務内容は市の行政と密接な関連を有していることから、市は多額の出資や貸付、委託、補助金の支出、役職員の派遣等を行っている。市としては、公益性の高い事務を外郭団体に任せていること、また、資金や取引面で深く関わっていることから任せた事務や団体の運営が適切になされていることを確かめる必要がある。

外郭団体の事務が適正に行われているかどうかについての検証は主として次の 3 つの方法で行われている。

監査委員

地方自治法第 199 条第 7 項、地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に基づき、市が財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、または市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査するものである。

財政局都市経営戦略室

都市経営戦略室（以下、当室という。）の事務分掌には、市の関与する「外郭団体の管理」が含まれており、兼務も含め 3 名の職員があたっている。平成 20 年 5 月に当室が中心となって策定された、外郭団体の経営目標等についての明確化や、団体の自主性・自立性の拡大に向けた改革などの目標を織り込んだ経営改革プランの進捗状況を所管からヒアリングしたり、所管を通じて提出された決算書を分析し変動原因を確認したりしている。また、当室が外郭団体の運営に関する、総務省・議会への報告や情報開示の窓口ともなっている。

更に、外郭団体の昨今の制度改革や従来の指導要綱を受け、市外郭団体の統廃合や関与の度合いなどを検討し全市的総括的な運営指導に関与する総合調整委員会（市内部組織）経営改革委員会（外部委員から構成）の事務局機能も有している。

最近では、団体全体に係る不祥事防止への取り組みなどで、通知発令や研修開催など一定の取り組みを行っている。

当室は基本的に団体に対するこれらの総括案件を対象にしているが、その他、プロパ

一職員の採用や理事の増減員などの団体組織の変更においても定款に反していないかなどのいわゆるコンプライアンスのチェックも行っている。ただし、団体個別の監事監査、所管局の指導監督、団体独自の内部監査に対しては、当室は直接的には関わっていない。

所管局

市の組織の中で最も当該外郭団体と関連性の高い部局を事務分掌等によって定め、団体の予算策定や決算など一定の局面で指導調整に当たっている。このため、多くの場合所管局の責任者が団体の理事や監事を兼任している。更に、外郭団体の事務長など主要な役職に所管局の職員を派遣して、日常的に指導調整を行っている。

外郭団体の指導調整に関するルールに関しては「北九州市外郭団体指導調整要綱」及び「北九州市外郭団体指導調整要綱実施細則」が定められており、以下に関連条文を抜粋する。

（北九州市外郭団体指導調整要綱）

（目的）

第1条 この要綱は、市が外郭団体に対して行う指導、調整又は助言に関する基本的事項を定め、外郭団体の円滑な運営及びこれに関連する本市の事務事業の適正な執行を図ることを目的とする。

（所管局長等の責務）

第3条 外郭団体を所管する局等の長（以下「所管局長等」という。）は、所管外郭団体の健全な運営の確保に努めなければならない。

（所管局長等の指導調整事務）

第4条 所管局長等は、所管外郭団体の運営状況等を適確に把握し、必要な指導又は調整を行わなければならない。

2 所管局長等が前項の指導又は調整を行う場合は、外郭団体が独立した法人として運営上の責任を負うことに配慮し、外郭団体の自主性及び主体性を尊重するよう努めなければならない。

3 所管局長等は、所管外郭団体から当該外郭団体の運営に関する事項について特に求められた場合は、協議に応じ、必要な助言を行うものとする。

（情報公開の推進及び個人情報の適正な取扱いの確保）

第4条の2 所管局長等は、北九州市情報公開条例の趣旨にのっとり、所管外郭団体の情報公開が推進されるよう適切な助言又は指導に努める。

2 所管局長等は、北九州市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、所管外郭団体の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう適切な助言又は指導に努める。

（次頁に続く）

(委員会の設置及び構成)

第 7 条 第 1 条の目的を達成するため、必要な総合調整を行う機関として、北九州市外郭団体総合調整委員会を置く。

(北九州市外郭団体指導調整要綱)

(委員会事務局)

第10条 委員会に係る事項を協議し、委員会の事務を処理するため、財政局都市経営戦略室に事務局を置く。

(監査)

第 10 条の 2 委員会は必要に応じ、外郭団体の事務所等において文書その他を実地に調査し、点検するとともに、関係職員から事情を聴取し、是正する必要を認める場合には、適切な指導、助言を行うものとする。

(北九州市外郭団体指導調整要綱実施細則)

第 2 (第 3 条関係・所管局長等の責務)

- 1 外郭団体は、基本的には独立した法人であり、その運営は自主的な判断と責任のもとに行われるべきであるが、外郭団体の業務内容は市行政と密接な関連を有しているため、市が役職員の派遣や出資等を行っているものである。

よって、所管局長等は所管外郭団体の健全な運営が確保されるよう必要に応じて指導、調整又は助言を行うものである。

第3．監査結果総論

1．概要

第4．監査結果各論において、外郭団体の事務について検討を行ったが、各団体に共通した指摘や意見があった。これらの改善については第一義的には当該団体が責任を持つものであるが、外郭団体を指導、調整する立場にある所管局は指導性を発揮して改善を推し進める必要がある。

以下にその主要なものを掲げる。

(1) 補助金、委託料の審査について

市が外郭団体に対して補助金を支出したり委託を行っているケースが多く見られるが補助金や委託料について、市からの派遣職員が事務処理を行っているという理由から所管局では詳細な審査を行っていないということが散見された。

例えば、補助金の精算確定手続において、使途となった管理経費や人件費の裏付け資料との照合が行われていない事例が見られた。

市から職員を派遣することは団体の運営管理上有効な方法であると思われるが、ダブルチェックや牽制する意味で、また、派遣職員の責任を軽減するという意味で所管局でも検証手続を行う必要があるのではないかと考える。

(2) 外郭団体の決算開示について

所管局では、決算の指導とともにホームページでの開示方針を外郭団体と検討することが望ましい。

一般的な会社の決算開示を例にとると、次のような状況である。

すなわち、会社法上、株式会社は事業年度終了後3ヶ月以内に開催される株主総会で報告（承認）を受けた決算は速やかに公告されることとなっている。また、金融証券取引法上でも規定される会社（いわゆる公開会社）の決算開示規定があり、事業年度終了後3ヶ月以内に有価証券報告書により財務諸表等が会計監査人の財務監査を経た上で開示される。なお、事業年度終了後45日以内に決算短信として速報値が公開されることが適当とされている。

これらの企業はパブリックカンパニーとして投資家等の利害関係者の便宜のために、インターネットのホームページにおいて財務情報を開示することが一般的である。

一方、公的な機関として北九州市の外郭団体でも決算開示を積極的に進めることが望ましい。しかも、公益法人指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）では次のとおり積極的な開示を指導監督するように規定されている。現在においては、自主的に開示するというのは、単に事務所に決算書を備え置くことなく、ホームページ等で開示することが妥当と理解すべきではないだろうか。

基準 7 . 情報公開 運用指針(1)

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。

ところで、平成 21 年 7 月 7 日現在で、外郭団体のうち一部についてホームページで決算の開示状況を確認した。以下の表のとおりである。開示状況をみると、平成 20 年度までに財務情報を速やかに開示している団体は、財団法人北九州産業学術推進機構だけであった。これを参考に市が関与するすべての外郭団体が開示することを期待したい。

なお、多くの団体、所管局では団体決算が議会報告を終えていないということを非開示の事由としていたが条例等に触れることでもないようである。むしろ、開示してその旨を注記するという工夫があってもよい。少なくとも団体の理事会等でオーソライズされているのであるから、財務諸表は形式的には開示の水準に達していると考えられる。

団 体	年 度	開示状況
財団法人国際東アジア研究センター	平成 18 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 19 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 20 年度	なし
財団法人北九州国際交流協会	平成 18 年度	なし
	平成 19 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 20 年度	なし
北九州市土地開発公社	平成 18 年度	財務諸表は網羅的でなく財産状況概要、経営成績のみ
	平成 19 年度	財務諸表は網羅的でなく財産状況概要、経営成績のみ
	平成 20 年度	なし
社会福祉法人北九州福祉事業団	平成 18 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 19 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 20 年度	なし
財団法人北九州勤労青少年福祉公社	平成 18 年度	なし
	平成 19 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 20 年度	なし

団 体	年 度	開示状況
財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	平成 18 年度	なし
	平成 19 年度	なし
	平成 20 年度	公益法人財務諸表あり
財団法人北九州国際技術協力協会	平成 18 年度	なし
	平成 19 年度	なし
	平成 20 年度	なし
財団法人北九州市環境整備協会	平成 18 年度	なし
	平成 19 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 20 年度	なし
財団法人北九州産業学術推進機構	平成 18 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 19 年度	公益法人財務諸表あり
	平成 20 年度	公益法人財務諸表あり
北九州市道路公社	平成 18 年度	財務諸表等詳細開示あり
	平成 19 年度	財務諸表等詳細開示あり
	平成 20 年度	なし
北九州貨物鉄道施設保有株式会社	平成 18 年度	ホームページがないが官報公告を行っている
	平成 19 年度	ホームページがないが官報公告を行っている
	平成 20 年度	ホームページがないが官報公告を行っている
財団法人北九州市学校給食協会	平成 18 年度	なし
	平成 19 年度	貸借対照表、収支計算書のみ
	平成 20 年度	なし

(3) 現預金、有価証券の実査、金融機関等に対する確認について

現金や預金、有価証券などの有価物の実在性を確かめるには、監査人が通貨や証券などの現物を直接見て確認するということが有効な監査手続である。また、預金や外部に預けている証券等については、合わせて先方の金融機関等から残高証明書を入手する必要がある。

多くの外郭団体では団体の管理者、所管局及び団体の監事によって上記の手続がなされているが、完全にはなされていない団体も見られた。また、実施している団体においても、実施したという痕跡（例えば実施者が押印するなど）を残している団体は皆無であった。

実施者は、実施することはもちろんのこと、実施したということを立証することも重要であるので今後、改善することが望まれる。

(4) 監事の監査報告書について

監事は会計監査と業務監査を実施し、監査結果に基づき意見を表明することを主な職務としている。各外郭団体においてもこのような内容が寄付行為で規定されている。そのため通常、監事は会計監査に関しては会計帳簿や関係書類の閲覧を行い、業務監査に関しては理事会などの重要な会議に出席する、あるいは会議の議事録を閲覧し、更に関係書類の閲覧、理事や職員から業務の執行状況を聞くなどの手続を実施することになる。ただし、業務監査の結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていない。

各外郭団体の監事監査報告書を調査したところ会計監査に関する意見表明の記載はあるが、業務監査に関する記載はほとんどの団体でなされていなかった。実際には監事は理事会に出席し、また、業務執行の状況について聴取していると認められるので、所管局は業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

一般的に、財団法人などの監査報告書では次のような記載がなされている。

監査意見

- (1) 貸借対照表、・・・・・・は、会計帳簿の記載金額と一致し、××法人の収支及び財産の状況を正しく示していることを認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

(5) 理事会の運営について

監査対象とした外郭団体では、理事の代理出席や委任状出席によって理事会が開催されているケースが目立っていた。ただし、代理出席や委任状出席自体はルール違反ではなく、寄付行為により認められている。

しかし、理事会は法人の運営に関する重要な事項を議決する機関であり、例えば平成 18 年 5 月に成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法という。）」第 90 条第 2 項で、理事会は(1)業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)代表理事の選定及び解職を行うこととされている。

また、第 4 項では(1)重要な財産の処分及び譲り受け (2)多額の借財 (3)重要な使用人の選任及び解任 (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び開始など重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされている。

このように、理事会は法人運営上重要な機関であることから理事本人が出席し、議論を尽くすことが期待されていると考えられるので、理事会開催日の事前調整やより

慎重な人選を行うことなどに関し外郭団体との協議が望まれる。

なお、一般法では理事会への規制が厳しくなり、代理出席や委任状出席が一切できなくなっている。そのため、充て職としてほとんど理事会に出席できない理事の選出は困難になるのではないかと考えられる。

2. 監査意見

<監査意見 外0-1> 所管局の外郭団体に対するモニタリングについて

各外郭団体の所管局は、当該団体を指導調整する第一義的な責任を負っている。

指導調整の範囲は当該団体の日常業務から予算・決算の審査や法令等への準拠性のチェックなど広範囲に亘っている。したがって、チェックを網羅的、効率的に行うためには職務権限やチェックリストを定めて実施することが望まれる。

また、これにより所管局として様々なノウハウの蓄積がなされるとともに、所管局の責任の範囲を明確にすることができるのではないかと考えられる。

<監査意見 外0-2> 都市経営戦略室の外郭団体に対するモニタリングについて

都市経営戦略室は外郭団体の総括事務を担っているが、所管局に対して一律に詳細な実地指導監督を行うことはない。都市経営戦略室は外郭団体を指導調整するためのチェックリストを一元的に管理することを通じて、所管局や外郭団体に対する総合的な指導調整や、所管局間また外郭団体間の相互調整を図ることが望まれる。

3. 外郭団体に対する指導調整に関する課題

(1) 所管局

所管局は市が支出している補助金や委託料の予算・決算における審査だけでなく、団体自身の予算・決算についても指導監督を行っている。外郭団体が出資などで関与しているという面から市の組織の一部という見方からすれば、市の事務と同程度の水準が保たれる必要があるため、財務的な面にとどまらず業務の法令等の準拠性に関するチェックも必要である。しかしながら、所管局において具体的に指導監督すべき範囲に定めはない。

一方で、不祥事が発生すれば市の財産保全が損なわれる、あるいは責任が問われるリスクは存在する。そのため、リスク回避に向け体系的組織的に対処すべきである。

次に、外郭団体がミッションに照らして適切に事業が執行されているかどうかの判断資料に乏しい面もある。事業成果や目標達成に対する評価は一定の様式に基づいた共通尺度であるべきであり、各所管局が個別に行うことは難しい。

(2) 都市経営戦略室

当室は総括的な役割を担っているが、一義的には所管局が監督責任を有していると

いう立場を取っている。また、当室は必要に応じて所管局に対して通知を発したり、職員研修を企画することはあるものの、所管局に対して一律に詳細な実地指導監督を行うことはない。これは、団体によって運営条件はまちまちであり、市の関与の度合いも異なるため一律には対処できないためである。

4. 外郭団体に対する今後の指導調整のあり方

外郭団体を巡る市の財政状況は依然厳しく、今後、補助金等のこれまで以上の財政負担増は容認できず、団体にはより健全で自立した運営を望む方向にある。そのため、市は団体に対してより効率的な運営を求めることとなる。

また、団体組織では人数が少なく、内部統制や専門的な会計・運営には限界があり、市が想定する不祥事等防止へのリスク対応手段は限られているのが現状である。

このような中で、市の有する指導監督の課題は次のような点が挙げられる。

団体を所管する市担当部局には会計基準などの専門知識がなく十分な指導、監督が行えていない面がある

所管担当者によって指導監督の質や量においてばらつきがある

問題点や工夫が共有できておらず、効率的で有効な指導監督ができていない

指導監督事務の中で重複がある

通知などの文書が発令されても結果や成果をフォローする構造組織が備わっていない

これらに対して、以下の方策が考えられる。

指導監督水準の引き上げやリスクの低減を効率的に行うためには、都市経営戦略室のような統括的部署が率先して、各所管局より現場での課題などの情報を一カ所に集中し、ノウハウを蓄積し、フィードバックする方法が有効である。

また、所管局が共有できる横断的な課題をまとめ、チェックリストやデータベースを策定することが有効ではないかと思われる。共通の課題や同一事務の比較を行うことにより事務の改善を促すことが期待できる。

参考となるチェックリストとしては平成13年4月に金融庁から出された「公益法人検査用チェックリスト」や平成16年7月の総務省による「公益法人の効率的・自主的な事業運営の在り方等に関する研究会」報告書の附属資料「立入検査検査票」などがある。

チェックリストを使用することには次のような利点がある。

チェックすべき事項の検証が網羅的に行われる。

チェック対象項目が必要な事項に限られているので効果的に実施できる。

実施者が変わっても一定水準のチェックが期待できる。

毎年度のチェックリストを集積することによりノウハウが蓄積される。

ただし、次のような欠点もある。

内容をよく理解せずに惰性でチェックするおそれがある。

適時適切に改訂されなければかえって誤ってしまう。

チェック対象団体の規模や事業内容等がさまざまである場合には非効率になる。

市の外郭団体は一樣ではないので、標準的なチェックリストをベースに各団体に適したものを作成して所管局がチェックを実施することにより、外郭団体の指導調整の責務を果たすことができるとともに、所管局として様々なノウハウも蓄積されるのではないかとと思われる。更に、都市経営戦略室ではチェックリストを一元的に管理することを通じて所管局や外郭団体を総合的に調整することが可能になり、また、所管局間や外郭団体間の相互調整にも役立つものとする。

第4．監査結果各論

1．財団法人 国際東アジア研究センター

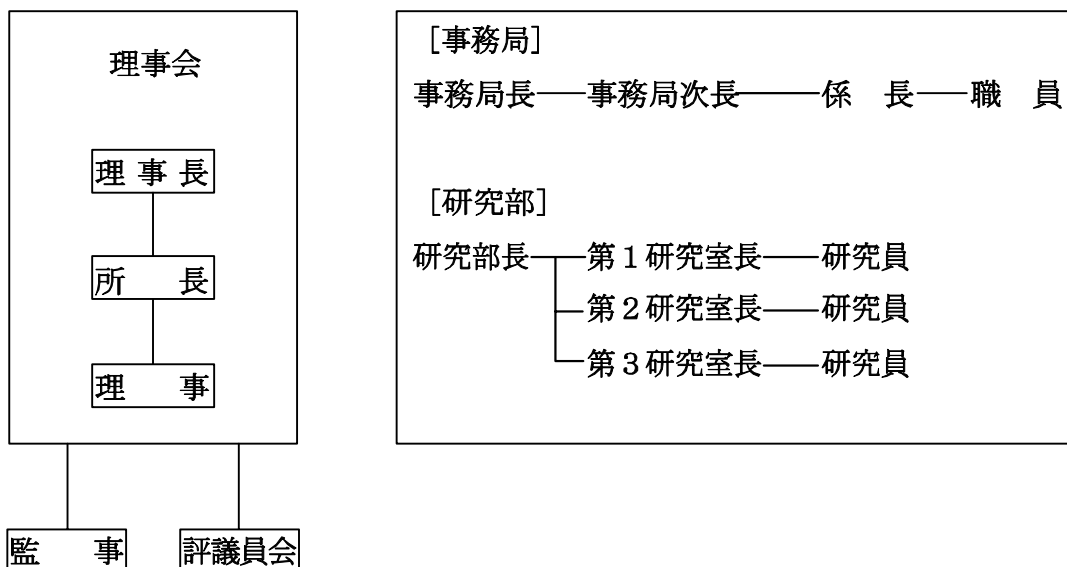
(1) (財)国際東アジア研究センターの概要（平成 21 年 4 月 1 日現在）

ア．概要

〔設 立〕 平成元年 9 月 1 日
〔所 在 地〕 北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号
〔目 的〕 東アジア地域の経済・社会に関する調査・研究を行うとともに、
国際的な学术交流を促進することにより、学術研究の発展寄与
し、国際社会に貢献することを目的とする。
〔事 業〕 (1)東アジアの経済・社会に関する調査・研究
(2)セミナー、シンポジウム、研究会等の開催
(3)広報誌及び研究報告書等の発行
(4)大学、研究機関及び地域との連携・協力
〔基 本 財 産〕 937,352 千円
＜うち市出捐額 760,352 千円（81.1％）＞
〔決 算 期〕 毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕 文部科学省
〔市 所 管〕 企画文化局国際部国際政策課
（平成 20 年度は国際室国際政策課）

イ．組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数（出向者には兼任を含む。以下の各外郭団体も同様。）

<表 外 1-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	15 人	1 人 1	-	14 人
監事	2 人	1 人 2	-	1 人
職員	20 人	3 人 3	-	17 人 4

- 1 市長。
- 2 副市長。
- 3 出向者はそれぞれ事務局次長、事務局庶務係長、職員を務めている。
- 4 人材派遣 8 名を含む。

ウ．市の関与の状況

<表 外 1-2>

（単位：千円）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	760,352	760,352	760,352
補 助 金	239,084	234,618	225,600
委 託 料	5,995	10,000	-

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 1-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

科 目	残高	科 目	残高
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	36,379	流動負債	30,057
固定資産		固定負債	23,681
基本財産	937,352	負債合計	53,738
特定資産	23,681		
その他固定資産	4,767	正味財産の部	
固定資産合計	965,800	指定正味財産	-
		一般正味財産	948,441
		正味財産合計	948,441
資産合計	1,002,180	負債及び正味財産合計	1,002,180

(イ) 収支計算書

<表 外 1-4> 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔支 出 の 部〕		〔収 入 の 部〕	
活動費支出	213,761	基本財産運用収入	14,414
事業費支出	166	会費収入	2,262
仕入支出	59	補助金等収入	225,600
管理費支出	44,360	研究活動収入	9,049
他会計への繰入金支出	-	事業収入	82
特定資産取得支出	3,243	雑収入	2,241
固定資産取得支出	-	他会計からの繰入金収入	-
		特定資産取崩収入	9,530
当期支出合計 (C)	261,591	当期収入合計 (A)	263,181
当期収支差額 (A) - (C)	1,589	前期繰越収支差額	1,732
次期繰越収支差額 (B) - (C)	3,322	収 入 合 計 (B)	264,913

(2) 企画文化局国際部国際政策課によるモニタリングの状況

ア．預金等の収納・残高管理

決算理事会が開催される前の時期（5月など）に所管局担当者が法人事務所に
出向き、通帳や残高証明書のコピーを入手している。市派遣職員が法人に所属し
ているため、収納、残高の管理モニタリングは特段、行っていないとのことであ
る。

イ．補助金

補助金の申請時において、補助金等交付要綱に基づき適切な申請となっている
か確かめる手続きを行っている。また、予算の資料に基づいて計算チェックなども
行われている。更に、精算時も予算決算の差異や流用の理由などの確認を行って
いる。ただし、申請時における人件費経費等の予算積算についての検証、精算時
における決算結果の規定準拠性の検証は特段、行われていない。

ウ．理事会等

所管局担当者は理事会、評議員会に同席し開催の状況を把握している。また、
議事録の写しを入手している。

エ．改革プランの進捗状況

平成 22 年度までに達成するべく市の関与の見直し等成果指標を掲げている。また、中期計画の策定等に基づいて地元に有益な事業展開等を図っている。平成 20 年度の取り組み結果によると、市派遣職員の削減を実現している。

(3) 監査結果

<指摘事項 外 1-1> 補助金審査における規定準拠性の検証について

財団法人国際東アジア研究センターは運営支出の 8 割強を補助金収入で賄っている。平成 20 年度の当期支出合計が 261,591 千円であるのに対し、補助金収入は 225,600 千円であった。更に、報酬や給与といった、補助金で措置される対象人件費は 152,010 千円あり補助金の大勢を占めている。

これら団体給与等事務は職員給与規程等で規定しているとおり市の基準を準用している。例えば、管理職の残業諸手当や職員の通勤手当は当該市の基準に従って当該団体から支払われている。

しかしながら、決算数値あるいは補助金精算額の内訳となる給与等の計算結果について、基準に準拠しているかという点からの事務検査は特になされていない。補助金の大勢を占める人件費のチェックは、補助金審査において、特に重要であり、中でも規定に従った支給がなされているか、あるいは当該団体が準拠性テストを行っているか、所管局の補助金精算事務の一業務として確かめる必要がある。金額的重要性を加味しながら有効かつ効率的な審査事務をされたい。

<指摘事項 外 1-2> 預金、有価証券等有価物の期末実査について

平成 21 年 3 月末における当該団体の預金、有価証券等有価物の残高は 937,352 千円であった。所管局によって会計帳簿と銀行残高証明や証券等の写しとの照合がなされているものの、現物との実査照合が行われていない。

派遣職員でなく所管局の担当者が、決算などの適当な時期に定期的に有価物の現物実査を行い、当該団体の管理担当者の事務に対する牽制を行う必要がある。

また、実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。

(4) 監査意見

<監査意見 外 1-1> 補助金審査記録について

補助金の精算について決裁を行う際に審査を行っている。しかしながら、何が審査されたか結果に関する記録がない。例えば、要綱準拠性の検証や記載金額の

正確性というような審査項目が考えられるので、一定の審査事項を事前に特定し審査結果を文書に記録することが望ましい。

この場合、これらの一定の重要な審査項目については、審査における網羅性や審査の質を高水準に保つためにも、チェックリストにして記録することが良いのではないかと考える。

なお、この意見は当該団体とその所管局に限らず外郭団体への補助金事務全般に関わるものと思われるが、当該団体の監査の過程で検出されたものであるので記載に留めたい。

< 監査意見 外 1-2 > 決算指導監督内容の記録について

所管局による決算指導監督において、その方針や結果を記録文書化していない。所管局の担当者が異動等により替わってもその内容が変わらず、ノウハウを蓄積するためにも指導監督の内容を記録文書化することが望ましい。

例えば、実施すべき指導監督をチェックリストとして整備し、定期的に更新、運用することが考えられる。

< 監査意見 外 1-3 > 中期計画について

市外郭団体の改革プランに記載されている当該財団の成果指標は次のとおりである。

地元に有益な中期計画の達成度
受託事業等の拡充（平成 22 年度までに収入比率を 10%にする。）
市の関与の見直し
市補助金の削減 ▲ 57 百万円（平成 22 年度まで）
市派遣職員の削減 ▲ 2 人（平成 22 年度まで）

市の関与を見直し、市の財政的負担を低減させようという取り組みは困難であるが不可欠である。所管局でも当該団体と協議しながら事業全体及び事務を見直す等により職員の削減を目指しているとのことである。平成 20 年度において、成果指標どおり、市派遣職員の削減を実現させている。

しかしながら、補助金及び市派遣職員の削減にともなって中期計画で掲げる事業内容が充実できないというジレンマも同時に起こるはずである。

したがって、計画したい事業内容において、何を我慢して何を実施するのか優先度の選別をより明確にすることが望ましい。所管局においても市の関与を見直すことに伴う当該団体の事業内容の推移に対して、行動項目の列挙や目標数値の設定等により具体的な成果達成のモニタリングを行うことが望ましい。

また、受託事業の収入比率の目標達成についても同様に、具体的な行動項目を掲げることが時機を逃さない監督に繋がるものと思われる。なぜなら、単純に数値目標を掲げることだけでは達成可能性を向上させることにはならないからである。つまり、根拠としての材料があり初めて、数値目標が達成可能であると評価できるものである。

なお、この意見は当該団体とその所管局に限らず外郭団体への補助金事務全般に関わるものと思われるが、当該団体の監査の過程で検出されたものであるので記載に留めたい。

2. 財団法人 北九州国際交流協会

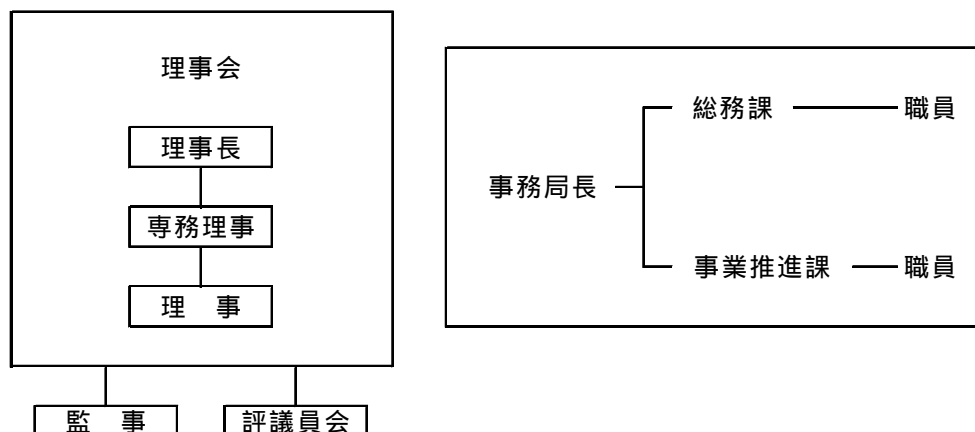
(1) (財)北九州国際交流協会の概要（平成 21 年 4 月 1 日現在）

ア. 概要

〔設 立〕	平成 2 年 8 月 1 日
〔所 在 地〕	北九州市八幡東区平野 1 丁目 1 番 1 号
〔目 的〕	北九州市及び周辺地域において、この地域の歴史、文化、その他の特性を生かし、市民が主体となった幅広い国際交流を推進することにより、相互理解と友好親善を深め、国際平和に貢献することを目的とする。 国際化社会に対応するため、人材育成による相互理解を促進し、利用者のニーズに対応した情報サービス機能の充実や市民交流を推進することにより、地域社会の更なる国際化の伸展を目指している。
〔事 業〕	(1)国際交流事業に関する計画の立案及び実施 (2)国際交流に関する講演、研修、催し等の実施 (3)国際交流に関する調査、研究及び広報 (4)国際交流団体との連絡調整及び活動の振興 (5)その他、協会の目的を達成するために必要な事業
〔基 本 財 産〕	300,000 千円 ＜うち市出捐額 300,000 千円（100.0％）＞
〔決 算 期〕	毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕	福岡県
〔市 所 管〕	企画文化局国際部国際政策課 (平成 20 年度は国際室国際交流課)

イ. 組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 2-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	19 人	-	2 人	17 人
監事	2 人	1 人	-	1 人
職員	11 人 ¹	3 人 ²	1 人	7 人

1 職員の平均年齢は 43 才である。

2 出向者はそれぞれ事務局長、事業推進課長、事業推進課職員を務めている。

ウ．市の関与の状況

<表 外 2-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	300,000	300,000	300,000
補 助 金	71,295	66,899	61,641
委 託 料	108,165	108,310	106,616

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 2-3>		平成 21 年 3 月 31 日現在 (単位：千円)	
科 目	残高	科 目	残高
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	43,379	流動負債	41,214
固定資産		固定負債	-
基本財産	300,000	負債合計	41,214
特定資産	57,704		
その他固定資産	3,501	正味財産の部	
固定資産合計	361,205	指定正味財産	-
		一般正味財産	363,369
		正味財産合計	363,369
資産合計	404,584	負債及び正味財産合計	404,584

(1) 収支計算書

<表 外 2-4> 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔支 出 の 部〕		〔収 入 の 部〕	
事業費支出	37,360	基本財産運用収入	4,703
管理費支出	34,563	特定財産運用収入	951
受託事業費支出	106,616	会費収入	698
		補助金等収入	170,759
		寄付金収入	491
		雑収入	601
事業活動支出合計 (C)	178,540	事業活動収入合計(A)	178,205
当期収支差額 (A) - (C)	▲ 335	投資活動収支差額	1,224
		財務活動収支差額	-
		前期繰越収支差額	1,275
次期繰越収支差額(B) - (C)	2,164	収 入 合 計 (B)	180,705

(2) 企画文化局国際部国際政策課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受としては、駐車場・貸会議室の利用料の徴収があるが当該団体の収入ではなく、市に代行して徴収しているものである。

収入金は翌日に市の口座に振り込まれることになっている。日々の収納額を原始証憑と突合できる仕組みはあるが、所管局によるチェックはなされていない。

平成 21 年 3 月末の現金、預金、有価証券類の残高は次のとおりである。

<表 外 2-5>

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
(流動資産)			
現金預金	15,467	23,042	38,509
(基本財産)			
定期預金	1,585	-	1,585
投資有価証券	298,414	-	298,414
(特定資産)			
基金積立資産	7,704	-	7,704
投資有価証券	50,000	-	50,000

現金については、市からの出向者である事務局長が実査を行っているが、所管局では実施していない。

預金、有価証券については4月上旬の所管局による監査時に通帳、証券との照合を行っている。ただし、預金残高証明書は当該団体、所管局ともに入手していない。

イ．有形固定資産管理

平成21年3月末の有形固定資産の残高は次のとおりである。

<表 外2-6>

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
車両運搬具	112	-	112
什器備品	195	-	195

取得価額20万円以上のものについては固定資産台帳、取得価額1万円以上のものについては備品台帳が整備されている。所管局による台帳と現物との照合がなされているが、抜き取りによるチェックであるので、全品目について一斉に行うか、あるいは例えば一年で全品目を照合するよう計画的、循環的な照合を行うことが望ましい。

ウ．補助金

平成20年度の市からの補助金は61,641,503円であった。

所管局では申請書の内容を毎年度吟味し、市の規定に基づき支給している。

また、補助金の額と実績との間で異常な差異が発生した場合は、そのつど理由を確認している。

エ．外部委託

外部委託については、市のガイドライン(契約室が定めた指針)にしたがって行われている。

オ．理事会等

<表 外2-7>は、平成18年度から20年度までの3年間に開催された計6回の理事会について、各理事の出席状況をまとめたものである。19名の理事の内1名についてはすべて委任状を提出していた。

<表 外 2-7> 理事会出席状況表

(単位:名)

	理事総数	出席理事数	本人出席	委任状提出	欠席
平成 18 年度 第 1 回	20	20	11	9	-
平成 18 年度 第 2 回	20	19	12	7	1
平成 19 年度 第 1 回	20	20	10	10	-
平成 19 年度 第 2 回	20	20	12	8	-
平成 20 年度 第 1 回	19	19	11	8	-
平成 20 年度 第 2 回	19	19	11	8	-

カ．決算関連

(ア) 決算について

市からの出向者である事務局長が最終的な確認を行っているが、所管局による指導等は行われていない。

(イ) 監事の監査報告について

平成 18、19、20 年度いずれも会計年度終了後 2 ヶ月以内に報告がされている。
なお、会計監査の結果に基づく意見のみが記載されている。

(ウ) 事業評価について

補助金の対象となる事業については、利用者を対象としたアンケート調査を行っており、その結果に基づき、翌年度のセミナーやイベントを計画している。平成 20 年度は 26 事業のうち、16 事業についてアンケートを行ったほか、2 事業についてはヒアリングを行っている。

キ．情報開示

9 月議会による承認後、決算に関する情報をホームページで速やかに開示するよう、指導している。

平成 21 年 11 月 1 日現在開示している情報は次のとおりである。

- ・平成 20 年度事業報告書
- ・平成 20 年度決算報告書
- ・平成 21 年度事業計画書
- ・平成 21 年度収支予算書

ク．改革プランの進捗状況

「外郭団体見直し調査票」を確認した。

改革プランで提示された成果指標について、現時点の進捗状況は概ね順調であると言える。

(3) 監査結果

<指摘事項 外 2-1> 現金実査等について

所管局では 4 月上旬に財団法人北九州国際交流協会に対し実地監査を行い、実施した監査の概要、発見された問題点の概要等を記載した「監査等実施報告書」を作成している。

ただし、所管局の監査では、現金の実査がなされていないので、実施することが必要である。例えば当該団体では実査を行っているので、それに立会うことが考えられる。

また、預金に関し金融機関の残高証明書が入手されていないので、当該団体に入手させるか、場合によっては所管局が直接入手することも検討する必要がある。

<指摘事項 外 2-2> 理事の変更登記について

平成 20 年度において、理事の変更登記が 2 週間以内になされていないケースがあった。寄付行為第 17 条第 6 項には、「理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。」と規定されている。所管局の指導が必要である。

(4) 監査意見

<監査意見 外 2-1> 理事会の運営について

19 名の理事の内 1 名については平成 18、19、20 年度に開催された合計 6 回の理事会にすべて委任状を提出している。理事会開催日の調整や、現実的に出席することが期待できる人選などについて、当該団体との協議が望まれる。

<監査意見 外 2-2> 監事の業務監査結果報告について

寄付行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

寄付行為抜粋

（職務）

第 18 条

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は福岡県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

3. 北九州市土地開発公社

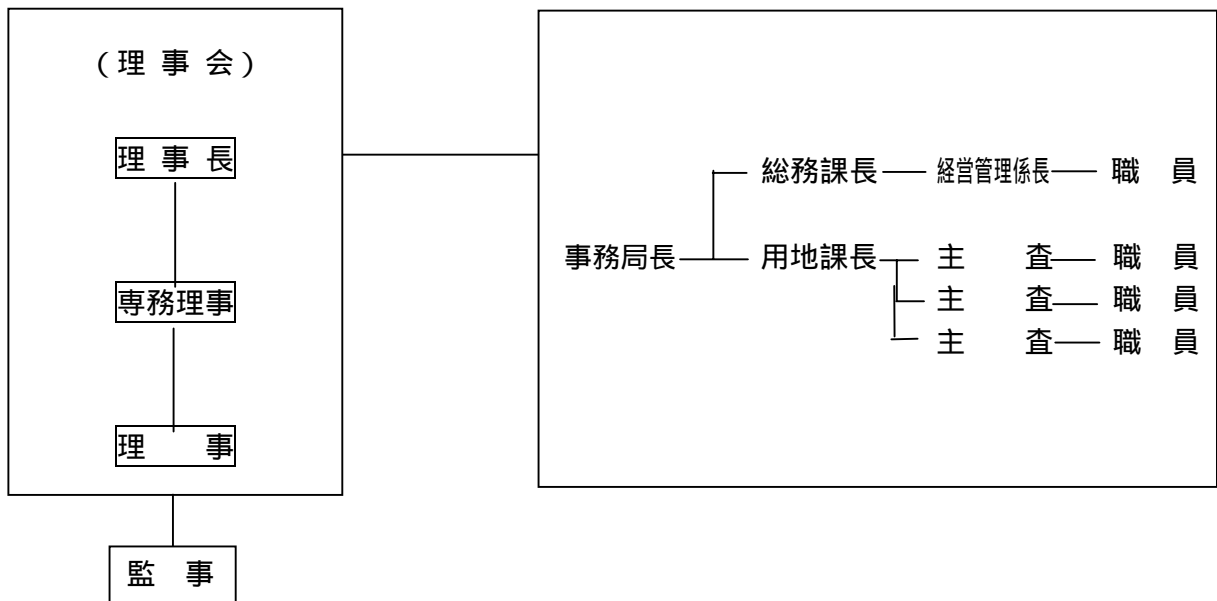
(1) 北九州市土地開発公社の概要

ア. 概要

〔設 立〕 昭和 48 年 4 月 2 日
〔所 在 地〕 北九州市小倉南区若園 5 丁目 1 番 2 号
〔目 的〕 公共用地、公有用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、
地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること
〔事 業〕 公共用地等の先行取得事業、用地取得斡旋事業、工業団地等の分
譲
〔基 本 財 産〕 30,000 千円
＜うち市出資額 30,000 千円（100.0%）＞
〔決 算 期〕 毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕 総務省・国土交通省
〔市 所 管〕 財政局財務部財産活用推進課

イ. 法人の組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 3-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	6 人	5 人 1	1 人	-
監事	2 人	1 人	-	1 人
職員	14 人 2	6 人 3	4 人	4 人

- 1 所管局である財政局長を含む。
- 2 職員の平均年齢 55 才である。
- 3 出向者はそれぞれ総務課長、経営管理係長、総務課及び用地課職員を務めている。

ウ．市の関与の状況

<表 外 3-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 資 金 の 状 況	30,000	30,000	30,000
委 託 料	74,385	71,337	37,506
貸 付 金 残 高	3,839,421	2,759,629	2,759,629
債務保証契約に係る債務残高	34,494,158	26,139,062	17,678,933

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 3-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

科 目	残 高	科 目	残 高
資産の部		負債の部	
1 流動資産		3 流動負債	2,779,181
公有用地	17,441,780		
その他流動資産	8,285,558	4 固定負債	18,565,984
流動資産合計	25,727,338	負債合計	21,345,166
		資本の部	
2 固定資産	1,813,285	5 資本金	30,000
		6 準備金	6,165,457
		資本合計	6,195,457
資産合計	27,540,623	負債資本合計	27,540,623

(1) 損益計算書

<表 外3-4>

自平成20年4月1日至平成21年3月31日（単位:千円）

科 目	金 額
1 事業収益	6,370,037
2 事業原価	6,335,811
事業総利益	34,225
3 販売費及び一般管理費	154,125
事業損失	119,899
4 事業外収益	41,915
5 事業外費用	6,123
経常損失	84,107
6 特別損失	208
当期純損失	84,316

(2) 財政局財務部財産活用推進課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

北九州市土地開発公社では、基本的に現金は取り扱っていないが、20億円程度の預金が残高としてある。これに対し、所管局としては市の派遣職員が管理を担当しているため、期末時点での実査等の特段のモニタリングは不要としている立場を取っている。

イ．有形固定資産管理

一定の公社規定に基づいて管理がなされている。所管局としては、台帳の閲覧や記録間の整合性の検証等といった資産管理状況の確認は特に行っていない。なお、流動資産に含まれる土地は毎年、決算時に期末残高の状況の確認をおこなっている。

ウ．債権管理

債権はすべて市に対するものである。滞留もないため、所管局は特に管理モニタリングが必要という認識にはない。

エ．外部委託

所管局は市としては監査委員監査の定期監査の範囲内で検証を行うという立場を取っている。

オ．理事会等

議事録による限り、理事、監事の多くは市の局長級の役職者であり出席し機能している。所管局に属する役職者も複数名含まれている。

カ．決算関連

年度決算は当該団体の基準、規定に基づいてなされており、所管局は決算方針等について特段、関与していない。所管局は、当該団体からの決算についての説明を理事会開催の前に受けている。

キ．情報開示

現在、ホームページでは経営成績・財産状況というタイトルで概括的な決算数値が平成 17 年度から平成 19 年度までの推移形式で開示されている。市民に向けた事業についての情報開示はそれほどない。所管局としては、特段、指導や監督は行っていない。

ク．改革プランの進捗状況

平成 17 年度に取りまとめられており、金利負担の大きい資産の縮減等に取り組んでいる。所管局としては毎年度進捗状況の管理を行っている。

(3) 監査結果

<指摘事項 外 3-1> 預金等の期末実査について

平成 21 年 3 月末における北九州市土地開発公社の預金の残高は 20 億円強であった。多額の預金を保有しているが、所管局による、会計帳簿と通帳や証券との実査照合は行われていない。確かに当該団体には市からの派遣職員が管理事務に従事しているが、外部としての所管局による監督が必要である。

決算などの適当な時期に定期的に有価物現物の実査を所管局の担当者が行い、法人の管理担当者の事務に対する牽制を行う必要がある。

また、実査の実施に当たっては、元本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。

なお、これに関連して指導・監督の観点から、当該団体の預金管理における内部統制についても所管局が定期的に整備運用状況を確認する必要もある。

(4) 監査意見

<監査意見 外 3-1> 指導、監督のあり方について

北九州市土地開発公社の所管局による指導、監督について、現状を踏まえ望ましい組織体制や業務のあり方等について検討されたい。

ア．現状

所管局は市が土地の買い戻しを行う場合の取りまとめ連絡窓口としての機能をもっている。予算は所管局が持っているわけではなく、土地を必要としている各局が有している。

一方、従来、所管局は当該団体の指導、監督への関与が限定的であった。例えば、決算では多額の（長期性）預金があるが、所管局ではその内訳を把握できていない。実質的に期末残高について監査、牽制の機能はない状況にある。

これは、ひとつには市の一機関と同様に多くの派遣職員が当該団体に在籍をしていること、更に監査委員監査により当該団体が定期監査を受けていることからである。

しかしながら、当該団体は市とは別の機関であり、派遣職員が事務にあたっているといえども外部の立場から牽制機能が必要な場合もある。

イ．今後の指導監督のあり方

設立当初からの協定（昭和 48 年取り交わし）によれば、重要な事項について市に事前承認を得ること、その他の事項についても協議することとなっており、所管局がより積極的に監督することが望ましい。

また、財務部長が当該団体の監事を兼務しており、当該団体の理事の一人には財政局長が就任している。その意味では、所管局が指導監督体制を構築していくことが望ましい。

現在、所管局で当該団体の連絡窓口を行っているのは 2 名である。決算理事会前に所管局（財務部長の部下職員）が監事（財務部長）の監査前に決算事務の確認、指導作業を行う予定であるとのことである。当初、想定している事務は現状、帳票の確認、口座の確認ということである。ただし、具体的な手続や時期は引き続き検討中との状況にある。

実際は監査委員、監査事務局の定期監査も決算を対象に行われており、確かに監査という点で重複する面もあるが、2 年に一回であることと、平成 20 年度の場合は 8 月であったことなどから、所管局が決算作業時に監査に準じた指導監督手続を行うべきと思われる。

また、これとは別に所管局では年 2 回程度の経理事務の指導監督を検討している。

これらについては本報告書の総論で記載しているようなチェックリストを想

定してよいと考える。これらの外部チェックによって不祥事を未然に防ぐことで通知に沿った効果が期待できる。また、リストが作成され指導監督業務の結果が文書化されれば、定期的にリストが見直され所管局での教育、ノウハウが蓄積されること、組織的な対応により牽制、役割分担、責任の明確化が実現できる。

4. 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

(1) (社福)北九州市福祉事業団の概要

ア. 概要

〔設 立〕 昭和 40 年 11 月 8 日
 〔所 在 地〕 北九州市八幡東区中央 2 丁目 1 番 1 号
 〔目 的〕 北九州市が設置した各種社会福祉施設の委託を受けて、これを管理運営するほか、市と一体となって北九州市社会福祉事業の推進を図り、公立民営の特色と長所を生かしながら、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること。
 〔事 業〕 北九州市が設置した各種社会福祉施設（13 種 60 施設）及び事業団立保育所（15 施設）の運営管理等
 〔基 本 財 産〕 10,000 千円
 ＜うち市出捐額 10,000 千円（100.0%）＞
 〔決 算 期〕 毎年 3 月 31 日
 〔主 務 官 庁〕 北九州市
 〔市 所 管〕 保健福祉局総務部総務課

イ. 法人の組織

(ア) 機構図

次ページに＜図 外 4-1＞として掲載した。

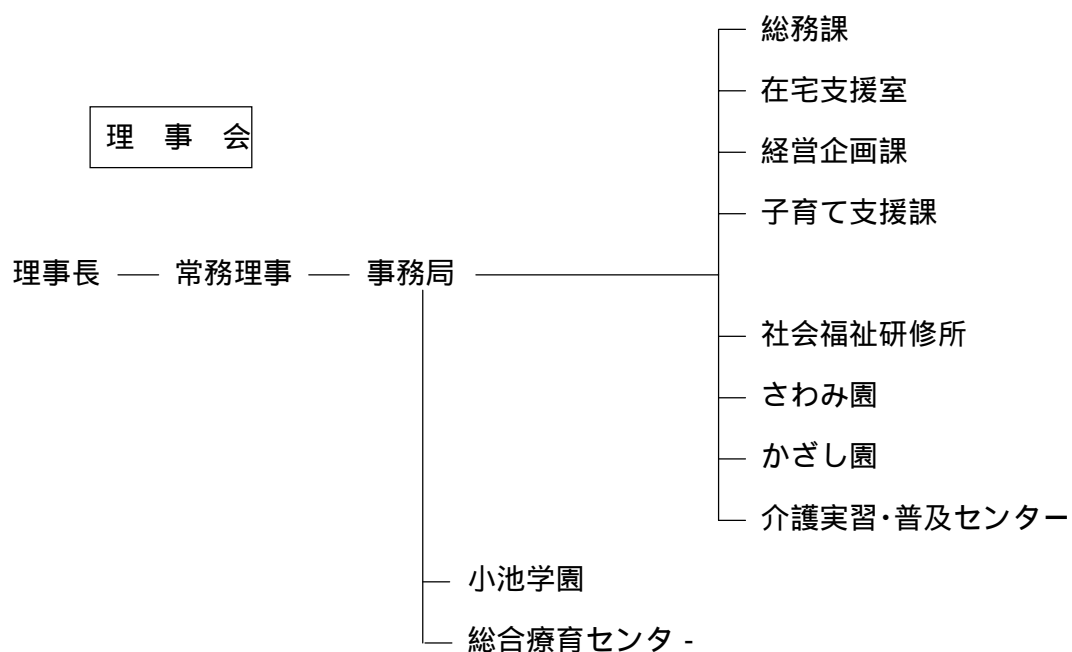
(イ) 役職員数

＜表 外 4-1＞

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	15 人	3 人 1	1 人	11 人
監事	2 人	2 人	-	-
職員	406 人 2	4 人 3	-	402 人

- 1 所管局である保健福祉局の局長を含む。
- 2 職員の平均年齢は 45 才である。
- 3 出向者はそれぞれ事務局長、総務課長、総務課人事係長、社会福祉研修所係長を務めている。

<図 外 4-1> (社福)北九州市福祉事業団の機構図



<事業団が管理運営を行っている施設の内訳>

- ・ 障害児施設（5 種 7 施設）
- ・ 知的障害者更生施設（1 施設）
- ・ 老人福祉施設（2 種 4 施設）
- ・ 保育所（16 施設）
- ・ 児童厚生施設（44 施設）
- ・ 障害者体育施設（1 施設）
- ・ 介護実習・普及センター（1 施設）
- ・ レインボープラザ（1 施設）

ウ．市の関与の状況

<表 外 4-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	10,000	10,000	10,000
補 助 金	2,390,136	1,229,903	1,109,285
委 託 料	2,539,179	2,316,796	2,558,061
貸 付 金 残 高	239,000	239,000	-

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(7) 貸借対照表

<表 外 4-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

科 目	残高	科 目	残高
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,607,603	流動負債	672,963
固定資産		固定負債	1,217,231
基本財産	652,639	負債合計	1,890,194
特定資産			
その他固定資産	2,361,473	正味財産の部	
固定資産合計	3,014,112	指定正味財産	-
		一般正味財産	2,731,521
		正味財産合計	2,731,521
資産合計	4,621,715	負債及び正味財産合計	4,621,715

(イ) 収支計算書

<表 外 4-4>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日 (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔支 出 の 部〕		〔収 入 の 部〕	
人件費支出	5,645,471	介護保険収入	454,511
事務費支出	509,387	自立支援費等収入	1,156,428
事業費支出	754,347	措置費収入	80,855
経理区分間繰入金支出	896,186	運営費収入	1,553,371
		私的契約利用料収入	169,657
		医療収入	1,035,570
		補助事業等収入	68,218
		経常経費補助金収入	3,478,911
		寄附金収入	5,366
		雑収入	79,084
		受取利息配当金収入	-
		会計単位間繰入金収入	2,311
		経理区分間繰入金収入	896,186
経常活動支出合計 (C)	7,805,392	経常活動収入合計 (A)	8,980,474
		施設整備等資金収支差額	▲ 112,021
		財務活動収支差額	▲ 925,441
		福祉用具研究・開発事業収支差額	139
		社会福祉施設従事者等研修事業収支差額	8,031
		福利厚生事業収支差額	894
		レインボープラザ収支差額	▲ 20,767
経常活動収支差額(A)-(C)	1,175,081	前期末支払資金残高	808,723
次期繰越収支差額(B)-(C)	934,639	収 入 合 計 (B)	8,740,032

(2) 保健福祉局総務部総務課によるモニタリングの状況

事業団全体を管轄しているのは保健福祉局であるが、施設ごとに担当の局が分かれており、子ども家庭局や教育委員会が担当している施設もある。しかし、事業団を指導、監督する立場にあるのは保健福祉局であるので、ここでは保健福祉局を対象とした調査、ヒアリングを行った。

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受としては保育費や施設利用料等の徴収があるが、これらは事

業団の収入であり、市に代わって収受しているものはない。原始証憑との突合については、年に1回、決算時にサンプリングして行っている。

預金残高については、銀行の残高証明書の現物で確認し、そのコピーを保存している。

平成 21 年 3 月末の現金、預金の残高は次のとおりである。

< 表 外 4-5 >

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
(流動資産)			
現金預金	585,008	102,444	687,452
(基本財産)			
定期預金	10,000	-	10,000
(固定資産)			
積立預金	1,664,720	-	1,664,720

イ．有形固定資産管理

平成 21 年 3 月末の有形固定資産の残高は次のとおりである。

< 表 外 4-6 >

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
建物	11,135	1,142	12,277
構築物	5,298	-	5,298
機械及び装置	951	-	951
車両運搬具	5,677	40	5,718
器具及び備品	76,170	2,114	78,284

取得価額 20 万円以上のものについては固定資産台帳がある。取得価額 1 万円以上のものについては備品台帳を作成することが経理規程で規定されている。

市からの出向職員（事務局長、総務課長）がいるが、施設により所管局が分かれていること、及び施設の数が非常に多いことにより、各施設の備品管理までは目が行き届かないのが現状である。

ウ．債権管理

総合療育センターで発生した診療費に係る債権については、平成 18 年 1 月の社団法人全国自治体病院協議会による「公立病院の診療に関する債権の消滅時効について」という事務連絡に基づき、債権発生から 3 年後に不納欠損処理を行っている。

なお、平成 20 年度の不納欠損額は 667,068 円で、内 615,708 円が診療報酬の査定減等であり実質的な不納欠損額は 51,360 円であった。

エ．補助金

平成 20 年度の市からの補助金は 1,109,285 千円であった。

所管局では申請書の内容を毎年度吟味し、市の規定に基づき支給している。

オ．外部委託

所管局では、委託先に対し「業務委託仕様書一覧表」の提出を求め、業務の内容について協議を行ったうえで業務を委託している。

市のガイドライン（契約室が定めた指針）にしたがって発注するよう、通知を出している。

カ．理事会等

この表は、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間に開催された計 12 回の理事会について、各理事の出席状況をまとめたものである。

< 表 外 4-7 > 理事会出席状況表 (単位：名)

	理事総数	出席理事数	本人出席	委任状提出	欠席
平成 18 年度 第 1 回	15	15	10	5	-
平成 18 年度 第 2 回	15	15	10	5	-
平成 18 年度 第 3 回	15	15	13	2	-
平成 19 年度 第 1 回	15	11	3	8	4
平成 19 年度 第 2 回	15	15	11	4	-
平成 19 年度 第 3 回	15	15	5	10	-
平成 19 年度 第 4 回	15	15	11	4	-
平成 19 年度 第 5 回	15	15	11	4	-
平成 20 年度 第 1 回	15	15	10	5	-
平成 20 年度 第 2 回	15	15	11	4	-
平成 20 年度 第 3 回	15	15	13	2	-
平成 20 年度 第 4 回	15	15	9	6	-

キ．決算関連

(ア) 決算について

所管局による指導等が行われていないが、市からの出向職員（事務局長、総務課長）が当該団体全体の決算業務に従事しているため、所管局としては市が直接管理しているのと同様であると考えている。

各施設の経理業務については「社会福祉法人会計基準」に従っているはずだが、特に指導や確認はしていない。

(イ) 監事の監査報告について

平成 18、19、20 年度いずれも会計年度終了後 2 ヶ月以内に報告がされている。

(ウ) 事業評価について

指定管理者制度を導入している施設ごとに、「指定管理者の管理運営に対する評価シート」を作成し、評価している。

ク．情報開示

所管局は、「北九州市ホームページ等管理運用指針」を事業団に通知し、適正なホームページを作成し公開するよう依頼している。具体的な開示内容や開示の時期についての指導は特に行っていない。

平成 21 年 11 月 1 日現在開示している情報は次のとおりである。

- ・平成 20 年度事業活動・資金収支計算書
- ・平成 20 年度貸借対照表

ケ．改革プランの進捗状況

次の書類を確認した。

- ・指定管理者の管理運営に対する評価シート
- ・外郭団体見直し調査票

改革プランで提示された成果指標について、現時点の進捗状況は概ね順調であると言える。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

< 監査意見 外 4-1 > 預金等有価物の期末実査について

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、平成 21 年 3 月末において、合計 2,362,272 千円の預金を保有している。

当該団体の所管局の担当は、期末での現金、預金や有価証券の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。

実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡（マークなど）を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。

< 監査意見 外 4-2 > 通知や依頼の実行確認について

施設により所管局が分かれていること、及び施設の数が非常に多いことにより、備品管理、秘密保持、情報公開等について通知や依頼を出すだけで、指示通りに業務が行われているかどうかの確認が不十分であった。出向職員がいるので管理はできているとの説明を受けたが、出向職員も当該団体の職員であるので、別途所管局のモニタリングが必要である。各施設の管理者から実行したという報告書を上げてもらい、時には抜き打ちでチェックすることが望ましい。

５．財団法人 北九州勤労青少年福祉公社

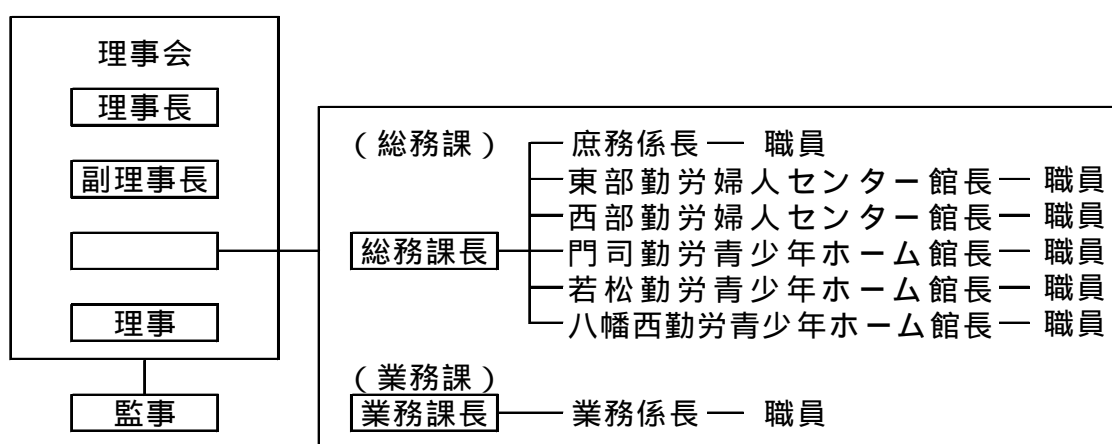
(1) (財)北九州勤労青少年福祉公社の概要（平成 21 年 4 月 1 日現在）

ア．概要

〔設 立〕	昭和 57 年 7 月 27 日
〔所 在 地〕	北九州市小倉北区井堀五丁目 1 番 3 号
〔目 的〕	勤労青少年を中心とする勤労者福祉対策を強力に推進するとともに、広く勤労者一般及び地域住民に教養の向上、健康の増進、レクリエーション等のための便宜を総合的に提供し、より豊かな生活を送れるようにするものである。
〔事 業〕	以下の施設の管理運営に関する事業 (1)福岡県立北九州勤労青少年文化センター（通称「北九州パレス」） (2)北九州市立勤労婦人センター（2 施設） (3)北九州市立勤労青少年ホーム（3 施設）
〔基 本 財 産〕	10,000 千円 <うち市出捐額 5,100 千円（51.0％）>
〔決 算 期〕	毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕	福岡県
〔市 所 管〕	保健福祉局総務部総務課

イ．組織

(ア) 機構図



北九州勤労青少年文化センター館長（兼総務課長）

(イ) 役職員数

<表 外 5-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	13 人	4 人 ¹	-	9 人
監事	2 人	1 人	-	1 人
職員	33 人 ²	-	1 人	32 人

1 所管局である保健福祉局局长を含む。

2 職員の平均年齢は 47 才である。

ウ．市の関与の状況

<表 外 5-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	5,100	5,100	5,100
補 助 金 ¹	69,949	70,975	71,695
委 託 料	153,482	153,386	154,616

1 県が所管している施設（北九州パレス）に係る委託料として県が当該団体に支払った金額の 2 分の 1 を、市から県に支払ったものである。名目は補助金となっているが、実質的には委託料である。

この委託料の負担については、昭和 57 年 4 月 20 日付けの覚書、及び昭和 60 年 12 月 9 日付けの合意書により、福岡県と北九州市との間で合意がなされている。

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(7) 貸借対照表

<表 外 5-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在(単位:千円)

科 目	残高	科 目	残高
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	85,349	流動負債	42,929
固定資産		固定負債	-
基本財産	10,000	負債合計	42,929
投資有価証券	11,000		
その他固定資産	-	正味財産の部	
固定資産合計	21,000	基本金	10,000
		その他	53,420
		正味財産合計	63,420
資産合計	106,349	負債及び正味財産合計	106,349

(1) 収支計算書

<表 外 5-4>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔支 出 の 部〕		〔収 入 の 部〕	
事業費支出	292,896	基本財産運用収入	60
管理費支出	42,898	指定管理事業委託料収入	281,713
		退職給与負担金収入	10,387
		利用料金収入	3,890
		主催事業収入	45,776
		助成金収入	595
		その他収入	1,750
		事業活動収入合計 (A)	344,174
		投資活動収支差額	140
事業活動支出合計 (C)	335,795	財務活動収支差額	-
事業活動収支差額 (A) - (C)	8,378	前期繰越収支差額	33,901
次期繰越収支差額 (B) - (C)	42,420	収 入 合 計 (B)	378,216

(2) 保健福祉局総務部総務課によるモニタリングの状況

当該団体全体を管轄しているのは保健福祉局であるが、施設ごとに担当の局が分かれており、婦人センターについては子ども家庭局が担当している。しかし、当該団体を指導、監督する立場にあるのは保健福祉局であるので、ここでは保健福祉局を対象とした調査、ヒアリングを行った。

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受としては、婦人センター使用料の徴収がある。これは当該団体の収入ではなく、市に代行して徴収しているものである。

婦人センターの所管局である子ども家庭局男女共同参画推進部では、センターの使用料及び使用実績の報告書を月次で入手し、入金の確認を行っている。また年に3回、現地でモニタリング調査を行い、原始証憑との突合を行っている。

平成21年3月末の現金、預金、有価証券類の残高は次のとおりである。

<表 外5-5>

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
(流動資産)			
現金	762	-	762
普通預金	72,326	-	72,326
(基本財産)			
定期預金	10,000	-	10,000
(固定資産)			
投資有価証券	11,000	-	11,000

現金や有価証券の実査、預金の金融機関残高証明書との照合については、北九州勤労青少年文化センターの担当者(市のOB)が行っており、監事監査においても同様の手続を実施している。但し市の所管局では直接上記の手続を行ったり報告を受けてはいない。

イ．有形固定資産管理

資産計上されている有形固定資産はない。

取得価額20万円以上のものについては固定資産台帳、取得価額1万円以上のものについては備品台帳が整備されている。台帳と現物との照合については北九州勤労青少年文化センターの担当者(市のOB)が行っている。但し市の所管局では直接上記の手続を行ったり報告を受けてはいない。

ウ．補助金

設立当時、県との間で締結した「覚書」により、県が所管している施設（北九州パレス）に係る委託料として県が当該団体に支払った金額の2分の1を、市から県に支払っている。名目は補助金となっているが、実質的には委託料である。

エ．外部委託

外部委託契約については市のガイドライン（契約室が定めた指針）にしたがって発注している。OB職員が行っているので、基本的には市と同様の手続である。

オ．理事会等

この表は、平成18年度から20年度までの3年間に開催された計6回の理事会について、各理事の出席状況をまとめたものである。

<表 外5-6> 理事会出席状況表 (単位:名)

	理事総数	出席理事数	本人出席	委任状提出	欠席
平成18年度 第1回	14	14	10	4	-
平成18年度 第2回	14	13	8	5	1
平成19年度 第1回	14	14	7	7	-
平成19年度 第2回	14	14	10	4	-
平成20年度 第1回	14	14	8	6	-
平成20年度 第2回	14	14	10	4	-

カ．決算関連

(ア) 決算について

決算については、副市長が理事長、保健福祉局長が理事に就任している理事会で決算承認を行っている。また、市職員が監事を兼務し監事監査を行っている。このほかに、担当課長がオブザーバーとして参加し、予算決算に係る報告を受けている。

(イ) 監事の監査報告について

平成18、19、20年度いずれも会計年度終了後2ヶ月以内に報告がされている。

(ウ) 事業評価について

講座受講者や施設利用者を対象としたアンケートを行い満足度調査をするとともに、苦情や要望には迅速に対応している。

キ．情報開示

所管局は情報開示に関する指導は行っていない。

平成 21 年 11 月 1 日現在開示している情報は次のとおりである。

- ・平成 20 年度 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録
- ・平成 21 年度 事業計画書、収支予算書

ク．改革プランの進捗状況

平成 22 年度末にて廃止することが予定されているため、成果指標は設定されていない。

(3) 監査結果

監査の結果、合規性の観点から問題とすべき点はない。

(4) 監査意見

＜監査意見 外 5-1＞ 北九州勤労青少年福祉公社に対する市の関与について
財団法人北九州勤労青少年福祉公社は市の外郭団体であり、市が 51%を出捐している。しかし、当該団体の一つの重要な要素である福岡県立北九州勤労青少年センター（北九州パレス）は、土地建物ともに県の所有であるため、その運営については県の管轄である。このため、現預金の管理面等に対する市の関与の在り方に、不十分な点が見られた。

福岡県と北九州市との間で交わされた覚書等を閲覧したが、費用の分担に関して規定しているのみであり、管理運営の実務や責任の範囲に関する記述は見当たらなかった。しかし当該団体の出資割合を見ると、市が 51%、県が 49%である。また、市は平成 20 年度において、委託料と補助金（負担金）を合計すると約 2 億 1800 万円を支出しており、これは県の負担額の約 3 倍にあたる。

これらの点を考慮すると、法人事務の監督、モニタリングという面において、より主体的に管理監督に関与することが望ましい

既に当該団体は、平成 22 年度末の廃止が決定されているが、その清算事務に当たっても、従来より主体的に関与し市民への説明義務を全うすることを期待したい。

6. 財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム

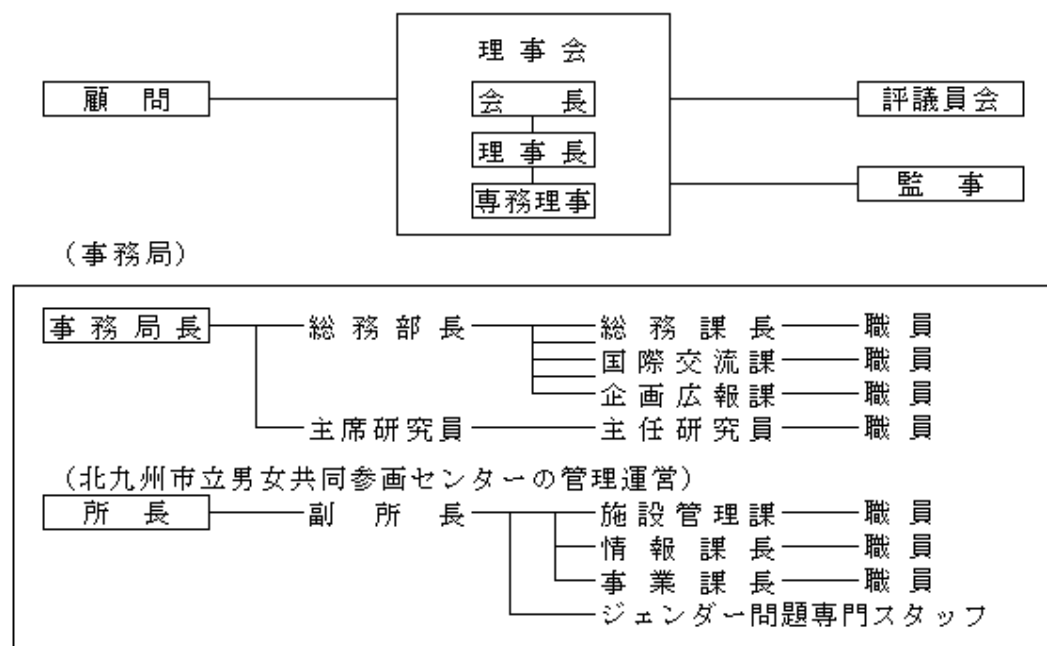
(1) (財)アジア女性交流・研究フォーラムの概要（平成 21 年 4 月 1 日現在）

ア．概要

〔設 立〕	平成 2 年 10 月 20 日（平成 5 年 10 月 1 日 財団法人成立）
〔所 在 地〕	北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号
〔目 的〕	日本及び他のアジア諸国の女性問題に関する調査研究及び国際交流などを行い、女性の地位向上を図り、もって、日本及び他のアジア地域相互の発展に寄与することを目的とする。調査・研究、情報の収集・提供、開発途上国の人材養成のための研修、相互理解を推進するための交流など、幅広い活動を展開している。
〔事 業〕	(1)女性の地位向上その他女性問題に関する調査・研究、交流・研修及び情報収集・発信
〔基本財産〕	329,246 千円 ＜うち本市出捐額 300,000 千円（91.1%）＞
〔決算期〕	毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕	厚生労働省
〔市 所 管〕	子ども家庭局男女共同参画推進部

イ．組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 6-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	19 人	2 人 ¹	-	17 人
監事	2 人	1 人	-	1 人
職員	33 人 ²	9 人 ³	1 人	23 人

1 所管局である子ども家庭局の担当部長及び副市長である。

2 職員の平均年齢は 43 才である。

3 出向者はそれぞれ次の役職を務めている。

(財)アジア女性交流・研究フォーラム

総務部長、総務課長、国際交流課長、企画広報課長、

総務課職員、企画広報課職員

北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）

副所長、施設管理課長、事業課長

ウ．市の関与の状況

<表 外 6-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	300,000	300,000	300,000
補 助 金	87,898	75,061	66,497
委 託 料	253,343	254,846	253,476

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(7) 貸借対照表

<表 外 6-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在(単位:千円)

科 目	残高	科 目	残高
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	53,061	流動負債	41,732
固定資産		固定負債	748
基本財産	329,245	負債合計	42,480
特定資産	748		
その他固定資産	4,797	正味財産の部	
固定資産合計	334,790	指定正味財産	323,166
		一般正味財産	22,205
		正味財産合計	345,371
資産合計	387,852	負債及び正味財産合計	387,852

(1) 収支計算書

<表 外 6-4>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日 (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔支 出 の 部〕		〔収 入 の 部〕	
調査研究事業費支出	20,189	基本財産運用収入	4,114
交流・研修事業費支出	9,672	会費収入	899
情報収集・発信事業費支出	9,026	事業収入	459
管理費支出	34,254	自主事業費収入	13,638
国際研修事業支出	5,940	委託料収入	7,989
北九州 ESD 協議会助成金支出	-	北九州市委託金収入	258,423
ムーブ管理運営業務支出	218,285	補助金等収入	75,779
ムーブ受益者負担金支出	12,720	寄付金収入	7
大手町ビル維持管理事業支出	33,524	雑収入	277
返還金支出	6,130	他会計からの繰入金収入	1,045
補助金返還支出	8,731	事業活動収入合計 (A)	362,634
他会計への繰入金支出	1,045	投資活動収支差額	▲2,634
事業活動支出合計 (C)	359,521	財務活動収支差額	-
事業活動収支差額 (A) - (C)	3,113	前期繰越収支差額	10,850
次期繰越収支差額 (B) - (C)	11,329	収 入 合 計 (B)	370,850

(2) 子ども家庭局男女共同参画推進部によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受としては貸室の使用料の徴収があるが、当該団体の収入ではなく市に代行して徴収しているものである。

収入金は原則として翌日に市の口座に振り込まれる。日々の収納額を原始証憑と突合できる仕組みがあり、所管局において月ごとに納付書、日報、金額を確認している。また、出向者である施設管理課の職員が日々の収納に係る業務を担当している。

平成 21 年 3 月末の現金、預金、有価証券類の残高は次のとおりである。

<表 外 6-5>

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
(流動資産)			
現金預金	17,013	35,059	52,073
(基本財産)			
定期預金	29,295	-	29,295
投資有価証券	299,950	-	299,950

預金については、銀行の残高証明書ではなく通帳で確認している。有価証券については、当該団体は証券会社の発行する取引残高報告書入手し、所管局はそれを FAX 受信し確認している。

イ．有形固定資産管理

平成 21 年 3 月末の有形固定資産の残高は次のとおりである。

<表 外 6-6>

(単位：千円)

項 目	一般会計	特別会計	合 計
車両運搬具	0	-	0
什器備品	1,657	2,599	4,257

取得価額 20 万円以上のものについては固定資産台帳、取得価額 1 万円以上のものについては備品台帳が整備されている。台帳と現物との照合については、平成 21 年度現在、全品目について照合中である。

ウ．補助金

平成 20 年度の市からの補助金は 66,497,256 円であった。

所管局では申請書の内容を毎年度吟味し、市の規定に基づき支給している。

また、補助金の額と実績との間で異常な差異が発生した場合は、そのつど理由を確認している。

エ．外部委託

市のガイドライン（契約室が定めた指針）にしたがって発注している。

市の派遣職員が行っているため、基本的には市と同様の手続である。

オ．理事会等

この表は、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間に開催された計 8 回の理事会について、各理事の出席状況をまとめたものである。19 名の理事の内 2 名については一度も出席していなかった。

< 表 外 6-7 > 理事会出席状況表

（単位：名）

	理事総数	出席理事数	本人出席	委任状提出	欠席
平成 18 年度 第 1 回	20	20	14	6	-
平成 18 年度 第 2 回	20	18	10	8	2
平成 18 年度 臨時	20	16	10	6	4
平成 19 年度 第 1 回	20	20	9	11	-
平成 19 年度 第 2 回	20	20	10	10	-
平成 20 年度 第 1 回	20	18	10	8	2
平成 20 年度 第 2 回	20	17	7	10	3
平成 20 年度 臨時	19	14	5	9	5

カ．決算関連

(ア) 決算について

市からの出向者（総務課の職員、課長、部長）が決算業務に従事しているため、所管局としては市が直接管理しているのと同様であると考えている。

(イ) 監事の監査報告について

平成 18、19、20 年度いずれも会計年度終了後 2 ヶ月以内に報告がなされている。

なお、会計監査の結果に基づく意見のみが記載されている。

(ウ) 事業評価について

フォーラムは年次でアニュアルレポートを発行しており、セミナーごとの参加人数、各種施設の利用状況などを細かく開示している。セミナーについてはアン

ケートも実施しており、翌年の講座等を考えるときの資料として利用しているが、何が変わったかという具体的な記録は残していない。

キ．情報開示

決算に関する情報をホームページで開示するよう指導している。開示の時期については指定していないが、決算が終わり次第速やかに開示するよう指導している。

平成 21 年 11 月 1 日現在開示している情報は次のとおりである。

- ・平成 21 年度事業計画及び収支予算について
- ・平成 20 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 19 年度アニュアルレポート

ク．改革プランの進捗状況

次の書類を確認した。

・アジア女性交流・研究フォーラムに係る外郭団体経営改革プランにおける「経営改革の取り組み」平成 20 年度取り組み状況

- ・指定管理者の管理運営に対する評価シート

改革プランで提示された成果指標について、現時点の進捗状況は概ね順調であると言える。

(3) 監査結果

<指摘事項 外 6-1> 預金、有価証券等有価物の期末実査について

財団法人アジア女性交流・研究フォーラムは、平成 21 年 3 月末において、合計 381,318 千円の預金、有価証券等有価物を保有しているが、所管局は、現金、通帳、証券の実査及び会計帳簿との照合を行っていない。当該団体には市からの派遣職員が管理事務に従事しているが、外部監督者としての所管局による牽制と検証が必要である。具体的には、現金の実査、預金の通帳実査を行う必要がある。

また、実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。現預金の実査について現金実査や預金残高の確認をする際には、現金有高や銀行残高証明書と照合し、その証跡を残すことが望ましい。外部預けの有価証券類についても必ず残高証明書の原本を確認し、その証跡を残すことが望ましい。

(4) 監査意見

＜監査意見 外 6-1＞ 理事会の運営について

19 名の理事の内 2 名については平成 18、19、20 年度に開催された合計 8 回の理事会にすべて委任状を提出している。理事会開催日の調整や、より慎重な人選などに関し当該団体との協議が望まれる。

＜監査意見 外 6-2＞ 監事の業務監査結果報告について

寄附行為第 19 条によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄附行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

寄付行為抜粋

(職務)

第 19 条

第 1 項～第 4 項は省略

5 監事は、次に掲げる職務を行う。又、必要があるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(1)財産の状況を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は、招集すること。

7. 財団法人 北九州国際技術協力協会

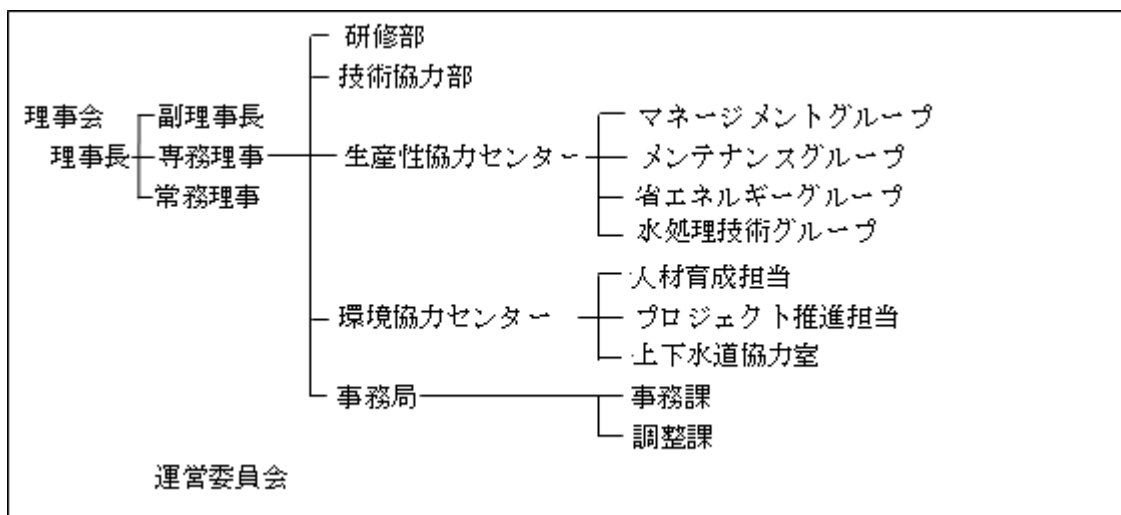
(1) (財)北九州国際技術協力協会の概要

ア. 概要

- 〔設 立〕 昭和 55 年 7 月 14 日
- 〔所 在 地〕 北九州市八幡東区平野 1 丁目 1 番 1 号
- 〔目 的〕 北九州市において国際的な研修のために必要な技能・技術・研究の場の提供と必要な教程の整備・補充・拡大を行うとともに、国際技術協力のあり方を調査研究し、人的交流や技術移転を図り、もって開発途上国との相互発展の理念にもとづいた国際協力の推進に寄与すること。
- 〔事 業〕 海外技術者・行政官研修、専門家派遣、技術交流、調査、情報提供、コンサルティング等
- 〔基本財産〕 513,760 千円
 ＜うち市出捐額 210,000 千円（40.9%）＞
- 〔決算期〕 毎年 3 月 31 日
- 〔主務官庁〕 福岡県
- 〔市所管〕 環境局環境経済部環境国際協力室

イ. 法人の組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 7-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	35 人	1 人 1	1 人	33 人
監事	3 人	1 人 2	—	2 人
職員	25 人 3	6 人 4	—	19 人

1 市の副市長である。

2 市の会計室長である。

3 職員の平均年齢は 55 才である。

4 出向者はそれぞれ KITA 調整課長、KITA 環境協力センター次長、同プロジェクト担当課長、同プロジェクト担当主任、同人事育成担当課長、同人材育成担当主任を務めている。

ウ．市の関与の状況

<表 外 7-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	210,000	210,000	210,000
補 助 金	42,002	40,237	38,817
委 託 料	37,477	24,719	40,003

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 7-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
流動資産	100,590	流動負債	40,492
1. 現預金	72,254	固定負債	16,589
2. その他	28,335	1. 退職給付引当金	16,589
固定資産	535,023	負債合計	57,082
1. 基本金積立預金	210,760	正味財産	578,532
2. 公社債	303,000		
3. その他	21,263		
資産合計	635,614	負債・正味財産合計	635,614

(イ) 収支計算書

<表 外 7-4> 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔支 出 の 部〕		〔収 入 の 部〕	
法人費	54,859	財産収入	5,161
委員会費	7,423	事業収入	218,591
事業費	173,936	その他委託事業収入	80,292
センター等事業費	45,641	補助金等収入	39,355
その他委託事業費	58,246	(1)北九州市	38,817
KITA30 周年記念事業準備金	1,000	(2)その他	538
退職給与引当預金支出	1,783	雑収入	5,495
当期支出合計 (C)	342,891	当期収入合計 (A)	348,896
当期収支差額 (A) - (C)	6,004	前期繰越収支差額	55,493
次期繰越収支差額 (B) - (C)	61,497	収 入 合 計 (B)	404,389

(2) 環境局環境経済部環境国際協力室によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受については、部局に日報を週単位で報告している。
市に代わって収受する現金預金はない。

平成 21 年 3 月末の現金、預金、有価証券類の残高は次のとおりである。

<表 外 7-5> (単位:千円)

項 目	金 額
(流動資産)	
現金	394
普通預金	72,354

当該団体の担当、監事は現金や有価証券の実査、預金について銀行の残高証明書との照合を実施しているが、実施した証跡が残されていない。所管局はこれを実施していない。

イ．有形固定資産管理

平成 21 年 3 月末の有形固定資産の残高は次のとおりである。

<表 外 7-6> (単位:千円)

項 目	科 目	摘 要	金 額
その他固定資産	什器備品	パソコン他	1,302

工具・器具及び備品で取得価額が10万円以上のものが、その他有形固定資産とされ、台帳が整備されている。

所管局は補助金にかかわるもののみ、台帳と現物の照合をしている。

ウ．債権管理

債権金額

未収入金	北九州市委託事業	22,003,965 円
	JICA 委託事業	2,479,932 円
	その他委託事業	3,791,662 円

債権のすべてが委託事業の未収入金であり、滞留債権はない。

エ．補助金（平成20年度予算額）

法人費	人件費	26,789,000 円
	運営費	10,028,000 円
事業費	新規事業発掘費	2,000,000 円
補助金合計		38,817,000 円

オ．理事会等

理事会には市の出向職員が出席しており、所管局では事後に議事録の写しを入手している。ただし、理事会は年に一回6月末頃にしか開催されておらず、この理事会において、予算の承認と決算の承認を決議している。

財団法人北九州国際技術協力協会寄付行為第11条によると、「この法人の毎事業年度開始前に理事会の決議により定め、事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2月以内に、その事業年度末の財産目録と共に、監事の監査を得て、理事会の承認を得なければならない。」とあり、理事会は最低2回は開くことが定められている。

カ．決算関連

上記の寄付行為第11条によると、決算承認理事会は期末後2月以内に開く必要があるが、実際の開催はこれより遅れて開催されている。

また、監事の監査報告書では会計監査に関してのみ意見表明がなされている。

キ．情報開示

当該団体のホームページ上では財務情報については一切開示がない。

ク．改革プランの進捗状況

平成 21 年 3 月 31 日現在、各目標に対して次のような進捗状況にあり、順調に推移している。

<表 外 7-7>

	目標	実績
研修受入人数	400 人	434 人
受託収入比率	84%以上	85.7%
管理費率	20%以下	16.0%
(市の関与の見直しに係る事項)		
補助金	800 万円削減	470 万円削減
派遣職員数	2 人削減	2 人削減

目標はいずれも平成 22 年まで

(3) 監査結果

<指摘事項 外 7-1> 理事会の運営について

財団法人北九州国際技術協力協会寄付行為第 11 条によると、「この法人の毎事業年度開始前に理事会の決議により定め、事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後 2 月以内に、その事業年度末の財産目録と共に、監事の監査を得て、理事会の承認を得なければならない。」とあり、理事会は最低 2 回は開くことが定められている。理事会は年に 1 回しか開催されていないので、この寄付行為に違反していることになる。

4 月から事業が開始している事を考えると、承認なしの予算が每期、執行されていることになり、業務管理上問題がある。

また、理事会への監事の出席も平成 21 年 6 月 23 日の理事会では代理人のみ 1 名の出席となっている。これでは監査を十分に行えないのではないかと考えられる。

予算理事会、決算理事会など、適当な時期に複数回の理事会が寄付行為どおり開催されるよう、所管局は当該団体に指導する必要がある。

<指摘事項 外 7-2> 預金、有価証券等有価物の期末実査について

当該団体は、平成 21 年 3 月末において、72 百万円の現預金、303 百万円の有価証券といった有価物を保有しているが、所管局は、現金、通帳、証券の実査及び会計帳簿との照合を行っていない。当該団体には市からの派遣職員が管理事務に従事しているが、外部監督者としての所管局による牽制と検証が必要である。具体的には、現金の実査、預金の通帳実査、手許保有有価証券の実査を行う必要が

ある。通帳や有価証券の実査は原本の閲覧が必須である。預金については、金融機関の残高証明書を当該団体に入手させるか、場合によっては所管局が直接入手することも検討すべきである。

また、実査の実施に当たっては、元本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。

<指摘事項 外 7-3> 財務情報の公開について

当該団体のホームページ上では財務情報については一切開示がない。所管局は財務情報を開示するよう指導する必要がある。

(4) 監査意見

<監査意見 外 7-1> 監事の業務監査結果報告について

寄付行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

8. 財団法人 北九州市環境整備協会

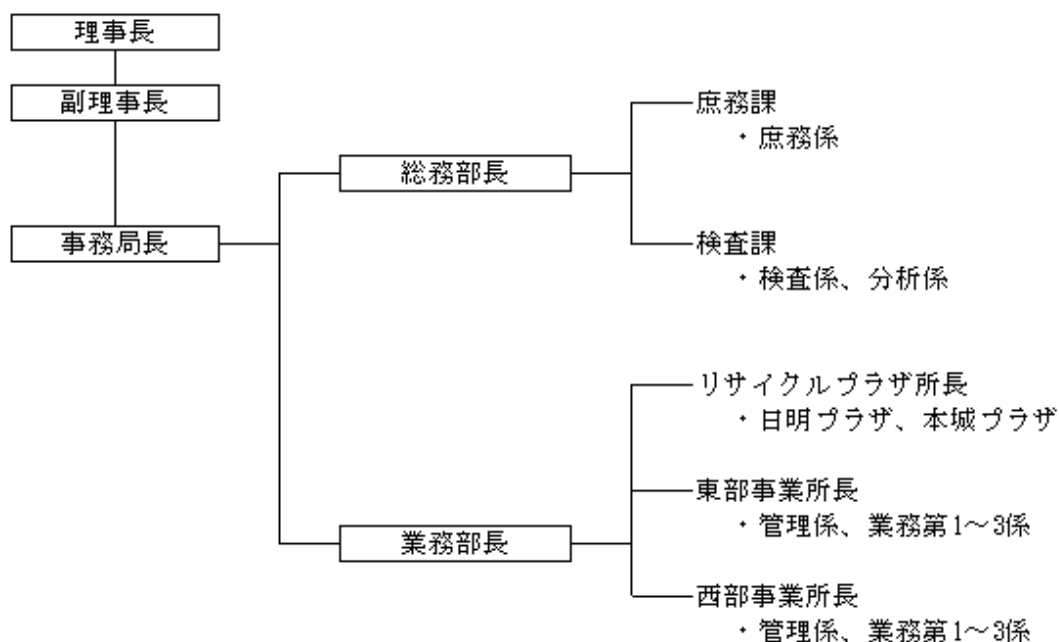
(1) (財)北九州市環境整備協会の概要

ア. 概要

〔設 立〕	昭和 52 年 2 月 4 日 社団法人北九州市環境整備協会設立 昭和 57 年 3 月 18 日 財団法人北九州市環境整備協会に改組
〔所 在 地〕	北九州市戸畑区新池 1 丁目 2 番 1 号 (北九州市環境科学研究所庁舎 1 階)
〔目 的〕	廃棄物の処理並びに環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談指導を通じ生活環境の健全化を推進し、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
〔主 な 事 業〕	1 環境分析・検査(水質、廃棄物、大気、土壌、環境関係) 2 法定検査(水道法に基づく簡易専用水道の維持管理検査、浄化槽法に基づく浄化槽の新設検査及び維持管理検査) 3 各種環境サービス(環境衛生思想の啓蒙普及活動、研修会・講演会の実施) 4 粗大ごみ・引越ごみ収集の受付管理 5 リサイクルプラザの運営 6 家庭ごみ等の収集 7 紙パック・トレイの保管選別管理 8 エコライフプラザ維持管理
〔事 業 登 録〕	昭和 52 年 7 月 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に係る水質検査機関指定 昭和 52 年 9 月 計量証明事業登録(濃度) 昭和 53 年 10 月 建築物飲料水水質検査事業登録 昭和 54 年 4 月 簡易専用水道検査機関指定 昭和 55 年 2 月 浄化維持管理検査機関指定 平成 13 年 5 月 北九州市一般廃棄物収集・運搬業登録
〔基 本 財 産〕	10,000 千円 <うち市出捐額 3,000 千円(30.0%)>
〔決 算 期〕	毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕	福岡県
〔市 所 管〕	環境局廃棄物事業部業務課

イ．組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 8-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	11 人	6 人 ¹	-	5 人
監事	2 人	1 人	-	1 人
職員	161 人 ²	8 人 ³	9 人	144 人

1 所管局である環境局の局長を含む。

2 職員の平均年齢 46 才である。

3 出向者はそれぞれ業務部長、東部事業所長、各業務係長を務めている。

ウ．市の関与の状況

<表 外 8-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	3,000	3,000	3,000
委 託 料	1,414,523	1,298,841	933,332

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(7) 貸借対照表

<表 外 8-3> 平成 21 年 3 月 31 日現在 (単位：千円)

科 目	残 高	科 目	残 高
資産の部		負債の部	
1 流動資産	267,100	1 流動負債	79,999
2 固定資産	638,059	2 固定負債	50,362
		負債合計	130,362
		正味財産の部	
		1 指定正味財産	-
		2 一般正味財産	774,797
		(うち基本財産への充当額)	▲ 10,000
		(うち特定資産への充当額)	▲ 454,560
		正味財産合計	774,797
資産合計	905,159	負債及び正味財産合計	905,159

(1) 収支計算書

<表 外 8-4>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日 (単位：千円)

科 目	金 額
事業活動収支の部	
1 事業活動収入	1,078,770
2 事業活動支出	1,063,221
事業活動収支差額	15,548
投資活動収支の部	
1 投資活動収入	-
2 投資活動支出	180,240
投資活動収支差額	▲ 180,240
財務活動収支の部	
1 財務活動収入	-
2 財務活動支出	-
財務活動収支差額	-
当期収支差額	▲ 164,691
前期繰越収支差額	351,792
次期繰越収支差額	187,100

(2) 環境局廃棄物事業部業務課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

収入については、担当者が通帳の入金記録（郵便振込は受払通知書）と収入伝票とを照合のうえ財務システムに入力している。

手持ち現金については、毎日締め後に担当者が現金を数え、金種表・現金出納簿に記入・照合し、部署ごとに課長（庶務課長、検査課長、リサイクルプラザ所長、東部事業所長、西部事業所長）が確認している。預金については、担当者が毎月、残高証明書と通帳とを照合し、庶務課長が確認している。また、所管局は決算時に、預金残高について預金通帳と残高証明書により確認を行っている。

市に代わって収受する現金としては、リサイクルプラザでの受け取りや引越ごみ収集時の受け取りがある。これらについては直ちに市の銀行口座に入金するとともに、月報を所管局に提出している。所管局では入金記録と月報を定期的に照合している。

平成 21 年 3 月末の現金、預金の残高は次のとおりである。

<表 外 8-5> (単位：千円)

項 目	摘 要	金 額
(流動資産) 現金 普通預金	現金手許有高	631
	福岡銀行北九州卸市場支店	130,327
	西日本シティ銀行北九州支店	329
	郵便振替口座小倉西港郵便局	187

現金の実査や預金の銀行残高証明書との照合については、当該団体の担当者、監事ならびに所管局の担当者がそれぞれ実施しているが、実施した証跡が残されていないので、例えば実施者が確認印を押印するなどして、実施した証拠を残すことが望ましい。

(ア) 引越しごみの集金及び領収書について

引越しごみは現金で徴収する。また担当者が、相手先名の入った領収書の正控の二枚の機械発行の用紙を持参する。一方、金額は担当者が現場で正控共に手書きしている。よって作為的に控えの金額を過少に記載すれば、差額を着服できる余地がある。したがって、例えば、複写式で正副伝票を発行できるようにする等、不正リスクへの対処を検討すべきである。

イ．有形固定資産管理

平成 21 年 3 月末の有形固定資産の残高は次のとおりである。

<表 外 8-6>

(単位：千円)

項 目	科目	金額
その他固定資産	建物	82,812
	建物付属設備	77,367
	構築物	1,166
	車両運搬具	4,530
	機械装置	254
	備品	1,082
	検査用機器	3,079
	一括償却資産	596

工具・器具及び備品で耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上のものが、その他有形固定資産とされ、台帳が整備されている。

ウ．債権管理

主たる債権金額

未収金 市業務受託料他 129,687,744 円

回収が滞っている債権はないものと認められた。

エ．外部委託

外部委託は 5 件で合計 10 百万円弱と僅少である。

オ．理事会等

理事会には市の出向役員が出席するとともに、所管局では毎回議事録を入手している。

所管局である環境局の局長が理事に就任しているが、平成 19 年 5 月 25 日に開催された平成 19 年度第 1 回理事会において、局長より所管局の責任者としての立場から、当該団体の経営方針に関する発言がなされている。

財団法人北九州環境整備協会寄付行為第 20 条 1 項によると、「理事及び監事は、理事会において、これを選任する。」とあるが、理事会が監事を選任するのは内部統制上問題がある。本来評議会が監事を選任すべきであるが、当該団体には評議員及び評議員会という機関がない。今後、いわゆる公益法人改革により機関設計を行う場合は、上記の点に留意する必要がある。

カ．決算関連

寄付行為によれば、監事は業務監査を行うこととされており、実施している。しかしながら、監事の監査報告書では会計監査に関してのみ意見表明がなされている。

キ．情報開示

当該団体のホームページ上の財務情報は平成 21 年 9 月現在、平成 19 年度のもので、平成 20 年度の情報に更新されていない。

ク．改革プランの進捗状況

(ア) 市全体のごみ処理コスト削減への貢献度

市全体のごみ処理コスト削減への貢献度を上げるためには協会の受託割合を増やすことが考えられるが、現在政策的には困難である。

(イ) 受託事業の拡大

検査部門には営業部隊がないため、平成 19 年度より検査従事者による営業を始めた。市内外 186 社に営業活動を実施し、うち 53 件の受託を得た。また 33 社から発注の検討するとの回答を得た。

(ウ) 市の関与の見直し（市の派遣職員を平成 25 年までに 3 人削減）

現在市の派遣職員はプラス 1 人となっている。これは、平成 19 年度の不祥事を受けて、協会の体質改善・意識改革を早急に図るため、派遣職員を増強し、建て直しをしているためである。

(3) 監査結果

<指摘事項 外 8-1> 財務情報の公表について

財団法人北九州市環境整備協会のホームページ上の財務情報は平成 21 年 9 月現在、平成 19 年度のものであるが、所管局は平成 20 年度の財務情報を早期に掲載するように指導すべきである。

<指摘事項 外 8-2> 引っ越しごみの領収書について

引っ越しごみは現金で徴収する。また担当者が、相手先名の入った領収書の正控の二枚の機械発行の用紙を持参する。一方、金額は担当者が現場で正控共に手書きしている。よって作為的に控えの金額を過少に記載すれば、差額を着服できる余地がある。したがって、例えば、複写式で正副伝票を発行できるようにする

等、不正リスクへの対処を検討すべきである。

引っ越しごみは現金で徴収するのだが、その領収書は正控両方を手書きにするのではなく、カーボン用紙等で複写式にすべきである。

(4) 監査意見

< 監査意見 外 8-1 > 現金、預金等有価物の期末実査について

財団法人北九州市環境整備協会は、平成 21 年 3 月末において、合計 131 百万円の現金、預金を保有している。

当該団体の担当者、監事ならびに所管局の担当者は、期末での現金や預金通帳の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。実査や確認の実施に当たっては、原本を確認の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、

金額照合作業を行った形跡（押印、マークなど）を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが望ましい。

< 監査意見 外 8-2 > 監事の業務監査結果報告について

寄付行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

9. 財団法人 北九州産業学術推進機構

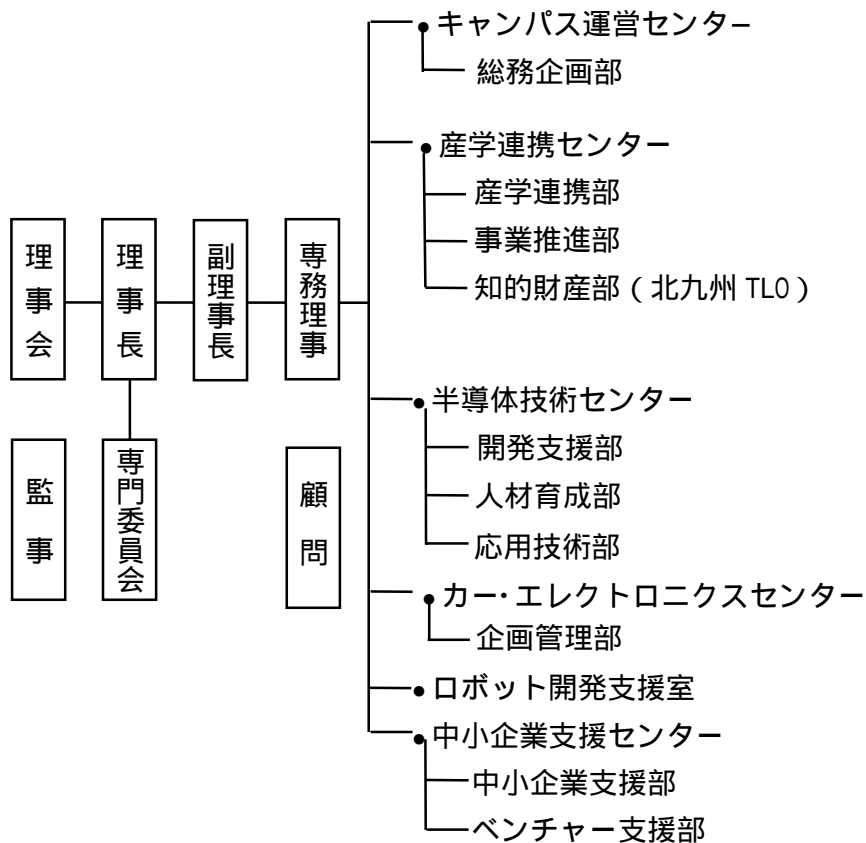
(1) (財)北九州産業学術推進機構の概要

ア. 概要

〔設 立〕	平成 13 年 3 月 1 日
〔所 在 地〕	北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号
〔目 的〕	北九州地域における産学官連携による研究開発や学術研究の推進等を行うことで、産業技術の高度化や活力ある地域企業群の創出・育成に寄与する。
〔事 業〕	(1)学術研究都市の充実・振興 ・大学間連携促進 ・留学生支援など (2) 知的基盤（大学・研究機関）を活用した産学連携 ・産学連携に関すること ・知的クラスター創成事業 ・北九州技術移転機関（北九州 TLO）の運営 ・ロボット開発の支援 ・カーエレクトロニクス拠点推進事業 (3) 半導体設計拠点形成に向けた取り組み (4) 中小・ベンチャー企業の支援 ・中小企業の経営・研究開発の支援 ・北九州知的所有権センターの運営 ・北九州テレワークセンターの運営など
〔基 本 財 産〕	800,000 千円 ＜うち市出捐額 800,000 千円（100.0%）＞
〔決 算 期〕	毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕	福岡県
〔市 所 管〕	産業経済局新産業・学術振興部学術振興課

イ．法人の組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 9-1>

	人 数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	14 人	1 人 1	-	13 人
監事	2 人 1 名は市会計室長	-	-	2 人
職員	102 人 2	28 人	-	74 人

1 所管局である産業学術振興局の局長を含む。

2 職員の平均年齢は 45 才である。

ウ．市の関与の状況

<表 外 9-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	800,000	800,000	800,000
補 助 金	1,057,943	1,147,628	1,091,990
委 託 料	1,279,978	1,286,565	1,258,692

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 9-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
1.流動資産	930,388	1.流動負債	704,302
2.固定資産	1,542,836	負債合計	704,302
(1)基本財産	800,000	正味財産の部	
(2)特定資産	23,013	1.指定正味財産	800,000
(3)その他固定資産	719,822	(うち基本財産への充当額)	▲ 800,000
		2.一般正味財産	968,922
		(うち特定資産への充当額)	▲ 23,013
		正味財産合計	1,768,922
資産合計	2,473,225	負債及び正味財産合計	2,473,225

(イ) 収支計算書

<表 外 9-4>

自平成 20 年 4 月 1 日至平成 21 年 3 月 31 日 (単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(支出の部)		(収入の部)	
事業活動支出		事業活動収入	
事業費支出	2,802,752	基本財産運用収入	7,750
管理費支出	295,080	特定資産運用収入	35
法人税・消費税他支出	13,813	事業収入	1,925,431
		補助金等収入	1,230,522
		雑収入	1,176
事業活動支出計	3,111,646	事業活動収入計	3,164,917
事業活動収支差額(A)	53,270		
投資活動支出		投資活動収入	
特定資産取得支出	35	特定資産取崩収入	1,650
固定資産取得支出	28,305		
投資活動支出計	28,341	投資活動収入計	1,650
投資活動収支差額(B)	▲ 26,691		
当期収支差額(C)=(A)+(B)	26,579		
前期繰越収支差額(D)	199,506		
次期繰越収支差額(C)+(D)	226,085		

(2) 産業経済局新産業・学術振興部学術振興課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受としては、家賃・共益費や貸会議室、レストラン、宿泊施設の利用料の徴収があるが当該団体の収入ではなく、市に代行して徴収しているものである。

収入金は 1 週間以内に市の口座に振り込まれることになっており所管局において関連帳票とチェックがなされている。

平成 21 年 3 月末の現金、預金、有価証券類の残高は<表 外 9 - 5>のとおりである。

現金、預金や有価証券の実査、預金について銀行の残高証明書との照合については当該団体の担当、監事更に所管局でも実施しているが、実施した証跡が残されていないので例えば実施者は残高証明書に個人印を押印するなどして実施した証拠を残すことが望ましい。

<表 外 9-5>

(単位：円)

項目	一般会計	特別会計	合計
(流動資産)			
現金	74,067	39,063	113,130
普通預金	64,558,569	246,837,204	311,395,773
(基本財産)			
普通預金	633,347	—	633,347
定期預金	40,000,000	—	40,000,000
投資有価証券	759,366,653	—	759,366,653
(特定資産)			
普通預金 (留学生支援事業積立資産)	23,013,952	—	23,013,952

イ．有形固定資産管理

平成 21 年 3 月末の有形固定資産の残高(帳簿価額)は次のとおりである。

<表 外 9-6>

(単位：千円)

項目	一般会計	特別会計	合 計
建物	7,784	-	7,784
機械設備	440,923	-	440,923
什器備品	138,784	1,467	140,252

取得価額 10 万円以上のものについて固定資産台帳が整備されており、毎年、所管局により台帳と現物との照合がなされている。

ウ．補助金

平成 20 年度の市からの補助金は 1,091,990 千円であった。

所管局では申請書の内容を毎年度吟味している。

また、補助金の額と実績との間で差異が発生した場合は、差異が発生した理由を附した予算・実績比較表により差異の把握・分析を行い、次年度以降の補助金決定の参考としている。

エ．外部委託

市の派遣職員が市のガイドラインにしたがって発注しているので、基本的には市と同様の手続で行われている。

オ．理事会等

平成 18、19、20 年度に開催された理事会の出席状況は次の表のとおりである。

2 名の理事についてはすべて代理出席となっているので、理事会開催日の調整や、より慎重な人選などの配慮が望まれる。

<表 外 9-6>

(単位:名)

	理事総数	出席理事数	本人出席	代理出席	委任状提出	欠 席
平成 18 年度第 1 回	16	16	7	4	5	-
平成 18 年度第 2 回	16	16	12	3	1	-
平成 19 年度第 1 回	16	16	7	3	6	-
平成 19 年度第 2 回	16	16	11	3	2	-
平成 20 年度第 1 回	17	17	11	5	1	-
平成 20 年度第 2 回	17	17	13	3	1	-

カ．決算関連

決算書の作成に関しては、公認会計士と「会計全般に関する指導、助言」を目的とした契約を締結しており、所管局では特に指導等は行っていない。

また、監事は寄附行為第 18 条第 5 項第 2 号において理事の業務執行状況を監査することとされている。理事会への出席などにより業務監査は実施されているものと考えられるが、監事の監査報告書において理事の業務執行に関する意見表明はなされていない。

キ．情報開示

ホームページにおいて寄附行為、役員名簿、平成 20 年度事業報告、平成 21 年度事業計画・収支予算等が開示されている。また、事業報告、事業計画等は平成 21 年 7 月に掲載されている。情報開示については内容、時期ともに問題なく良好である。

(3) 監査結果

監事 2 名の内 1 名は市の会計室長であり、また、専務理事、総務課の 3 名の課長職が市の派遣で占められている。所管局の管理・指導に関する関与もかなり積極的になされており、モニタリングについて全般的には良好であるが、以下の点について改善が必要ではないかと思われる。

<指摘事項 外 9-1> 理事の変更登記について

理事の変更登記が 2 週間以内になされていない。

寄付行為では 2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出ることになっている。

これは、非常勤の理事が多いことから登記申請に必要な理事会議事録の押印が遅れたことが理由ではないかと考えられるが、他の同様の事情にある外郭団体でも期限内に登記がなされている。所管局は所定の期限内に登記がなされるよう指導する必要がある。

(4) 監査意見

< 監査意見 外 9-1 > 預金、有価証券等有価物の期末実査について

財団法人北九州産業学術推進機構は、平成 21 年 3 月末において、合計 1,134 百万円の預金、有価証券等有価物を保有している。

当該団体の所管局の担当は、期末での現金、預金や有価証券の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。実査の実施に当たっては、原本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡（マークなど）を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。

< 監査意見 外 9-2 > 理事会の運営について

17 名の理事の内 2 名については平成 18、19、20 年度に開催された合計 6 回の理事会にすべて代理が出席している。理事会開催日の調整や、より慎重な人選などに関し当該団体との協議が望まれる。

< 監査意見 外 9-3 > 監事の業務監査結果報告について

寄附行為によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄附行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

10. 北九州市道路公社

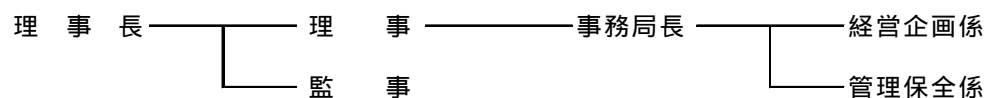
(1) 北九州市道路公社の概要

ア. 概要

〔設 立〕 平成 17 年 11 月 1 日
 〔所 在 地〕 北九州市戸畑区川代一丁目 1 番 1 号
 〔目 的〕 北九州市の区域及びその周辺の地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
 〔事 業〕 北九州市の区域及びその周辺の地域において、「若戸大橋」をはじめとして、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理
 〔基本財産〕 30,000 千円
 ＜うち市出資額 30,000 千円（100.0％）＞
 〔決算期〕 毎年 3 月 31 日
 〔主 務 官 庁〕 国土交通省
 〔市 所 管〕 建築都市局計画部都市交通政策課

イ. 法人の組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

< 表 外 10 - 1 >

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	2 人	1 人 1	1 人	-
監事	1 人	1 人 2	-	-
職員	9 人	6 人 3	-	3 人

- 1 所管局である建築都市局理事と職を兼ねる。
- 2 財政局長と職を兼ねる。
- 3 出向者はそれぞれ事務局長、経営企画係長、管理保全係長及び各係職員を務めている。
- 4 職員の平均年齢は 41.8 才である。

ウ．市の関与の状況

<表 外 10 - 2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 資 金 の 状 況	30,000	30,000	30,000
税 の 減 免 額	156	156	156
債務保証契約に係る債務残高	7,324,000	6,924,000	6,524,000

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 10 - 3>

平成 21 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	残 高	科 目	残 高
流動資産	1,527,703	流動負債	278,687
固定資産	7,749,316	固定負債	6,524,000
		特別法上の引当金	2,444,332
		(負 債 合 計)	9,247,020
		基本金	30,000
		(資 本 合 計)	30,000
資産合計	9,277,020	負債・資本合計	9,277,020

(イ) 損益計算書

<表 外 10 - 4>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
管理業務費	666,725	業務収入	1,435,971
一般管理費	84,076	業務外収入	2,722
特別法上の引当損等	562,416		
その他の引当損	31,120		
業務外費用	94,354		
合 計	1,438,693	合 計	1,438,693

(2) 建築都市局計画部都市交通政策課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

現金・預金の収受については、部局に日報を週単位で報告している。

市に代わって収受する現金預金はない。

平成 21 年 3 月末の現金、預金の残高は次のとおりである。

<表 外 10 - 5>

(単位:円)

項 目	摘要	金額
(流動資産)		
現金		12,100
普通預金	西日本シティ銀行	1,491,170,086

現金の実査、預金について銀行の残高証明書との照合については当該団体の担当、監事は実施しているが、実施した証跡が残されていない。

イ．有形固定資産管理

平成 21 年 3 月末の有形固定資産の残高は次のとおりである。

<表 外 10 - 6>

(単位:千円)

項 目	科目	摘要	金額
事業資産	道路	若戸大橋	7,525,956
固定資産	建物	管理事務所建物など	142,144
固定資産	機械及び装置	領収書発行機など	28,715
固定資産	工具器具及び備品	塗装工事用足場など	19,138
固定資産	建設仮勘定	新若戸道路設計	33,000

道路、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品で耐用年数が 1 年以上かつ取得価額が 20 万円以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他の有形固定資産が有形固定資産とされ、台帳が整備されている。

所管局による台帳と現物との照合はなされていない。

ウ．債権管理

未収金の内訳は以下のとおりであって、長期滞留債権はない。

料金収入

回数券委託販売(3 月分) 22,816 千円

ETC(2, 3 月分) 7,840 千円

3 月 30 日、31 日分 5,728 千円

その他 137 千円

エ．外部委託

市のガイドラインにしたがって発注している。

市の派遣職員が行っているのも、基本的には市と同様の手続である。

オ．理事会等

理事会には市の出向職員が出席しており、毎回議事録を入手している。

ただし平成 18 年度決算については、理事会の承認を得ていない。

これは、決算承認は理事会の審議事項ではなく、また、平成 19 年 5 月 31 日に理事長の決裁を得ている、との事であるが、他の期の決算はすべて理事会の承認を得ているので、理事会の承認を得るべきではなかったかと思われる。

カ．決算関連

(ア) 監事監査と決算承認の時期

決算を、毎期末から 2 ヶ月以内に理事会で承認しているが、監事の監査はその約 2 ヶ月後に行われている。

これは、北九州市道路公社定款第 19 条に「道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の 5 月 31 日までに完結しなければならない。」とあり、また同第 20 条 1 項に「道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後 2 箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て北九州市長に提出しなければならない。」となっているため、5 月 31 日までに理事会が決算を承認し、決算完結後 2 箇月以内に監事が監査をして、北九州市長に財務諸表を提出していたと考えられる。

(イ) 監事監査報告書

監事の監査報告書では、会計監査に関してのみ意見表明がなされている。ただし、監事は平成 20 年度において業務監査を 2 回実施し、特に所見が見当たらない旨の報告を口頭で行っている。

キ．情報開示

公社のホームページ上では平成 20 年度の事業報告書は 10 月になって掲載されているが、決算から 6 ヶ月経過しており、部局はより早く事業報告書を掲載するように指導すべきである。

ク．改革プランの進捗状況

(ア) 利用者数の増加

国道 3 号黒崎バイパス開通や景気低迷の影響を受け、利用者数は横ばいである。

(イ) 利用者サービスの向上

回数券販売所の新規開拓を行った。(ジャスコ若松店他5ヶ所)

平成20年11月1日より戸畑料金所のETCの供用を開始し、ノンストップで都市高速に入れるようになった。

(ロ) 維持費及び管理費の計画的執行

若戸大橋長期保全計画に基づき、計画的に維持管理を行っている。

(3) 監査結果

<指摘事項 外10-1> 財務情報の公表について

所管局は北九州市道路公社に対して、ホームページに事業報告書を早期に掲載するように指導すべきである。

<指摘事項 外10-2> 決算承認理事会について

決算を、毎期末から2ヶ月以内に理事会で承認しているが、監事の監査はその約2ヶ月後に行われている。しかしながら、監査は決算が適正に行われたどうかを監事が意思表示するものであるから、理事会は、監事の監査を受けた財務諸表を対象として承認するか否かを決議すべきである。したがって、所管局は、決算理事会の事前に監事監査を受けられるように、決算日程を見直すよう当該団体に指導する必要がある。

<指摘事項 外10-3> 理事会の承認のない決算について

平成18年度決算については、理事会の承認を得ていない。

所管局は、当該団体に必要な決算承認を得るよう指導する必要がある。

(4) 監査意見

<監査意見 外10-1> 預金、有価証券等有価物の期末実査について

北九州市道路公社は、平成21年3月末において、合計1,491百万円の現金及び預金を保有している。

当該団体の所管局の担当は、期末での現金、預金や有価証券の現物確認、また、預金については銀行の残高証明書との照合を行っているが、実施した事実やその内容が後日に確認できる記録が残されていない。

実査の実施に当たっては、元本を閲覧の上で必要に応じてコピーを入手し日付を付す、金額照合作業を行った形跡(マークなど)を紙面に残すなどして、後日の証拠となる調書を作成することが必要である。

< 監査意見 外 10-2 > 監事の業務監査について

北九州市道路公社定款第 7 条第 3 項によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、定款では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

11. 北九州貨物鉄道施設保有株式会社

(1) 北九州貨物鉄道施設保有(株)の概要

ア. 概要

〔設 立〕 平成 11 年 4 月 26 日

〔所 在 地〕 北九州市門司区大里新町 11 番 1 号

〔目 的〕 門司貨物駅をコンテナ輸送対応に改良し、福岡貨物ターミナル駅で行っている中継機能及び北九州地区発着貨物の取扱いを北九州貨物ターミナル駅に担わせることによって、貨物輸送の効率化を図るとともに、海上コンテナ用ホームの活用等により貨物取扱量の増加を図る。

また省力・低公害型の大量輸送である鉄道を利用することによりモーダルシフトの促進を図り、地球環境にやさしい輸送体系を確立する。

〔事 業〕 鉄道施設の改良工事及びその施設の貸付、その他付帯関連する一切の事業

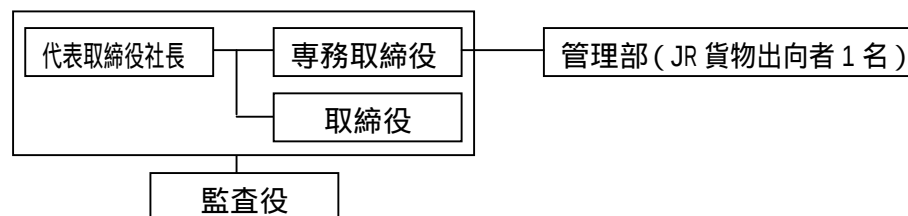
〔資 本 金〕 400,000 千円
＜うち市出資額 196,000 千円（49.0％）＞

〔決 算 期〕 毎年 3 月 31 日

〔市 所 管〕 港湾空港局整備部計画課

イ. 法人の組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 11-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
取締役	4 人	2 人 1	-	2 人
監査役	2 人	-	-	2 人
職員	2 人 2	-	-	2 人

- 1 所管局である港湾空港局長を含む
- 2 職員の平均年齢は 59 才である。
- 3 上記人数は平成 21 年 3 月 31 日現在

ウ．市の関与の状況

<表 外 11-1>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 資 金 の 状 況	196,000	196,000	196,000

エ．資産・収支の状況（平成 20 年度決算）

(ア) 貸借対照表

<表 外 11-2>

平成 21 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

科 目	残 高	科 目	残 高
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	366,759	流動負債	659,746
		固定負債	2,318,555
固定資産	2,974,421	長期借入金	2,226,400
有形固定資産	2,774,541	長期前受金	61,798
無形固定資産	190,256	役員退職慰労引当金	6,524
投資等	9,623	その他の固定負債	23,832
		負債の部合計	2,978,302
		(純資産の部)	
		株主資本	377,088
		評価・換算差額等	▲ 14,209
		純資産の部合計	362,879
資産の部合計	3,341,181	負債・純資産の部合計	3,341,181

(イ) 損益計算書

<表 外 11-3>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日 (単位：千円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
(営業損益の部)		
施設貸付料	253,857	
販売費及び一般管理費	187,063	
営業利益		66,793
(営業外損益の部)		
受取利息	329	329
雑収入	20	20
支払利息	58,890	58,890
経常利益		8,252
特別損益の部		
特別利益		51,095
特別損失		51,095
税引前当期純利益		8,252
法人税等		4,948
法人税等調整額		2,110
当期純利益		1,194

(2) 港湾空港局整備部計画課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

北九州貨物鉄道施設保有株式会社は施設貸付料収入から得た運営経費や借入返済に充てる資金を保有している。平成 21 年 3 月 31 日現在、常勤役員 1 名、従業員 2 名及び臨時職員 1 名の社内事務体制において管理されており、所管局では期末時に残高証明書の写しを入手し、貸借対照表等の財務書類との整合性をチェックしている。

イ．有形固定資産管理

当該団体では平成 14 年 3 月に開業した北九州貨物ターミナル駅の施設を保有しており、その資産額は平成 20 年度末において総計で 30 億円弱ある。しかしながら、管理帳簿を整備しておらず現在、作成中である。

また、同様に所管局では固定資産の状況について、株主総会における決算承認

時及び例年 10 月に開催される取締役会での中間決算承認決議の際に、貸借対照表等の財務書類を利用して、前年度との比較等の確認を行っているに留まっている。

なお、増強工事計画や修繕計画に要する資金について、所管局は当該団体の説明や資金計画や収支試算を通じて把握している。

ウ．取締役会等

当該団体の取締役会は年 4 回開催されている。市派遣の役員が出席するほか、決算承認取締役会の前に所管局による決算のチェックがなされている。

エ．決算関連

上記ウのとおり所管局によるチェックがある。ただし、当該団体ではデリバティブ取引（金利スワップ取引）があるが、監査役が金融機関出身者でもあることから、所管局ではこれまでその管理方針や状況について、取締役会の財務書類によるチェックに留まっている。

オ．情報開示

定款に基づいて官報公告はなされているが、当該団体はホームページを有しておらず、一般の市民に対する決算等の開示は限定的である。

カ．改革プランの進捗状況

平成 19 年 4 月に提出された「北九州市外郭団体経営改革委員会報告書」において、外郭団体のあり方を見直すとともに、市の関与等についても具体的な数値目標を定めた上で見直すこととしている。当該団体は同報告書において、今後の団体の担うべき役割として、「北九州貨物ターミナル駅」等鉄道施設の適正な維持管理及び JR 貨物との連携による輸送力の確保により、北九州地域の鉄道貨物輸送の拡大を図るとともに、市の物流拠点都市づくりの推進に寄与していくと言及している。

また、経営課題として、健全な運営の維持を掲げ、成果指標として 平成 52 年度完済に向けた長期借入金の計画的償還、平成 31 年度解消に向けた累積損失の解消を掲げている。

これに対し、当該団体は、単年度黒字を維持しつつ、北九州貨物ターミナル駅の整備期間に生じた累積損失の平成 31 年度の解消及び同駅整備事業と鹿児島線（北九州・福岡間）鉄道貨物輸送力増強事業に係る借入金の平成 52 年度の完済に向け、計画通り確実に返済を進めているところである。

なお、当該団体は門司貨物拠点整備事業及び鹿児島線輸送力増強事業それぞれについて、収支試算表を作成し、所管局に提出している。

(3) 監査結果

<指摘事項 外 11-1> 固定資産台帳の整備について

北九州貨物鉄道施設保有株式会社は多額の固定資産を有しているにも拘らず、固定資産台帳等帳簿管理を行っていない。これに対して現在は、所管局においても決算額で資産等の増減事由を確かめるに留まっている。

台帳等会計帳簿による固定資産管理は、決算書の正確性や整合性の検証等の手続を行うためのものだけでなく、固定資産税や償却資産税等経費の管理、修繕計画等資金（借入金返済）の管理にも非常に関係するため経営上、重要である。

所管局は当該団体に対し関係帳簿の整備を指導し、定期的に管理状況を監督する必要がある。

<指摘事項 外 11-2> 長期的経営のモニタリングについて

北九州貨物鉄道施設保有株式会社への市の関与は、平成 11 年度に開始された門司貨物拠点整備事業に伴って施設保有管理会社への出資（196 百万円）から始まっている。市補助金とともに交付される国の補助金の要件でもあることから第三セクター方式がとられている。株主としての市は、出資き損の回避及び配当の実現に関心をよせることとなる。

現在の事業は、株主の一人である日本貨物鉄道株式会社（JR 貨物）からの貸付料収入が唯一の収益源である。毎年 250 百万円程度の収益があるが、金利の支払いと固定資産税等経費の支払いも小さくなく、過去の推移では損益はほぼトントンの状況にある。

株主である市が配当を受ける可能性もあるが、現行計画では、利益及び減価償却費に基づくキャッシュインのすべてが、施設整備にかかる借入金の返済原資に充当されることになる。なお、借入金の返済原資が不足する事態となった場合は固定資産の処分に寄らざるを得ない。

このような経営状況のもと、所管局では門司貨物拠点整備における収支試算を入手している。この表では借入金の完済見込が営業 30 年目の平成 43 年度に、累計で黒字化する時期の見込は営業 18 年目の平成 31 年度となっている。

現行スキームでは、固定資産を JR 貨物㈱に処分することで対応する予定であったが（平成 43 年度）平成 19 年度より着手した鹿児島線（北九州・福岡間）鉄道貨物輸送力増強事業に係る借入金が平成 52 年度の完済と長期化する見込みであるため、門司貨物拠点整備事業の返済期間についても今後見直しを行い、利益や

減価償却費で返済する計画期間を設定する予定である。

一方、貸付料の改定や施設の修繕を考えると資金繰りが厳しくなるリスクもある。

ここで、市の責任は法的には出資に限定されるが、株主間の利害対立の結果、債務返済の責任を負う可能性もある。そのため、長期的経営の視点から所管局がモニタリングをすることが望ましい。

(4) 監査意見

< 監査意見 外 11-1 > 所管局による預金残高の検証について

北九州貨物鉄道施設保有株式会社では 282 百万円（平成 20 年度末）の預金を保有している。これに対し、所管局では残高証明のコピーを入手し決算書との照合を行っている。検証においては、残高証明書原本を閲覧し、会計帳簿との整合性や実在性を確かめることが望ましい。

< 監査意見 外 11-2 > 所管局によるデリバティブ取引に対するモニタリングについて

北九州貨物鉄道施設保有株式会社では借入金利の変動リスクを回避するために固定化する円金利スワップ契約を平成 14 年に取り交わしている。これは企業借入れでのリスク回避（ヘッジ）において一般的に行われるものであり、投機的な利益獲得を目的にするものではない。実際に、当該団体でも金利計算の基礎となる想定元本も借入金の返済に応じて減額させ実需の範囲でデリバティブ取引を行っていることが認められる。

この点、決算書において適切に開示されているものの、平成 14 年度以降、「金融商品に関する会計基準」や会社法に沿った取扱がなされていない。

当会計基準によれば、リスクの内容やリスク管理体制等の取引の状況も開示する規定となっており、また、適切な社内の取り組み方針やリスク管理体制等を前提とし会社法に基づいて取締役会等で規定することとされている。

これに対し、当該団体では決算書の開示が不十分であるだけでなく、取締役会等でもこれら体制等の取決めが決定されていない。

所管局ではデリバティブ取引については取締役会の財務書類によるチェックの他は特段の関与を行っていないかったとのことである。

そこで、所管局においてもリスク管理、コンプライアンスの観点から適切な事務がなされるように指導することが望ましい。このことは当該団体が平成 21 年度の監査委員監査においても指摘されているところであるが、その上でとりわけ、所管局が、同会計基準（40 項-2、41 項(4)）や適用指針（4 項(3)）は随時改正さ

れ開示内容も変わっていることから、適切に対応できるように理解を深めることが望ましい。

< 監査意見 外 11-3 > 監査役監査報告書について

当該団体の平成 20 年度の監査報告書は会社法適用以前のひな型が使用され、事業報告、計算書類及びそれらの附属明細書の名称が正しくない内容となっている。

そのため、所管局としても、監査役の監査や結果についても関心を持って対応することが望ましい。

12. 財団法人 北九州市学校給食協会

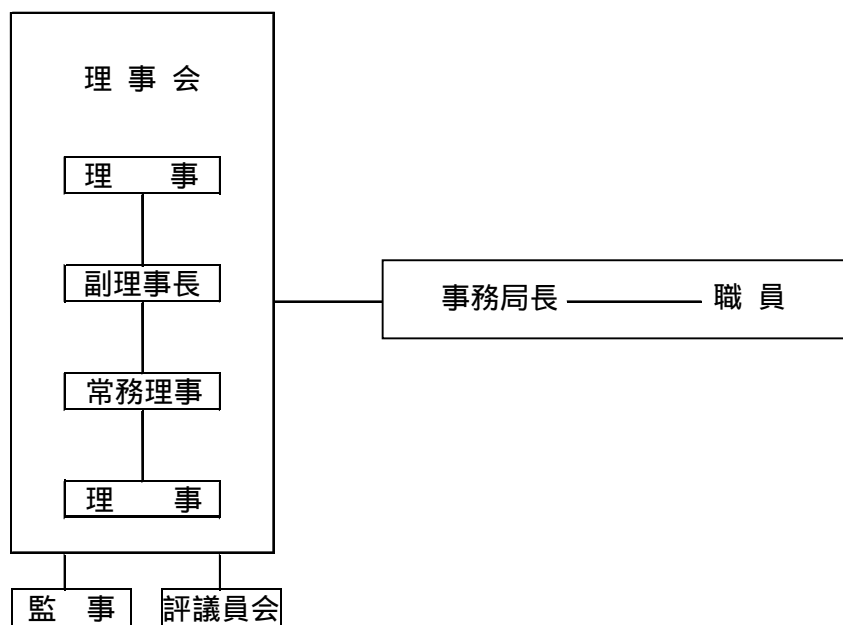
(1) (財)北九州市学校給食協会の概要

ア. 概要

〔設 立〕 昭和 50 年 4 月 1 日
〔所 在 地〕 北九州市小倉北区田町 14 番 6 号
〔目 的〕 北九州市内の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑化を図ることを目的とする。
〔事 業〕 学校給食に要する物資の調達、配給、物資代金の徴収支払いに関することのほか、学校給食実施上必要な調査研究及び学校給食の普及奨励に関する事業を行っている。
〔基本財産〕 5,000 千円
＜うち市出捐額 5,000 千円 (100.0%)＞
〔決算期〕 毎年 3 月 31 日
〔主 務 官 庁〕 福岡県教育委員会
〔市 所 管〕 教育委員会学務部学校保健課

イ. 法人の組織

(ア) 機構図



(イ) 役職員数

<表 外 12-1>

	人数	うち市出向者	うち市退職者	う ち そ の 他
理事	15 人	-	1 人	14 人
監事	2 人	-	-	2 人
職員	8 人 ¹	1 人 ²	-	7 人

1 職員の平均年齢は 39 才である。

2 出向者は事務局長である。

ウ．市の関与の状況

<表 外 12-2>

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出 捐 金 の 状 況	5,000	5,000	5,000
補 助 金	45,845	43,487	41,746

エ．資産・収支の状況 (平成 20 年度決算)

(ア) 貸借対照表

<表 外 12-3>

平成 21 年 3 月 31 日現在 (単位：千円)

科 目	残 高	科 目	残 高
資産の部		負債の部	
流動資産	151,071	流動負債	148,838
現金預金	142,006	預り金	150
未収金	9,065	未払金	148,687
固定資産	7,867	固定負債	2,867
(基本財産)	(5,000)	退職給付引当金	2,867
定期預金	5,000	負債合計	151,705
(特定資産)	(2,867)	正味財産の部	
退職給付引当資産	2,867	一般正味財産	7,233
		正味財産合計	7,233
資産合計	158,939	負債及び正味財産合計	158,939

(1) 収支計算書

<表 外 12 - 4>

自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
支出の部		収入の部	
管理運営費支出	47,036	基本財産運用収入	17
特定預金積立支出	1,876	補助金収入	41,746
繰入金支出	100	特定預金取崩収入	7,246
物資取扱事業支出	2,206,787	給食費等受入収入	2,210,977
物資代金積立金支出	5,700	物資代金積立金収入	5,700
支払利息	248	消費税還付収入	790
雑費	96	繰入金収入	100
		雑収入	2
事業活動支出計	2,261,844	事業活動収入計	2,266,580
当期収支差額	4,735		
前期繰越収支差額	▲2,502		
次期繰越収支差額	2,233		

(2) 教育委員会学務部学校保健課によるモニタリングの状況

ア．現金、預金等の収納・残高管理

財団法人北九州市学校給食協会は現金を基本的に保有しない方針をもっている。

また、預金については、収納、支払、残高管理の順に概要を以下に示す。

学校からの給食材料の購入代金としての入金は毎月 20 日前後で、支払は当月分が翌月になされる。この入金については、学校から当該団体への振込記録と通帳とを照合し、支払については支払伝票（請求書）支払伝票を集計した支払明細と通帳とを照合している。これらの手続は通常、決算月である 3 月に行っているが、月を指定したサンプリングによりなされている。

学校保健課は、預金等の残高について決算時に通帳と会計帳簿とを突合している。しかしながら、突合した記録は保管しておらず、また、金融機関の発行する残高証明書との照合も特に行っていない。

また、所管局が団体の出納担当者とは別に団体の事務局長が金融機関取引に必要な印鑑の管理を行っているということを把握しているが、インターネットでのバンキングシステムの統制管理については把握していない。

イ．補助金

市は当該団体に対して協会運営経費見合いの補助金を交付し、当該団体が行っている給食食材等の共同購入を支援している。学校給食の実施者である市は、当該団体の当該業務が、市の必須とする事業ではないということから委託とせずに補助金交付を行っている。市では、「物資代金の低廉化を図る」ため、共同（一括）購入を行うとともに、その事務を行う「北九州市学校給食協会」を活用している。そこでの利益を享受するのは保護者であり、また、その公益的な活動を支えるため市が補助をしているという説明を受けた。

給食の提供までの流れは次の概要のとおりである。このうち、 から までの事務が、当該団体が行っている補助事業である。

献立の決定（使用物資の種類と使用量の決定）	→市が直接実施
入札参加業者の選定と入札の実施	
納入業者の決定	
納入業者への代金の支払	
物資の検収	→市が直接実施
調理、給食の提供など	→市が直接実施

補助金の計算基礎とその使途は委託料等の管理費用及び出向している市の職員人件費であり運営補助金の性格を有する。所管局では、予算決算における事業実績ヒアリングや当該団体の理事会等会議体への参加により当該団体の運営状況を把握し、監督を行っている。

ウ．理事会等

理事、監事は市職員 0B、市学校保健課長及び学校長等から構成され市関係者が関与している。

理事は 15 名で構成されているが、平成 18 年度と平成 19 年度それぞれ 3 回ずつ開催された理事会にすべて委任状出席し、平成 20 年度において委任状出席の状況で再任されるというケースが見られた。外部団体の推薦によるものであることからやむを得ない面もあるが、理事会開催日の調整や、より慎重な人選などの配慮が望まれる。

エ．決算関連

所管局では、決算承認理事会を前に通帳の実査とともにその内容の確認を行っている。

財務諸表には、収支決算に関する意見が記載された監事監査報告書が添えられ

ている。ただし、業務監査の結果に関する意見は記載されていない。

なお、平成 21 年度から次の事項を目的として、外部の専門家と業務契約を締結している。

1. 公益法人会計基準に則った会計帳簿及び財務諸表、予算・決算等に関する具体的指導及び相談
2. 税務事項に関し必要とする申告書等の具体的指導及び相談
税務官公署との折衝
3. 公益法人制度改革の遂行に必要な事項に関する具体的指導及び相談

オ．情報開示

9 月の市議会経営状況報告をもって開示するルールとしている。所管局は特段に指導監督は行っていない。

カ．改革プランの進捗状況

補助金の削減等、改革プランを当該団体と所管局とが話し合って対応を検討しているとのことである。

市全体でとりまとめた外郭団体経営改革プランでは、自主財源の確保の方策を検討する点を経営改革の取り組みとして掲げているが、現状、具体的な進捗はまだない。

(3) 監査結果

< 指摘事項 外 12-1 > 補助金の精算確定手続について

市は財団法人北九州市学校給食協会に対して協会運営経費見合いの補助金を交付している。補助金の精算確定手続において、使途となった管理経費や人件費の裏付け資料との照合等の検証を行っていない。これは、補助金の精算確定時期が決算時期と重複し、決算時に入金や支払伝票、領収書などの会計帳簿を預金通帳の突合を行っていることに加え、日々の出納のチェックは事務局長（市からの出向者・係長級）が行っているからとのことである。

しかしながら、出向者といえども当該団体の一職員の立場で決算を行っており、外郭団体は組織的にも十分でない面もあるから、牽制的な趣旨からは外部の所管の職員が検証手続を行う必要がある。

(4) 監査意見

< 監査意見 外 12-1 > 所管局による預金残高の検証について

所管局は決算時に通帳と会計帳簿との突合等の検証を行っている。

しかしながら、財団法人北九州市学校給食協会では金融機関からの残高証明書を入手していないので、決算時は定期的に入手し照合することが望ましい。

また、検証の証跡は所管局で記録、保管することが望ましい。

< 監査意見 外 12-2 > 会計指導について

ホームページで開示されている財務諸表が公益法人の会計基準（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せ）に規定される財産目録や注記を含んでいない。当該基準に基づいた適切な内容の財務諸表を適時に開示するように指導することが望ましい。

平成 21 年度からは公益認定制度に対応した表示方法を反映した基準に修正された新公益法人会計基準も適用されること、公益法人会計基準以外にも「公益法人会計基準の運用指針」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せ）や「公益法人会計における内部管理事項」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会幹事会申合せ）等の規定もあることから、所管局の十分な理解のもと、当該団体が適切に開示できるように会計指導を行うことが望まれる。

< 監査意見 外 12-3 > 理事会の運営について

理事会の運営に関し、平成 18 年度と平成 19 年度それぞれ 3 回ずつ開催された理事会にすべて委任状出席しているケースが見られた。

理事会開催日の調整や、より慎重な人選などについて当該団体との協議が望まれる。

< 監査意見 外 12-4 > 監事の業務監査結果報告について

寄付行為第 11 条によれば、監事は業務監査を行うこととされている。監査結果に基づく意見を監査報告書に記載することに関して、寄付行為では特に規定されていないが、適正に業務監査が実施されていることを示すため、業務監査の結果に基づく意見の監査報告書への記載に関し、監事と協議・検討することが望まれる。

以上